

第3次 【後期計画】 藤枝市環境基本計画

第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）
藤枝市気候変動適応計画／藤枝市食品ロス削減推進計画



環境日本一のまち

未来に輝く
持続可能な環境行動都市・
ふじえだ

～ “もったいない” でともにつくる幸せになるまち～



環境と幸せが調和するまち・藤枝

本市は、豊かな森林や瀬戸川をはじめとする自然環境、そして東海道の宿場町として培われた歴史・文化のもと、自然と調和したまちとして発展してきました。こうしたかけがえのない環境を未来へ引き継ぐため、平成21年に「もったいない都市宣言」を行い、市民・事業者・行政が一体となって、環境に配慮した取組を積み重ねてまいりました。



一方、前計画策定以降、私たちを取り巻く環境をめぐる状況は、これまでにない速さと規模で変化しています。世界的には、気候変動の影響が顕在化し、猛暑や豪雨などの自然災害が頻発する中、脱炭素社会への移行や生物多様性の保全は、待ったなしの課題となっています。加えて、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会構造の変化や、エネルギー価格の高騰は、私たちの暮らしや地域経済にも大きな影響を及ぼしています。

このような情勢を踏まえ、本市では、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組をはじめ、循環型社会の構築、自然と共生するまちづくり、さらには熱中症対策など、気候変動に適応した取組を一体的に進めてきました。今後は、社会や暮らしの変化を的確に捉えながら、市民一人一人の行動変容と、地域全体での実践につなげていくことが、これまで以上に重要となります。

こうした環境への取組が、市民の安全・安心な暮らしを支え、日々の豊かさや幸せの実感につながるよう、取組を進めてまいります。

本計画は、これまで藤枝市が大切にしてきた「もったいない」の精神を基盤に、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら協働し、「環境日本一のまち」の実現を次の段階へと進めるための指針です。環境への配慮が、暮らしの質の向上や地域の新たな価値創造につながるよう、本市は挑戦を続けてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆様、そして多様な分野からご尽力いただいた関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

今後とも、本市の環境施策へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

藤枝市長

北村正平

目次

▶第1章	計画の基本的事項	1
第1節	基本的事項	2
第2節	社会情勢や環境の変化	3
▶第2章	環境の現状	7
第1節	市の概況	8
第2節	気候変動・脱炭素	10
第3節	資源循環	12
第4節	自然環境との共生・生物多様性	14
第5節	生活環境	16
第6節	環境教育・協働	18
第7節	第3次計画（前期）の評価	20
▶第3章	計画の目標	25
第1節	基本理念	26
第2節	目指す将来像	26
第3節	基本目標	30
▶第4章	目標達成に向けた方針と取組	31
	第3次藤枝市環境基本計画の体系図	32
方針1	地球温暖化対策の推進	34
方針2	地球環境を守る暮らしの実現	36
方針3	資源の有効利用	38
方針4	身近な自然環境の保全	40
方針5	快適な生活環境の確保	42
方針6	環境教育の推進	44
方針7	協働の推進	46
▶第5章	第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）・ 藤枝市気候変動適応計画	49
第1節	計画の概要	50
第2節	温室効果ガス排出量の現状	52
第3節	将来予測	54
第4節	削減目標	55
第5節	地球温暖化対策の取組（緩和と適応）	61
第6節	適応の取組	62
第7節	熱中症対策行動指針	66
▶第6章	藤枝市食品ロス削減推進計画	71
第1節	計画の概要	72
第2節	食品ロスの現状	73
第3節	計画の目標	80
第4節	目標達成に向けた方針と取組	81
▶第7章	計画の推進と進行管理	89
第1節	計画の推進体制	90
第2節	計画の進行管理	92
▶資料編		93

第1章

計画の基本的事項

第1節 基本的事項

第2節 社会情勢や環境の変化

第1節 基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

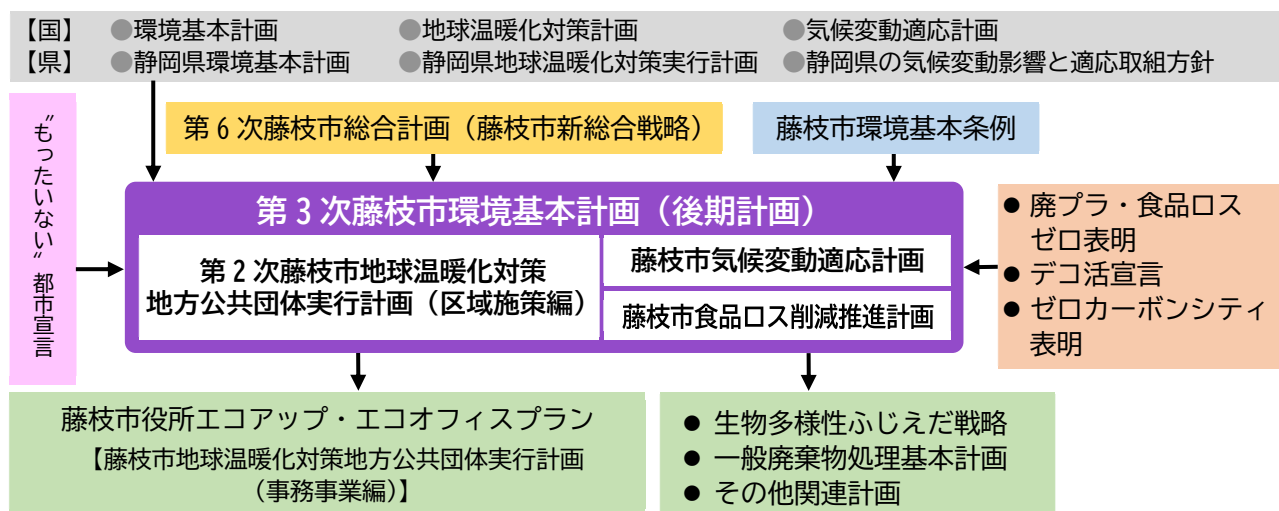
本市では、2020（令和2）年度に「第3次藤枝市環境基本計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、「環境日本一のまち」の実現に向けて、多様な施策を推進するとともに、市民・事業者・行政が一体となって環境行動に取り組んできました。

また、計画策定以降、国では「第六次環境基本計画」が閣議決定され、2050年カーボンニュートラル実現を見据えた取組や、気候変動への適応、資源循環・自然共生社会の構築など、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした社会情勢を踏まえるとともに、本市の素晴らしい環境を次世代に引き継ぐため、計画の後期（令和8年度～令和12年度）に向けて、より実効性のある「第3次藤枝市環境基本計画（後期計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、国や静岡県の「環境基本計画」や本市の「総合計画」などの上位計画及びその他関連計画との整合を図りつつ、市民・事業者・行政による環境活動や地球温暖化対策の最上位計画として策定します。



1-3 計画の期間

2026（令和8）年度～2030（令和12）年度の5年間とします。

1-4 計画の対象地域・対象範囲

本計画の対象地域は、本市の行政区域とします。ただし、広域的な取組が効率的・効果的となる施策は、国及び他の地方公共団体などと協力して推進するよう努めます。

本計画の対象範囲は、本市の環境への影響が考えられる活動すべてとします。

1-5 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市民・事業者・行政とし、それぞれが役割を分担し、協働・連携して進めます。

第2節 社会情勢や環境の変化

2-1 社会情勢の変化

▶人口減少・超高齢社会

国立社会保障・人口問題研究所によると、日本の総人口は2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、2070（令和52）年には約8,700万人にまで減少することが予測されています。一方、高齢化率は2024（令和6）年10月には過去最高の29.3%となり、さらに2070（令和52）年には38.7%にまで達するなど、これまでにない超高齢社会を迎えると推計されています。

▶暮らし方や働き方の変化

ICTの進展により、テレワークやオンライン会議など新たな働き方が定着し、人々の移動が減少するなど、生活様式が変化しています。また、都市と地方の両方に拠点を持つ二地域居住など、暮らし方の多様化も進んでいます。こうした変化は、社会全体の価値観やライフスタイルに影響を与え、環境に配慮した暮らしへの意識の高まりにもつながっています。

▶自然資本とSDGs

2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、国際社会全体の普遍的な目標としての17のゴール「SDGs（持続可能な開発目標）」が設定されました。これらの目標を体系的に整理した「SDGsのウェディングケーキモデル」では、経済・社会が生物圏（自然資本）に支えられて成り立つという考え方が示されています。近年、直面している気候変動や生物多様性の危機は、まさにこの自然資本の重要性を再認識させるものであり、経済社会活動の持続可能性が環境と深く結びついていることを実感させます。

▶「気候変動適応法」の施行と「気候変動適応計画」の閣議決定

近年の猛暑や台風、集中豪雨による自然災害の多発など、気候変動による影響に適応していくため、「気候変動適応法」が2018（平成30）年6月に公布され、同法に基づく「気候変動適応計画」が同年11月に、改定版が2021（令和3）年10月、2023（令和5）年5月に閣議決定されました。

さらに、2023（令和5）年4月には、法律の改正により「熱中症対策行動計画」が法定計画に格上げされるとともに、熱中症警戒アラートが熱中症警戒情報として法律に位置づけられました。また、市町村長が「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」を指定できる制度も創設されました。

▶「第六次環境基本計画」の閣議決定

2024（令和6）年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき持続可能な社会の姿として、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築が掲げられました。資源の有効利用や気候変動対策の強化、生物多様性の保全を通じて、持続可能で質の高い暮らしの実現を重視しています。

▶「第五次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2024（令和6）年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行」を国家戦略と位置づけ、気候変動の適応や生物多様性の保全、環境汚染の防止等の社会的課題を解決するだけでなく、産業競争力の強化や経済安全保障、地方創生、「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現にもつながるとしています。

2-2 環境の変化

▶脱炭素社会

2015（平成27）年12月、地球温暖化対策の新たな枠組として「パリ協定」が国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択され、2016（平成28）年11月に発効しました。

日本では、これを受けて「地球温暖化対策推進法」が2021（令和3）年3月に改正され、2050（令和32）年までのカーボンニュートラル（炭素中立）の実現が同法の基本理念に明記されました。また、同年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」の中で2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で温室効果ガス排出量を46%削減し、2050（令和32）年には実質ゼロとする目標が示されています。また、2025（令和7）年2月に改定された同計画では、2013（平成25）年度比で2035（令和17）年度に60%削減、2040（令和22）年度に73%削減する目標となっています。



カーボンニュートラルのイメージ

【資料：環境省】

▶循環型社会

資源投入量や消費量を抑制し、既存の資源を有効利用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す「サーキュラーエコノミー（循環経済）」という考え方が注目されています。

また、循環経済の実現に向けて、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの削減を促進するための「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年10月に施行されるとともに、2020（令和2）年7月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づくレジ袋の有料化や2022（令和4）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、それに基づく施策が推進されています。



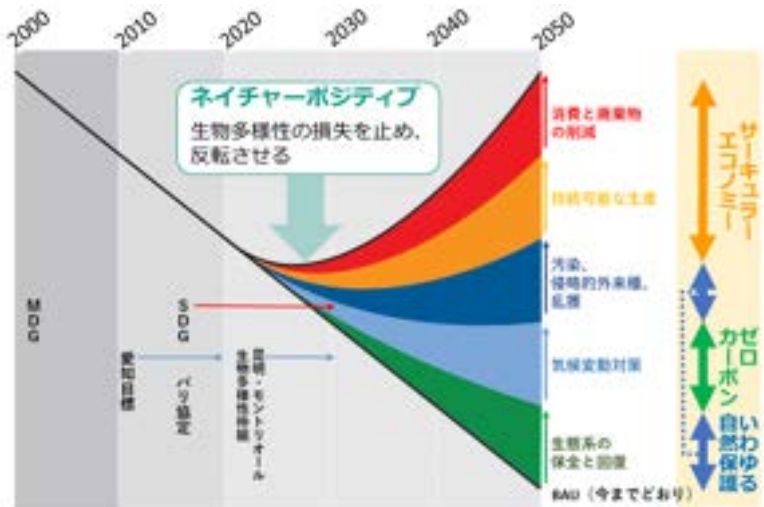
サーキュラーエコノミーへの移行イメージ

【資料：環境省】

▶自然共生社会

2022（令和4）年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方や、陸域と海域の30%以上を保全することを目指す「30by30」目標などが盛り込まれました。

これを踏まえて、国は2023（令和5）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。また、「30by30」達成に向けて、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の推進などを図るため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が2025（令和7）年4月に施行され、「自然共生サイト」の認定等が行われています。



ネイチャーポジティブのイメージ

【資料：環境省】

国内外と藤枝市における近年の動向

年月	内容 (◎は藤枝市)
2021(R3)年	<p>2月 ▶「ゼロカーボンシティ」を表明 ◎ ▶「ふじえだ 廃プラスチック・食品ロス ゼロ」を表明 ◎</p> <p>3月 ▶「第3次藤枝市環境基本計画」の策定 ◎ ▶「藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプラン《第5期藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）》」の策定 ◎</p> <p>4月 ▶国が2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標として46%削減（2013（平成25）年度比）とすることを宣言</p> <p>5月 ▶「みどりの食料システム戦略」の策定</p> <p>6月 ▶「地域脱炭素ロードマップ」の策定</p> <p>10月 ▶「地球温暖化対策計画」の閣議決定【2013（平成25）年度比で2030（令和12）年度までに46%削減（50%の高みに挑戦）を明記】 ▶「気候変動適応計画」「第6次エネルギー基本計画」の閣議決定</p> <p>12月 ▶COP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）で石炭火力の段階的削減を初めて国際文書に明記</p>
2022(R4)年	<p>3月 ▶「第4次静岡県環境基本計画」「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」「第4次静岡県循環型社会形成計画」の策定 ▶「一般廃棄物処理基本計画」（焼津市・藤枝市・志太広域事務組合）の策定 ◎</p> <p>4月 ▶「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行</p> <p>12月 ▶「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の採択</p>
2023(R5)年	<p>1月 ▶製品プラスチックの分別収集開始 ◎ ▶「オーガニックビレッジ」宣言 ◎</p> <p>3月 ▶IPCC（気候変動に関する政府間パネル）「統合報告書」の公表 ▶「生物多様性国家戦略2023-2030」の閣議決定 ▶「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」の策定 ▶「藤枝市食品ロス削減推進計画」の策定 ◎</p> <p>4月 ▶環境省による「自然共生サイト」認定事業の開始</p> <p>5月 ▶「熱中症対策実行計画」「気候変動適応計画」（一部変更）の閣議決定</p> <p>6月 ▶「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）」の施行</p> <p>12月 ▶COP28（国連気候変動枠組条約第28回締約国会議）で「脱化石燃料」の成果文書採択</p>
2024(R6)年	<p>1月 ▶脱炭素社会実現に向けた「デコ活」宣言 ◎</p> <p>3月 ▶「生物多様性ふじえだ戦略」の策定 ◎</p> <p>5月 ▶「第六次環境基本計画」の閣議決定</p> <p>8月 ▶「第五次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定</p>
2025(R7)年	<p>2月 ▶「地球温暖化対策計画」の閣議決定【2013年度比で2035（令和17）年度までに60%削減、2040（令和22）年度までに73%削減を明記】 ▶「第7次エネルギー基本計画」の閣議決定</p> <p>4月 ▶「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」の施行</p>
2026(R8)年	<p>3月 ▶「第3次藤枝市環境基本計画（後期計画）」の策定 ◎</p>

コラム



SDGs のゴールに貢献する藤枝市の 17 の目標

SDGs の達成に寄与するため、本市として取り組むべき目標を、SDGs の 17 のゴールに貢献する「本市独自の 17 の目標（ローカル SDGs）」として設定し、地方創生の一層の充実・深化とともに、その達成を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

環境の現状

- 第1節 市の概況
- 第2節 気候変動・脱炭素
- 第3節 資源循環
- 第4節 自然環境との共生・生物多様性
- 第5節 生活環境
- 第6節 環境教育・協働
- 第7節 第3次計画（前期）の評価

第1節 市の概況

▶位置・地勢 | 豊かな自然に恵まれたまち

- 市域の約7割を中山間地域が占め、北は南アルプスを望む赤石山系の森林地帯から、南は大井川の一部に至るまで東西16km、南北22kmに広がり、面積は約194km²と豊かな自然に恵まれています。
- 東海道五十三次の宿場町として「岡部宿」「藤枝宿」が栄えた歴史を持ち、現在もJR東海道本線や東海道新幹線、国道1号藤枝バイパス、東名高速道路、新東名高速道路が通る交通の要衝となっています。
- 北部が山地・丘陵地、南部が平坦地となっており、高根山や高草山などの山々、大井川や瀬戸川、朝比奈川などの河川が流れています。



本市の交通・標高・地形図
【資料：国土数値情報】

▶人口 | 今後も進む核家族化と少子高齢化

- 国勢調査によると、本市の総人口は減少傾向にあり、2020（令和2）年は141,342人でした。また、平均世帯人員が減少する「核家族化」や年少人口の減少と高齢人口の増加が進む「少子高齢化」が進行しています。
- 「第6次藤枝市総合計画後期計画」では、本市の人口は今後も減少し、少子高齢化がさらに進行すると推計され、2050（令和32）年の将来展望（目標）人口は約11.8万人と見込まれています。

▶気象 | 年間を通じて穏やかで雪の少ない温暖な気候

- 本市最寄りの気象観測データ（志太消防本部）によると、2024（令和6）年の年平均気温は18.4℃で温暖な気候となっており、年間降雨量は2,530mmとなっています。

▶土地利用 | 市街地の拡大

- 2023（令和5）年の土地利用の状況は、山林が44.9%と約半分を占めており、次いで畑が14.5%、宅地が11.0%、田が5.7%、原野が1.6%、その他が22.3%となっています。1976（昭和51）年と2021（令和3）年の土地利用の変遷を比較すると、市南部の市街地の拡大がみられます。

▶産業人口・構造 | 第1次産業・第2次産業の人口減少、最多は製造業

- 2020（令和2）年の産業別就業者数の割合は第1次産業が3.2%、第2次産業が31.3%、第3次産業が63.3%、分類不能が2.2%となっており、第1次産業及び第2次産業は近年、減少傾向となっています。産業構造においては、製造業（24.3%）が最も多く、次いで卸売業・小売業（15.3%）、医療・福祉（12.2%）が続いています。

▶農業 | 経営耕地面積・農家数の減少

- 2020（令和2）年の販売農家の経営耕地面積は901ha、農家数は1,016戸となっており、近年は経営耕地面積及び販売農家数ともに減少傾向にあります。

▶工業 | 大企業を中心とした製造業の工場の集積

○本市の製造業は、交通の利便性や、良質で豊富な水資源などの立地を活かし、大企業を中心に医薬品などの化学工業や食料品のほか輸送用機械器具などの工場が集積しています。2023（令和5）年の製造品出荷額等は約5,109億円となっています。

▶観光 | 年間約210万人の観光客

○2024（令和6）年度の観光交流客数は約210万人、うち宿泊客数は約21万人、観光レクリエーション客数は約189万人となっています。

▶文化と風土 | 藤、サッカー、お茶、日本遺産が彩るまち

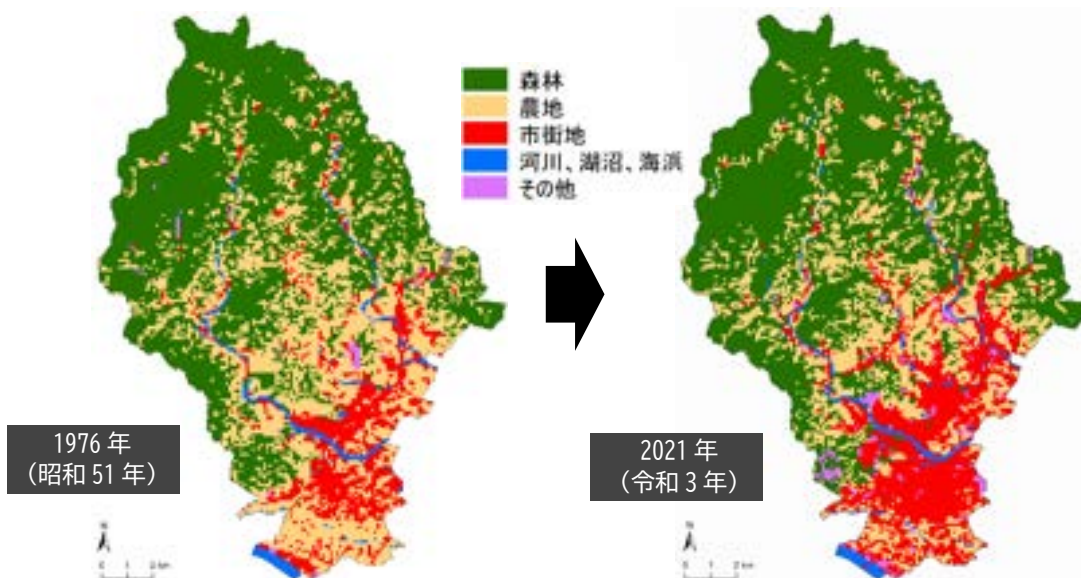
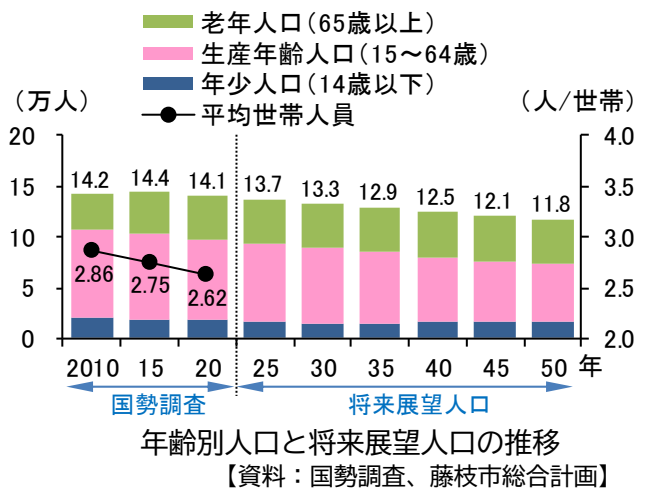
○2020（令和2）年に本市の「旧東海道に点在する街道文化」が日本遺産として認定されました。
○現在では藤（市の花）、サッカー、お茶、旧東海道のまちとして、全国に知られています。

▶文化財 | 103件の指定・登録文化財

○2024（令和6）年度末時点で、本市には指定文化財89件、登録文化財14件があります。このうち、天然記念物は県指定が7件、市指定が7件となっています。
○2023（令和5）年7月に開催された文化審議会文化財分科会の答申を受けて、文化庁長官により「藤枝市文化財保存活用地域計画」が認定されました。

▶景観 | 藤枝らしい特徴のある景観

○本市には、瀬戸川や朝比奈川などの清流、北部から連なる山並みなどの緑豊かな自然景観、旧東海道の宿場町、本市のシンボルでもある蓮華寺池公園、瀬戸川土手の桜並木など、藤枝らしい特徴のある美しい景観が数多くあります。



土地利用の変遷

【資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ】

第2節 気候変動・脱炭素

▶地球温暖化 | 年平均気温は上昇傾向

- 本市周辺の気象観測地点（静岡、菊川牧之原、川根本町）では、いずれも年平均気温は上昇で推移しているため、本市においても同様の傾向があると推定されます。
- 本市では、近年の豪雨や台風などの自然災害に対応するため、河川や上・下水道、道路などのインフラの点検や更新を継続的に実施し、市民生活の安全確保を図っていますが、インフラの老朽化に伴い、更新・維持管理に必要な費用や人材の確保が課題となっており、インフラの強靱化に向けた取組を継続的に進めていく必要があります。また、市民・事業者を対象としたアンケートでは、猛暑日の増加や集中豪雨の頻発といった気候変動の影響を強く実感していることが明らかとなりました。
- 気候変動に対する十分な対策を取らなかった場合、本市では21世紀末までに気温が現在より3~5℃上昇する可能性があり、これにより米の品質低下のほか、熱中症搬送者数や熱ストレスによる超過死亡者数の増加などが懸念されています。

▶温室効果ガス | 市域からの温室効果ガス排出量は減少傾向

- 2021（令和3）年度における市域の温室効果ガス排出量は844千t-CO₂となっており、2013（平成25）年度比で約16.3%減少（森林吸収量を含まない）しています。本市は中小企業が中心の産業構造であるため、資金、専門人材、技術情報が不足しており、事業活動における省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入が進みにくく、産業分野での脱炭素化が課題となっています。
- 2024（令和6）年度における本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は17,433.3t-CO₂となっており、2013（平成25）年度比で約13.3%減少しています。

▶再生可能エネルギー・省エネルギー | 設備の導入の推進

- 本市の2023（令和5）年度における再生可能エネルギー発電の導入容量は、太陽光発電の10kW未満が33,593kW、10kW以上が32,380kW、バイオマス発電が253kWで合計66,226kWとなっています。年間想定発電量は84,919千kWhであり、これは市内の総電力消費量の約9.7%を占めています。
- 本市では、公共施設における太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を行っており、2024（令和6）年度時点で公共施設25箇所、設備容量は1,487kWです。
- 本市では、家庭における再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器の導入に対する補助制度に加え、中小企業等の省エネルギー設備導入を対象とした支援を実施しています。
- 自然環境等と再生可能エネルギー施設の調和を目的に「藤枝市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を2019（令和元）年7月1日から施行しています。

▶カーボンオフセット | グリーン電力等の活用

- 本市では、グリーン電力等を活用したイベントを実施しており、2024（令和6）年度は「ルミスタ☆ふじえだ〜ファンタジックイルミネーション〜」等のイベントにおいて、合計3,200kWhの太陽光発電を由来とするグリーン電力を使用しました。
- 「J-クレジット制度」の活用促進と森林資源の有効利用を目的に、地域循環モデル「藤枝型森林カーボンクレジット」の枠組を官民連携で確立しました。

▶市民などへの取組の普及 | 環境配慮行動を促す仕組みづくり

- 本市では、「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」の推進に取り組み、脱炭素型のライフスタイルへの行動変容を推進しています。
- 環境配慮行動の習慣化を目的として、家庭での節電を促進する「わが家の節電“もったいない”キャンペーン」を実施しています。2024（令和6）年度は、この取組により13,810kWhの電力使用量が削減

されました。

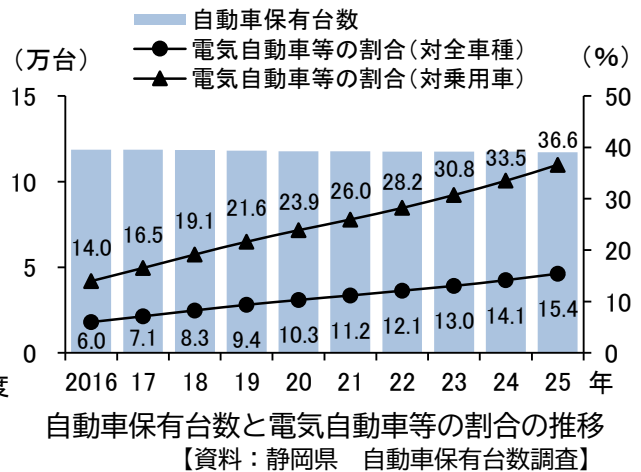
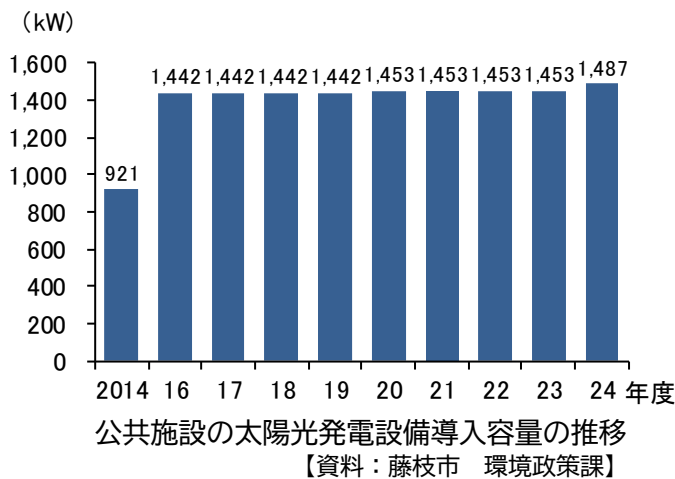
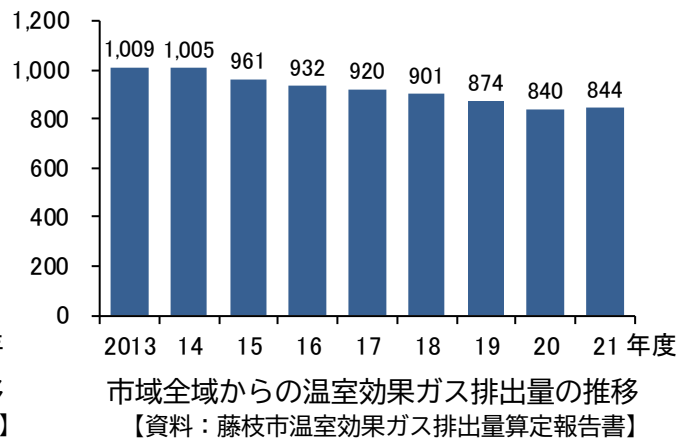
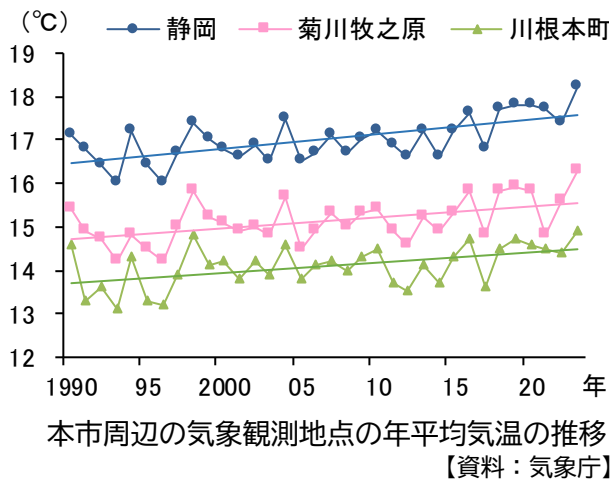
- 環境にやさしいライフスタイル定着を目的とした「ふじえだ環境マイレージ」は、環境に配慮した行動でポイントが貯まり、協力店で様々なサービスを受けられます。

▶交通手段 | 電気自動車等の割合は増加

- 本市の自動車保有台数は、やや減少傾向ですが、電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）は増加しています。2025（令和7）年4月1日現在でこれらの車両が全乗用車に占める割合は36.6%（県平均は36.9%）です。
- 2023（令和5）年度のJR 藤枝駅の年間乗車人員は約372万人、2022（令和4）年度のバス年間乗車人員は約139万人となっています。2020（令和2）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により減少しましたが、近年は回復傾向にあります。
- 停留所をきめ細やかに設置するバス停型乗合タクシーの新設や延伸、拡充を進めています。
- 2018（平成30）年3月から民間事業者による「街なかシェアサイクル」サービスを開始しました。アプリを利用して、駐輪場から電動アシストつき自転車の貸出・返却が可能です。

▶通勤手段の転換 | ノーカーダーの実施

- 市役所では市職員による取組として、「チャレンジ！エコ通勤」を実施しています。2013（平成25）年にはこの取組が評価され、「公共交通利用推進等マネジメント協議会」より、県内の自治体として初めて「エコ通勤優良事業所」の認証を受けました。また、毎年12月に市域全体のCO₂削減を目的とした「藤枝市統一ノーカーデー」を実施しており、市内事業所も参加しています。



第3節 資源循環

▶ごみ排出量・リサイクル率 | 減少傾向にあるごみ総排出量

- 2023（令和5）年度における本市のごみ総排出量は32,941tで、減少傾向となっています。また、1人1日当たり排出量は637gで、全国平均851g、県平均807gよりも少なく、人口10万人以上50万人未満の自治体の中では全国で7位、県内でも2位となっています。さらに、市が収集した家庭ごみのリサイクル率は25.0%であり、増加傾向となっています。
- 本市では6R（リフューズ、リターン、リカバー、リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組んでいますが、資源循環の仕組みや経済性が十分でなく、普及や定着には課題もあります。

▶生ごみ・食品ロス | 生ごみの堆肥化や食品ロス対策の推進

- 2011（平成23）年度から一部地域において、家庭からの生ごみの分別回収を開始し、2023（令和5）年度は約20,000世帯を対象に、生ごみの堆肥化や資源化を実施しています。
- 生ごみ処理機や直接投入型ディスポーザの購入者に対しては、補助金を交付しており、特に直接投入型ディスポーザの購入支援は、県内初の取組となっています。
- 廃プラスチック及び食品ロスの排出ゼロの実現に向けて、市民・事業者・行政が一丸となって取り組むために2021（令和3）年2月に「ふじえだ 廃プラスチック・食品ロス ゼロ」を表明しました。
- 食品ロス削減の具体的な取組として、2023（令和5）年3月に「藤枝市食品ロス削減推進計画」を策定し、「もったいない」で食の恵みを大切にすまちなふじえだ」を基本理念として市民・事業者・行政の取組を推進しています。
- 中部学校給食センターでは、野菜くずや食べ残しを堆肥化し、市民へ配布しています。

▶資源物の収集 | 製品プラスチックの回収開始

- 資源・不燃物の拠点回収施設を市内3箇所（北部・南部・岡部エコステーション）に設置し、北部・南部エコステーション及び各地区の交流センターでは古着の収集を実施しています。
- 本市では、使用済みの天ぷら廃油を分別収集し、民間の資源化業者によって飼料・肥料・石けんにリサイクルしています。
- 2023（令和5）年1月から分別収集を開始した「製品プラスチック」に2024（令和6）年4月から「容器包装プラスチック」以外の単一のプラスチック製品（塩化ビニル製品を除く）を対象に加えることで、より幅広い製品プラスチックの回収を可能とし、プラスチック資源循環を推進しています。

▶ごみ処理場 | 「クリーンセンター志太」の稼働を予定

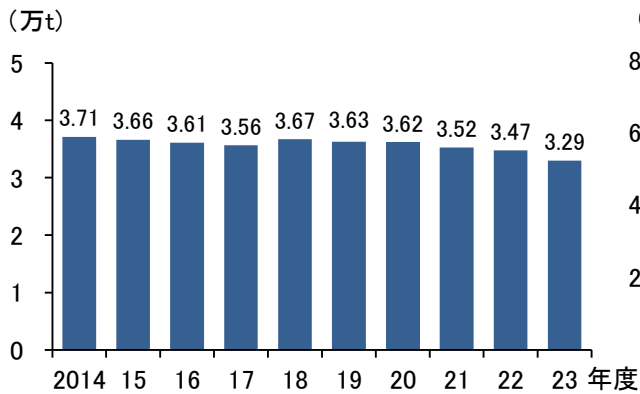
- 本市で収集された一般廃棄物のうち、燃やすごみは高柳清掃工場で焼却処理された後、発生した焼却灰の一部は道路の路盤材やセメントなどにリサイクルされ、残りは民間の最終処分場で埋立てています。
- 志太広域事務組合では、高柳清掃工場、一色清掃工場及びリサイクルセンターの機能を統合した処理施設「クリーンセンター志太」を整備しており、可燃ごみ処理施設及び資源物処理施設が2027（令和9）年に稼働する予定です。

▶排水処理 | 下水道の汚水や浄化槽の汚泥の適正処理

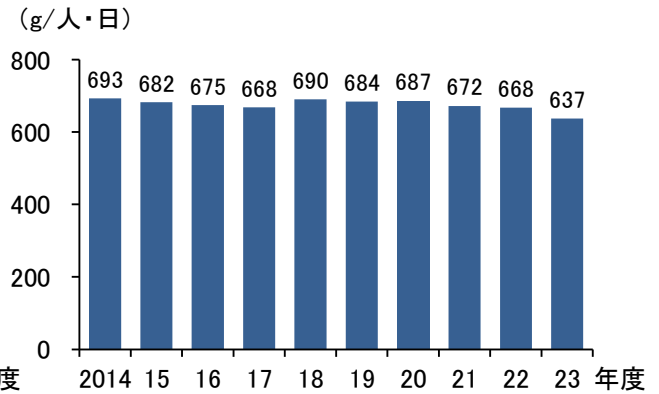
- 公共下水道から排出される汚水は、浄化センターで処理後、処理水を瀬戸川に放流しています。
- 農業集落排水処理施設や合併処理浄化槽、単独処理浄化槽などから発生する浄化槽汚泥は、藤枝環境管理センター（志太広域事務組合）で処理後、処理水を大井川に放流しています。
- 藤枝環境管理センターは老朽化した設備・装置の更新に対応するため、2021（令和3）年4月1日に新施設の稼働を開始しました。新施設では、し尿や浄化槽汚泥からリン資源の回収も行っています。

▶不法投棄 | 不法投棄や散乱ごみの収集及び監視活動の実施

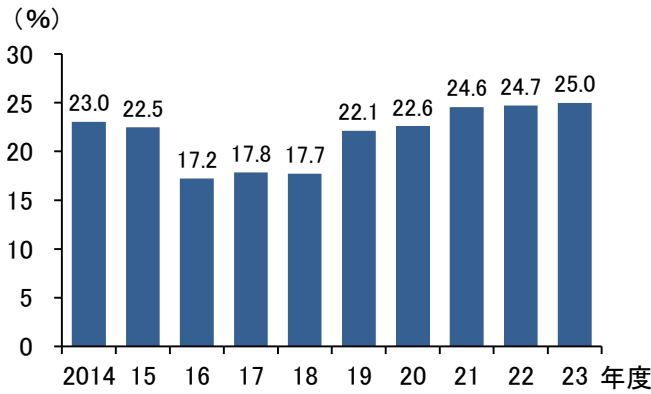
○ 不法投棄の抑止や不法投棄・散乱ごみの収集を目的として、市職員などによる定期的なパトロールを行っているほか、環境衛生自治推進協会委員や環境美化推進員などと連携し、不法投棄の監視活動を随時実施しています。



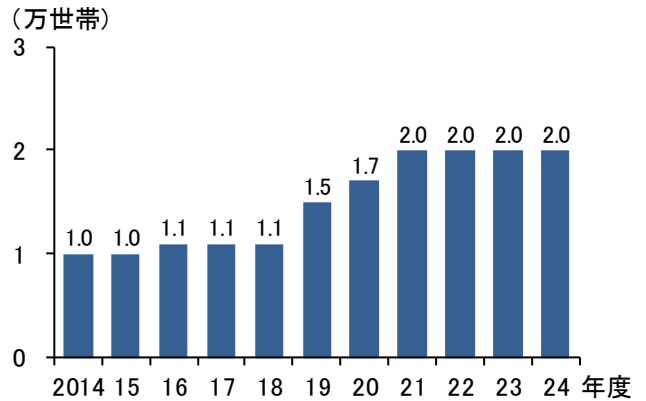
ごみ排出量の推移
【資料：一般廃棄物処理実態調査】



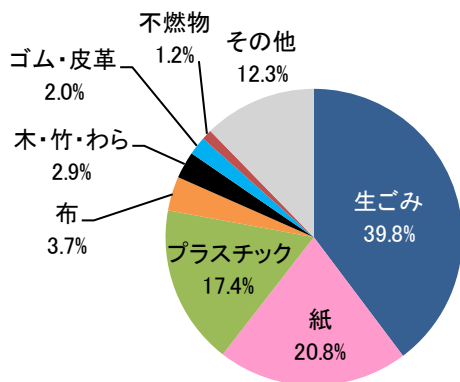
1人1日当たりのごみ排出量の推移
【資料：一般廃棄物処理実態調査】



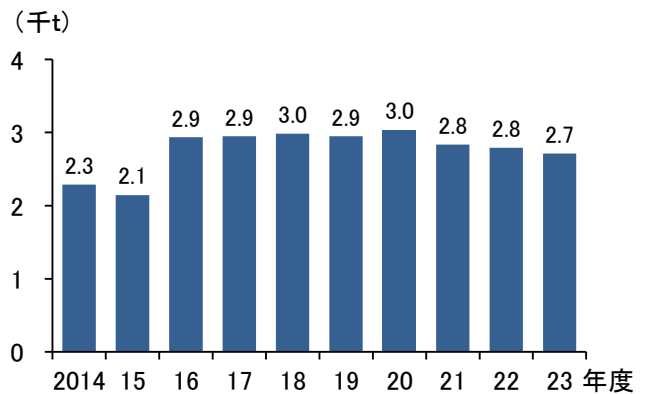
リサイクル率の推移
【資料：一般廃棄物処理実態調査】



生ごみの分別収集年間世帯数の推移
【資料：藤枝市 生活環境課】



ごみ組成分析 (2024年度)
【資料：藤枝市 生活環境課】



最終処分量の推移
【資料：一般廃棄物処理実態調査】

第4節 自然環境との共生・生物多様性

▶森林・竹林 | 市域の半分を占める森林と拡大する放置竹林

- 市北部から中央部は森林が広がり、市域に占める森林率は約 48%（県平均は約 64%）です。このうち、人工林の割合は約 63%（県平均は約 60%）であり、その約 38%は伐採適齢期に達しています。
- 2024（令和 6）年度からは、倒木等による道路や電線等のインフラ施設や市民の森等の市民の憩いの場への被害を未然に防ぐため、里山林における立木伐採等による森林環境整備を実施しています。
- 放置竹林が森林や耕作地などへ侵入・拡大することで、竹林面積が増加しています。そのため、本市では放置竹林の対策に取り組んでおり、2024（令和 6）年度は 0.27ha の放置竹林を解消しました。
- 道路建設や住宅地等の造成により、生息地が分離されるとともに、人の往来などに伴い、外来種が侵入しやすい環境となるなどの影響がみられます。

▶農地 | 荒廃農地、有害鳥獣による農業被害

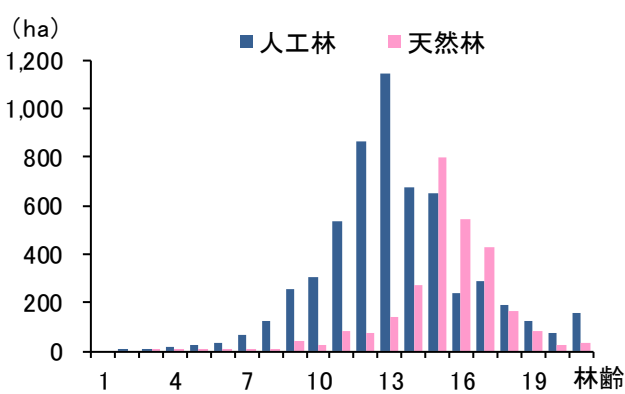
- 2023（令和 5）年の農業産出額は、米やみかん、茶（生葉）、荒茶、肉用牛、いちご、レタス、トマトなどが多くなっています。
- 本市では、県内屈指の有機農業の先進地である強みを活かし、2023（令和 5）年 2 月 14 日に「オーガニックビレッジ宣言」を行いました。
- 2024（令和 6）年度の「荒廃農地解消アクションプラン」の実績において、本市の荒廃農地面積は 213.5ha となっています。
- 2023（令和 5）年度の有害鳥獣による農作物被害額は 6,627 千円で、そのうちイノシシによる被害が全体の 73.3%を占めています。
- 農業従事者の減少や高齢化により、農地の維持・管理や収益性の確保が課題となっています。

▶河川・湧水 | 大井川・瀬戸川・朝比奈川などの河川、蓮華寺池や湧水などの水辺

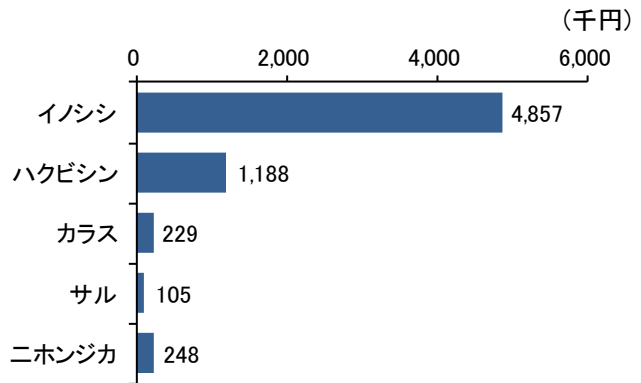
- 市内には、大井川や瀬戸川、朝比奈川といった重要な河川が流れているほか、蓮華寺池などのため池や青池、姥ヶ池などの湧水もみられ、水辺の豊かな自然環境を形成しています。

▶市街地 | 施設緑地、グリーンカーテン、ビオトープの創出

- 2024（令和 6）年 3 月末現在の施設緑地（供用）の面積は、都市公園が 118.3ha、公共施設緑地が 124.6ha、民間施設緑地が 29.6ha で合計 272.5ha となっています。
- 節電を目的に「もったいない” 緑のカーテンプロジェクト」として、幼稚園や小学校などに種や苗、資材などを配布しています。「グリーンカーテン」の設置には、省エネルギーのほか、市街地の緑を増やし、野鳥や昆虫など都市内の生物多様性の維持にもつながります。
- 市内には、ビオトープを創出している事業所や民間団体があり、市街地やその周辺における貴重な自然環境を形成するとともに、身近な環境教育の場としても活用されています。また、ビオトープを市内に広げていくことで、生態系の分断という課題解決にもつながります。



民有林の林齢別面積の分布 (2024 年度)
【資料：藤枝市森林整備計画】



有害鳥獣被害金額 (2023 年度)
【資料：藤枝市鳥獣被害防止計画】

第5節 生活環境

▶公害 | 公害苦情の増加

- 2024（令和6）年度の公害苦情件数は68件で、うち騒音・振動に関する苦情が34件と全体の50%を占め、増加傾向にあります。近年の苦情の発生源は、建設・土木工事や家庭生活、飲食店など、多様化しています。
- 本市では、市内の37事業所と公害防止協定を締結しています。
- 近年では、屋外照明器具や屋外広告物から発する光のうち、目的外の照明範囲に漏れる光によって生じる「光害」が問題になっています。

▶大気汚染 | 光化学オキシダント以外は環境基準を達成

- 市内には大気汚染の常時観測地点として、高柳の一般環境大気測定局及び郡の自動車排出ガス測定局があり、二酸化硫黄（SO₂）や二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、光化学オキシダントなどの測定を行っています。2024（令和6）年度においては、光化学オキシダントを除くすべての測定項目で環境基準を達成しています。

▶悪臭 | 臭気指数による規制

- 本市では、2011（平成23）年に「物質濃度規制」から、人の嗅覚を用いて臭気の強さを評価する「臭気指数規制」に変更し、市内全域において臭気指数15を規制基準として定めています。

▶騒音・振動 | 環境基準を達成

- 本市では、（主）島田岡部線や国道1号藤枝バイパスの交通騒音の実態調査と自動車騒音の常時監視による面的評価を行っています。2024（令和6）年度は、（主）焼津森線、（一）上青島焼津線、（一）高洲和田線、（一）焼津青木線の4路線4箇所での面的評価調査を行い、交通騒音・振動のいずれの調査においても環境基準を達成しました。

▶水質汚濁 | 約8割が環境基準を達成

- 県が環境基準を適用している河川は、市内では瀬戸川をはじめとして5河川あります。2024（令和6）年度の水質汚濁に係る環境基準達成率は85.7%で、全体としておおむね良好な水質が保たれています。類型指定がされている河川では瀬戸川下流（豊田橋）を除き、BODの値が、環境基準を達成しています。ただし、中小河川では大井川用水の流入が減少する冬季に水質が悪化する傾向がみられます。
- 本市では、定期的に河川水生生物調査を実施しており、2022（令和4）年度は33箇所で行いました。その結果、山間部の河川は「きれいな水」と判定された一方、市街地では「きたない水」と判定されました。
- 本市では、ゴルフ場からの排水に含まれる使用農薬の調査や周辺地域の地下水調査を継続的に実施しています。

▶水循環 | 水源保全地域の指定

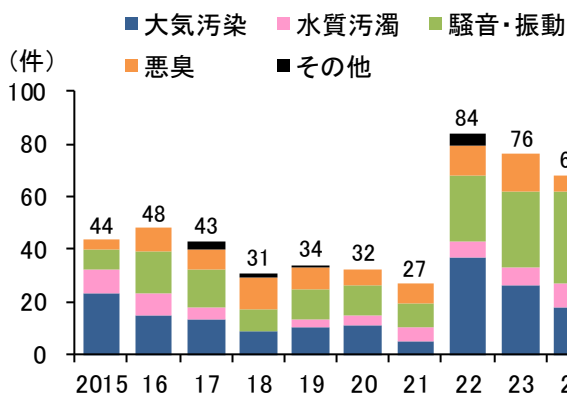
- 「静岡県水循環基本条例」に基づき、市内の地域森林計画対象の森林も「水源保全地域」に指定されており、これらの区域で土地取引や開発を行う際には事前の届出が必要となるなど、健全な水循環の維持に向けた取組を進めています。

▶有害化学物質 | 環境基準を達成

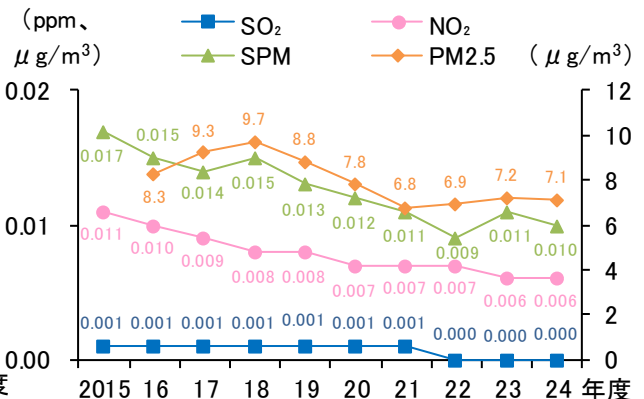
- 市内を流れる 11 河川において、人の健康の保護に関する環境基準と排水基準に基づく 27 項目の有害物質調査を年 1 回実施していますが、すべての項目において環境基準を達成しています。
- 市役所本庁舎屋上で、大気中のダイオキシン類の測定を年 2 回実施しており、2024（令和 6）年は環境基準を達成しています。

▶生活排水処理 | 汚水処理人口普及率は年々増加傾向

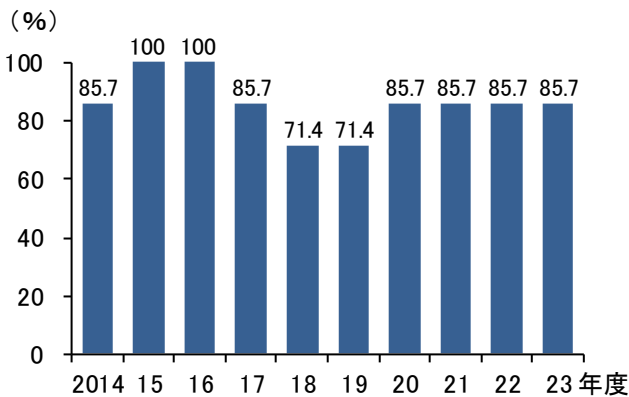
- 本市では、合併処理浄化槽設置者に対する補助制度を実施し、排水対策に努めています。下水道や合併処理浄化槽の普及が進み、2023（令和 5）年度の汚水処理人口普及率は 80.0%で年々増加傾向ですが、依然として約 2 割の市民は生活雑排水を未処理または簡易処理のまま公共用水域に放流しています。



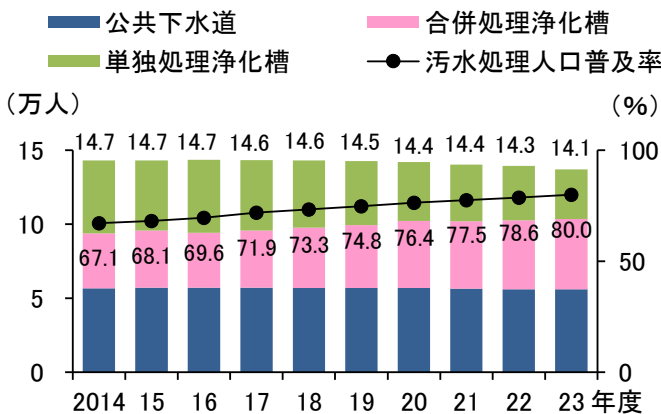
公害情報提供件数の推移
【資料：ふじえだの環境】



大気汚染物質濃度の推移
【資料：静岡県 大気汚染及び水質汚濁等の状況】



水質汚濁に係る環境基準達成率の推移 (BOD75%値) 【資料：藤枝市 環境経営レポート】



し尿処理人口の推移
【資料：一般廃棄物処理実態調査、汚水処理人口普及状況】



河川水生生物調査の結果 (2022 年度)
【資料：パンフレット「川の中のヒラタ君」】

第6節 環境教育・協働

▶環境教育・環境学習 | 人材育成や環境教育・環境学習の実施

- 市内小中学校においては、理科や社会の授業の中で環境教育を実施しているほか、環境学習副読本の配布も行っています。また、市内の高校に通う生徒を対象に、環境をテーマとした論文コンテストを行い、選出された生徒を「高校生環境リーダー」に任命し、環境先進地（国外）での研修を実施しています。
- 学校教育の場以外では、市民を対象とした出前講座や夏休みに親子で参加できる講座などの学習講座などを実施し、幅広い世代に環境への理解や環境に配慮した行動について学ぶ機会を提供しています。
- 2024（令和6）年度の「環境学習講座の参加者数」は3,021人であり、2019（令和元）年度の2,647人よりも増加しています。

▶環境情報 | 「ふじえだの環境」などによる環境情報の提供

- 毎年発行している「ふじえだの環境」や市公式ホームページなどを通じて、環境に関する情報の提供を行っています。市役所におけるエコアクション21の取組についても、年次報告書として情報発信を行っています。

▶もったいない運動 | 「もったいない運動」の推進

- 「もったいない」は、古くから日本人が大切にしてきた環境を守るための行動様式の一つです。本市では、2009（平成21）年12月20日には「もったいない都市宣言」を行い、「もったいない」を合言葉に様々な取組を推進しています。
- 普段から実践できる環境行動を発見、気づく場とするため、「“もったいない”市民のつどい」を開催し、小学生による「“もったいない”ポスターコンクール」の表彰や本市の施策の紹介などを行っています。
- 環境にやさしい取組を行う企業やNPO、市民団体、市民の皆さんに登録いただき、環境に関する情報提供や情報交換を行うネットワークとして「藤枝もったいない倶楽部」を創設しました。2024（令和6）年度時点の登録団体は99団体となっています。
- 藤枝もったいない倶楽部に登録する団体もったいない運動をさらに推進するため、環境活動を実施する場合には、「藤枝もったいない倶楽部環境活動支援制度」により、必要な経費の一部を支援しています。
- 飲料メーカーと自動販売機設置事業者の協力により、「もったいない運動推進募金自動販売機」を市内に設置しています。この自動販売機の売り上げの一部は「藤枝市もったいない運動推進募金」として、本市の環境保全活動に活用されています。

▶各主体の取組推進 | 「低炭素杯2017」の優良賞を受賞

- 2016（平成28）年12月9日、低炭素杯実行委員会（事務局 一般社団法人地球温暖化防止全国ネット）が主催する「低炭素杯2017」において、951団体のエントリーの中から、本市の取組「“もったいない”を実践する環境行動都市・ふじえだ」が、優良賞を受賞しました。
- 2024（令和6）年度の「環境保全活動の年間参加者の割合」は11.31%であり、2020（令和2）年度の10.25%よりも増加しています。

▶**エコアクション21 | 事業者のエコアクション21認証取得の支援**

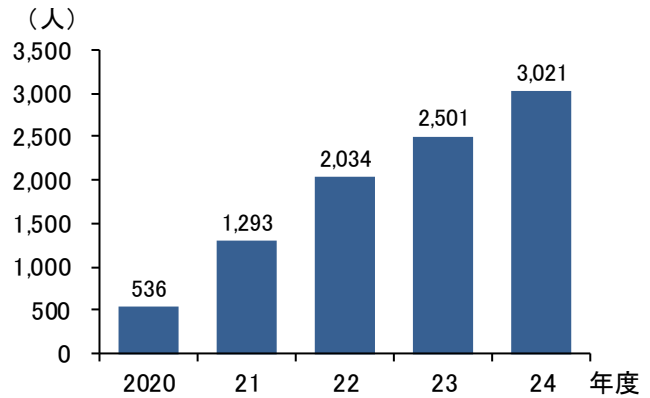
- 2008（平成20）年3月に市役所本庁舎を対象として「エコアクション21」の認証を取得し、2012（平成24）年度からは総合病院を除くすべての公共施設を対象に認証を取得しています。
- 市内の事業者への「エコアクション21」の普及を図るため、様々な支援を行っています。2020（令和2）年度時点では、市内で環境マネジメントに取り組む事業所数は65事業所となっています。

▶**環境美化 | 「まち美化里親制度」の実施**

- 市民・企業などが公園や道路、河川などの公共空間を「養子」に見立て、わが子を育てるように清掃・美化を行う「まち美化里親制度（アダプト・プログラム）」を実施しており、2024（令和6）年度時点で62団体が登録しています。



“もったいない”ポスターコンクール
の入賞作品を貼ったごみ収集車

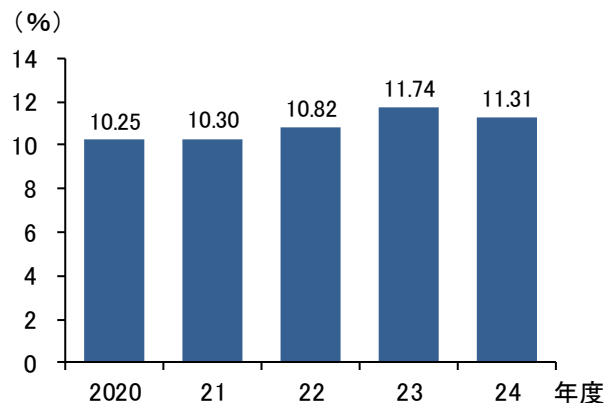


環境学習講座の年間参加者数の推移

【資料：藤枝市 環境政策課】

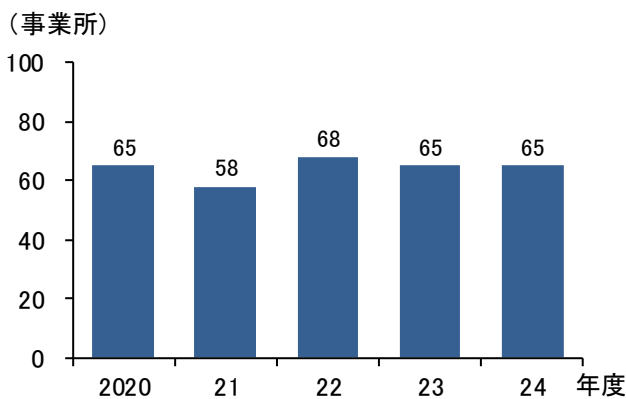


もったいない運動推進募金自動販売機



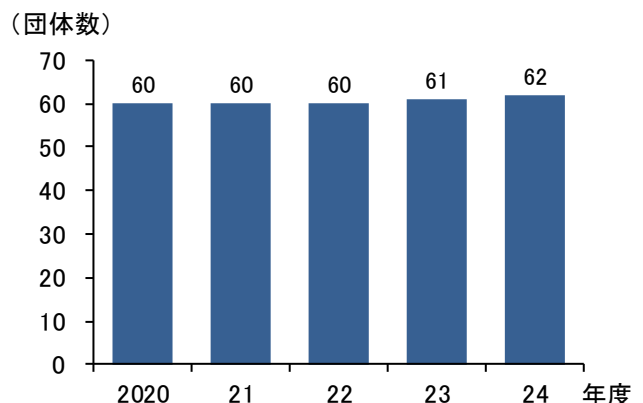
環境保全活動の年間参加者の割合の推移

【資料：藤枝市 環境経営レポート】



環境マネジメント取組事業所数の推移

【資料：藤枝市 環境政策課】



まち美化里親団体数の推移

【資料：藤枝市 市民活動団体支援室】

第7節 第3次計画（前期）の評価

7-1 環境指標の達成状況

第3次計画では、全部で7つの環境指標を設定し、達成に向けて取り組んできた結果、2024（令和6）年度における達成状況は次のとおりです。これらの結果を本計画の目標設定につなげていきます。

【2024（令和6）年度時点における評価】

- ◎：2025（令和7）年度目標を達成
- ：2025（令和7）年度目標値に向け順調に推移
- △：2025（令和7）年度目標値への進捗度が低い
- ×：2025（令和7）年度目標値の達成が困難

▶基本目標1 地球にやさしいまちづくり

2021（令和3）年度の現状値において、「市域全体における温室効果ガスの年間排出量」「家庭から出る二酸化炭素の1人1日当たりの排出量」は中間目標を既に達成しています。ただし、本指標は国の「地球温暖化対策計画」の新たな削減目標などを踏まえて、目標を見直す必要があります。

【方針1】地球温暖化対策の推進 ～エネルギーを有効利用します～

環境指標	2019年度	2024年度	2025年度	2030年度	中間評価
	基準	現状	中間目標	目標	
市域全体における温室効果ガスの年間排出量（千t-CO ₂ ）	1,030.7 (2016年度)	843.8 (2021年度)	896.5 (2022年度)	785.1 (2027年度)	◎

注) 基準年度の2013（平成25）年度における温室効果ガス排出量は970.0千t-CO₂である。しかし、第5章「第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）・藤枝市気候変動適応計画」では温室効果ガス排出量の再計算を行った結果を使用しており、数値が異なる点は留意する必要があります。

【方針2】地球環境を守る暮らしの実現 ～地球にやさしい暮らしを実現します～

環境指標	2019年度	2024年度	2025年度	2030年度	中間評価
	基準	現状	中間目標	目標	
家庭から出る二酸化炭素の1人1日当たりの排出量（g-CO ₂ ）	5,494.6 (2016年度)	4,476.8 (2021年度)	4,600.9 (2022年度)	3,737.4 (2027年度)	◎

▶基本目標2 ものが循環するまちづくり

2024（令和6）年度の現状値において、「ごみの1人1日当たりの排出量」は中間目標を既に達成しています。これまでの推移を踏まえた目標に見直す必要があります。

【方針3】資源の有効利用 ～循環型の社会をつくります～

環境指標	2019年度	2024年度	2025年度	2030年度	中間評価
	基準	現状	中間目標	目標	
ごみの1人1日当たりの排出量（g/人・日）	690.1 (2018年度)	636.9 (2023年度)	682.8 (2024年度)	678.3 (2029年度)	◎

▶基本目標3 自然とともに安心して暮らせるまちづくり

2024（令和6）年度の現状値において、「緑化推進への年間取組件数」「水質汚濁に係る環境基準達成率」は中間目標を既に達成しています。

【方針4】身近な自然環境の保全 ～豊かな自然の恵みを楽しみ、継承します～

環境指標	2019年度	2024年度	2025年度	2030年度	中間評価
	基準	現状	中間目標	目標	
緑化推進への年間取組件数（件）	494	591	550	600	◎

【方針5】快適な生活環境の確保 ～健康で安心な暮らしを守ります～

環境指標	2019年度	2024年度	2025年度	2030年度	中間評価
	基準	現状	中間目標	目標	
水質汚濁に係る環境基準達成率（％）	71.4	85.7	85.7	100	◎

▶基本目標4 みんなで考え 行動するまちづくり

2024（令和6）年度の現状値において、「環境学習講座の年間参加者数の割合」「環境保全活動の年間参加者数の割合」は中間目標及び2030（令和12）年度目標を既に達成しています。これまでの推移を踏まえた目標に見直す必要があります。

【方針6】環境教育の推進 ～年代を問わず環境人材を育成します～

環境指標	2019年度	2024年度	2025年度	2030年度	中間評価
	基準	現状	中間目標	目標	
環境学習講座の年間参加者数の割合（％）	1.80	2.17	1.90	2.00	◎

【方針7】協働の推進 ～環境保全活動の輪を広げます～

環境指標	2019年度	2024年度	2025年度	2030年度	中間評価
	基準	現状	中間目標	目標	
環境保全活動の年間参加者数の割合（％）	10.50	11.31	10.80	11.10	◎

7-2 意識調査による評価

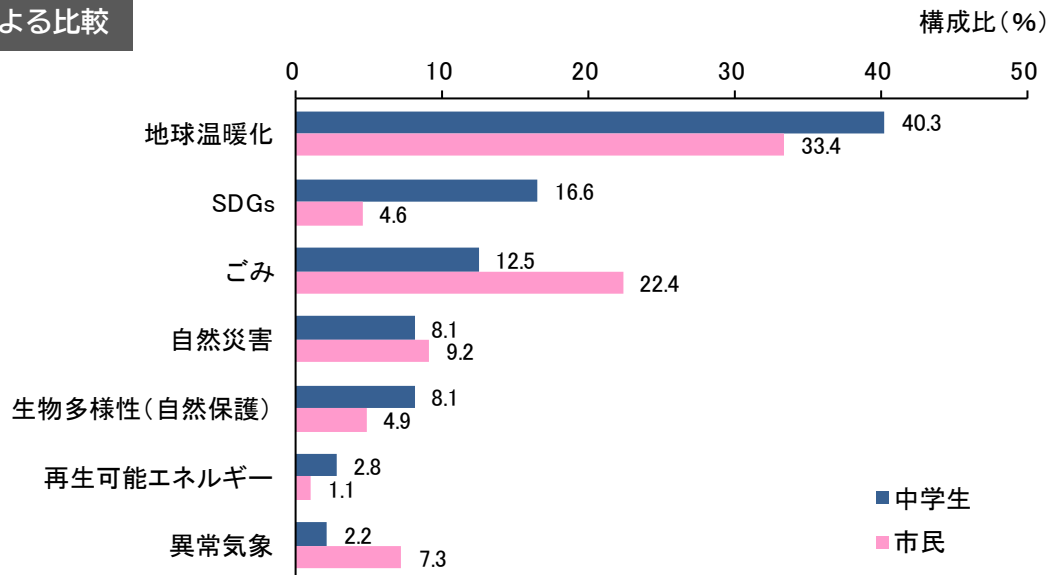
2024（令和6）年度に中学生・市民・事業者を対象とした「第3次藤枝市環境基本計画後期計画に関するアンケート調査」を実施しました。2019（令和元）年度に実施したアンケート結果との比較も交えて、中学生・市民・事業者の意識調査による評価をまとめます。

▶「環境」のイメージ（中学生・市民）

「環境」のイメージとして、中学生は「地球温暖化」（40.3％）や「SDGs」（16.6％）、「ごみ」（12.5％）、「自然災害」（8.1％）、「生物多様性」（8.1％）などが多く、市民は「地球温暖化」（33.4％）や「ごみ」（22.4％）、「自然災害」（9.2％）、「異常気象」（7.3％）などが多いことがわかりました。

特に中学生は、市民より地球温暖化やSDGsを環境問題として強く認識していることが特徴的です。これは、学校や家庭における環境教育などを通じて、次世代を担う中学生が市民よりも地球温暖化やSDGsに高い意識を持っており、「環境日本一のまち」の実現に向けた人材の育成につながっていくものと考えられます。

中学生・市民による比較

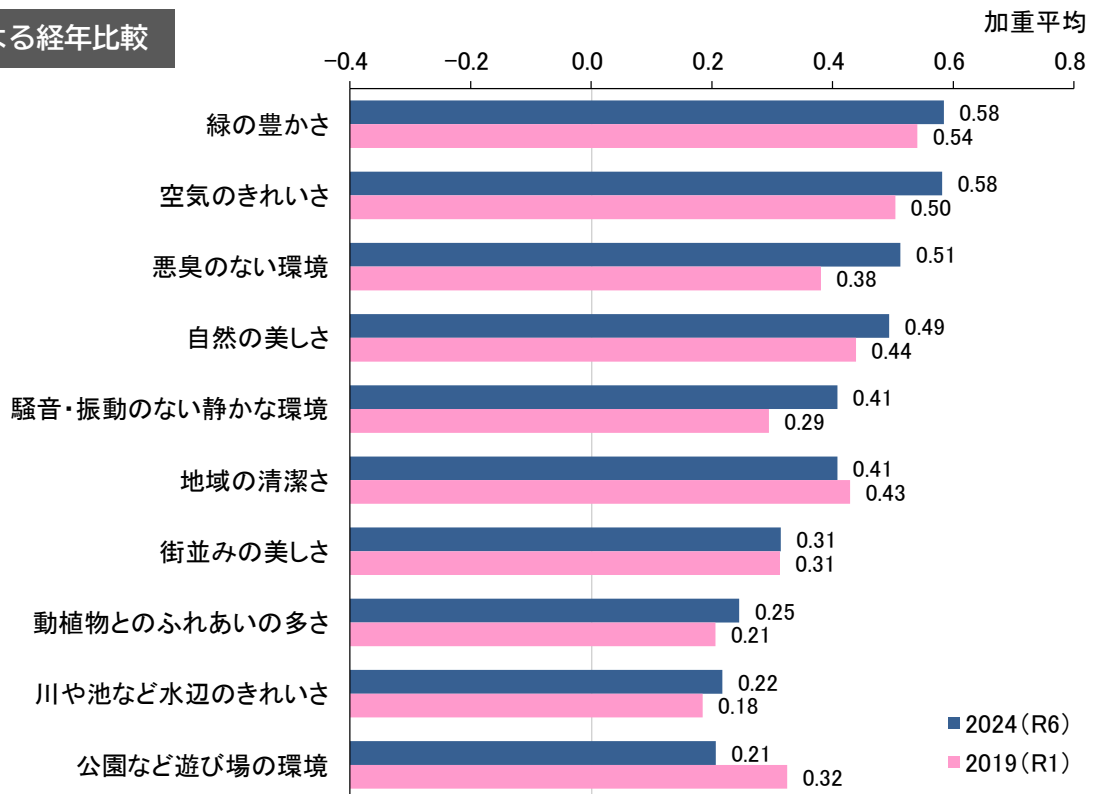


▶環境に対する満足度（中学生）

2024（令和6）年度の結果をみると、「緑の豊かさ」や「空気のきれいさ」「悪臭のない環境」「自然の美しさ」などの満足度が高く、「公園など遊び場の環境」や「川や池など水辺のきれいさ」「動植物とのふれあいの多さ」などの満足度が低いことがわかりました。

満足度の変化を過去の結果と比較すると、満足度が上昇している項目が多い中で、「公園などの遊び場の環境」（-0.11）と「地域の清潔さ」（-0.02）は低下しています。公園などの遊び場の環境整備や、ポイ捨てや不法投棄などの防止対策が必要です。

満足度による経年比較

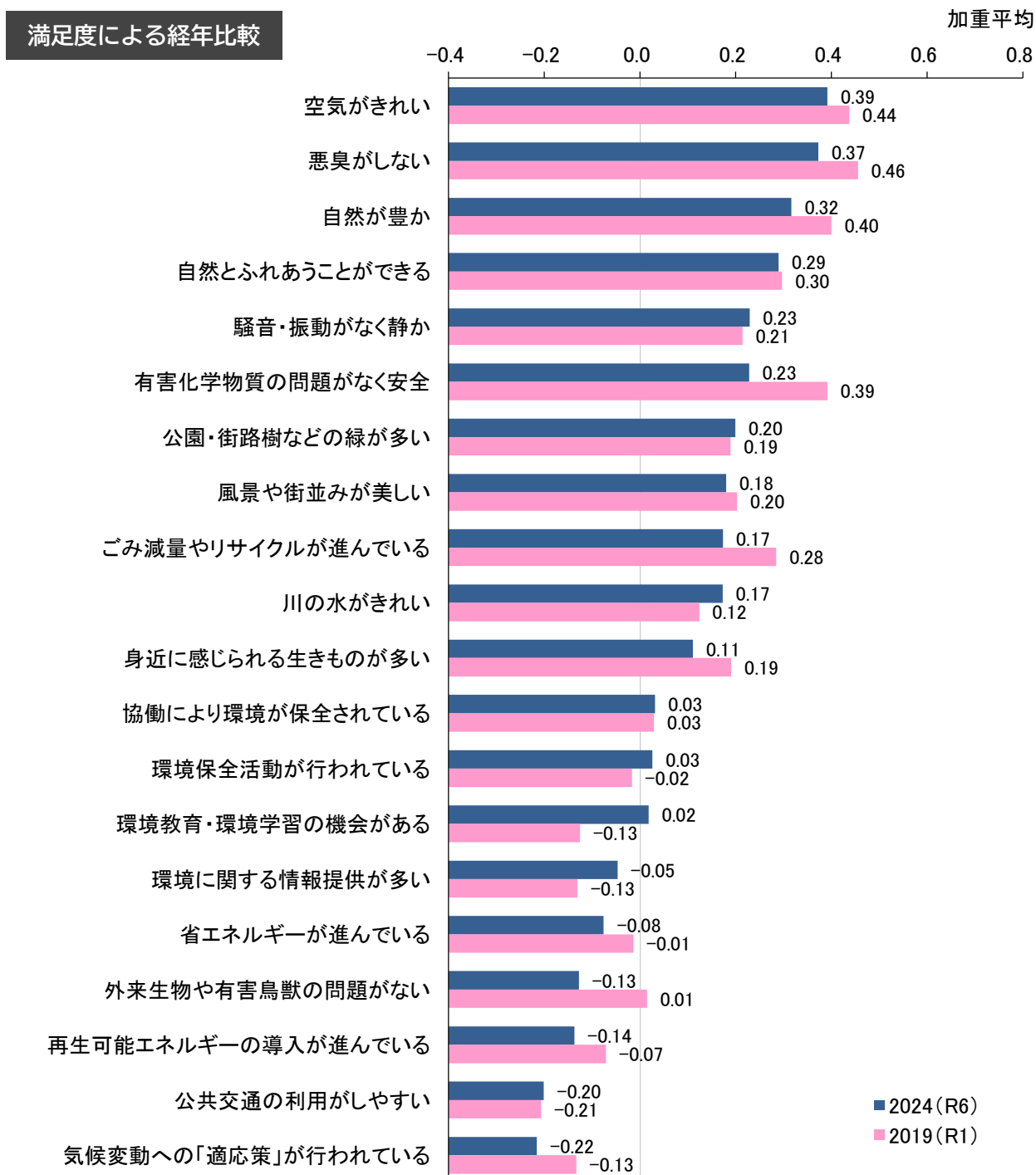


注「満足」（1点）、「やや満足」（0.5点）、「やや不満」（-0.5点）、「不満」（-1点）により加重平均を算出した。

▶環境に対する満足度（市民）

2024（令和6）年度の結果をみると、「空気がきれい」や「悪臭がしない」「自然が豊か」などの満足度が高く、「気候変動への『適応策』が行われている」や「公共交通の利用がしやすい」「再生可能エネルギーの導入が進んでいる」「外来生物や有害鳥獣の問題がない」などの満足度が低いことがわかりました。

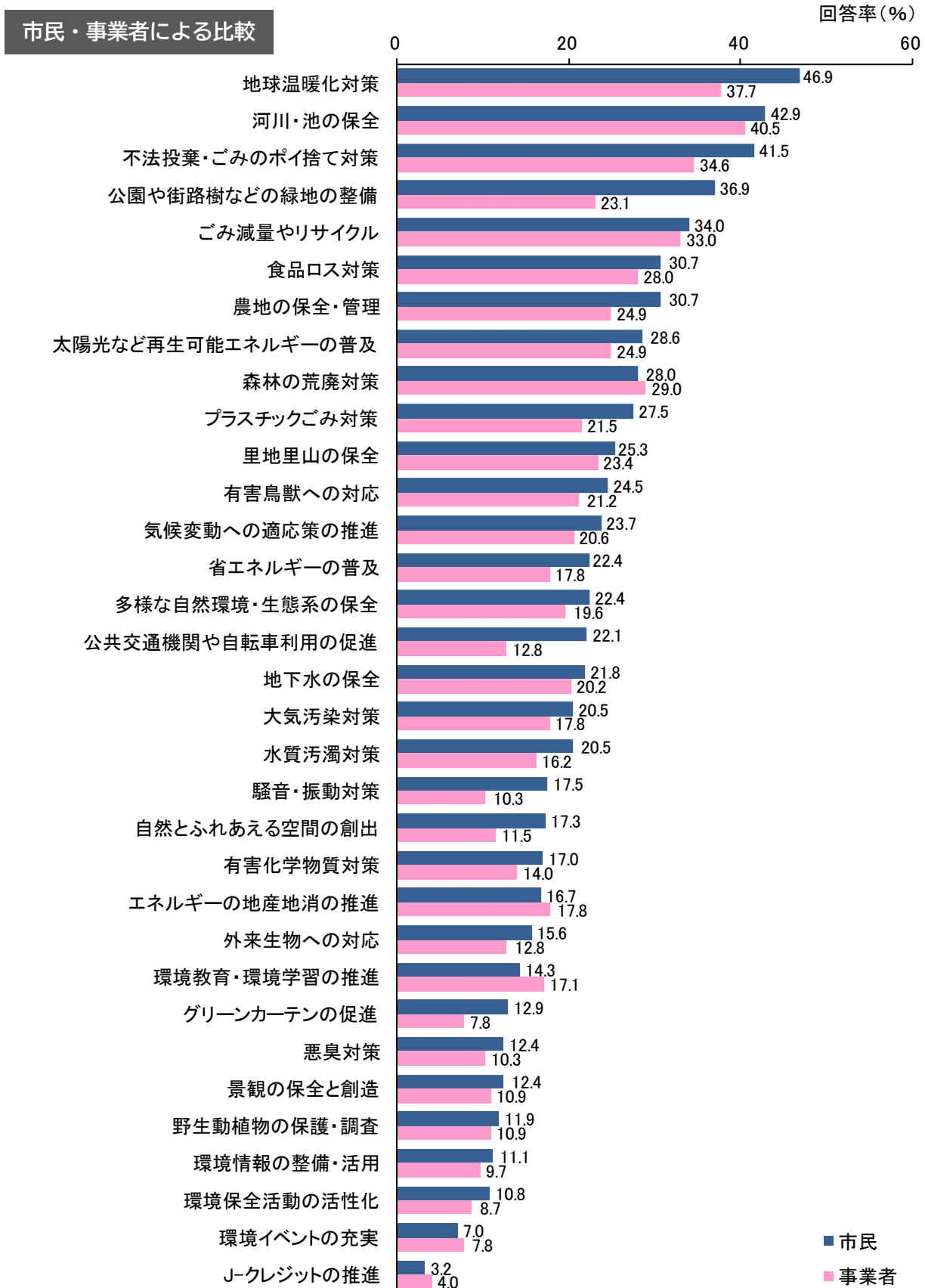
満足度の変化を過去の結果と比較すると、「環境教育・環境学習の機会がある」（+0.15）や「環境に関する情報提供が多い」（+0.08）などは満足度が上昇している一方で、「有害化学物質の問題がなく安全」（-0.16）や「外来生物や有害鳥獣の問題がない」（-0.14）などは低下しています。近年、全国的に注目が集まっている有機フッ素化合物（PFAS）など有害化学物質の問題や、特定外来生物を含む外来生物や有害鳥獣による被害の拡大に対する対策などが必要です。



注)「満足」(1点)、「やや満足」(0.5点)、「やや不満」(-0.5点)、「不満」(-1点)により加重平均を算出した。

▶行政に期待する取組（市民・事業者）

行政に期待する環境施策として、「地球温暖化対策」（市民 46.9%、事業者 37.7%）や「河川・池の保全」（市民 42.9%、事業者 40.5%）、「不法投棄・ごみのポイ捨て対策」（市民 41.5%、事業者 34.6%）などが多くなっています。



第3章

計画の目標

第1節 基本理念

第2節 目指す将来像

第3節 基本目標

第1節 基本理念

本計画では、「藤枝市環境基本条例」の基本理念を踏襲するとともに、世界の潮流であるカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの実現を目指します。

●地球環境の保全に対して、日常生活及び事業活動の中で配慮しつつ、積極的に推進する【カーボンニュートラル（炭素中立）】

●資源の循環的な利用を図り、環境・経済・社会の統合的向上により、持続可能な社会をつくる【サーキュラーエコノミー（循環経済）】

●豊かな自然環境を育み、人やまちとの共生を図る【ネイチャーポジティブ（自然再興）】

●市民・事業者・行政が互いに協力及び連携を図り、積極的に取り組む

第2節 目指す将来像

▶目指す将来像

本計画の目指す将来像は以下のとおりです。

環境日本一のまち
未来に輝く 持続可能な環境行動都市・ふじえだ
～ “もったいない” でともにつくる幸せになるまち～

- 本市は、2009（平成21）年の「“もったいない”都市宣言」を契機に、“もったいない”の精神を大切にしながら、持続可能なまちづくりを進めてきました。
- 新たな環境基本計画では、市民・事業者・行政が協働して、「未来に輝く 持続可能な環境行動都市・ふじえだ」を目指し、以下の3つの社会の実現に取り組みます。
 - エネルギーの地産地消やカーボンニュートラルを目指す「脱炭素社会」
 - 資源循環とごみ削減を進める「循環型社会」
 - 生きものとともに生きる「自然共生社会」
- これらの社会を支えるのは、「“もったいない”精神の人づくり」です。環境教育を通じて意識を高め、市全体で環境行動を広げていきます。
- こうした取組により、地域資源を最大限に活用し、自立・分散型の社会を構築する『ふじえだ循環共生型社会』を形成し、自然と都市が支えあい、人・資源・想いが循環することで、環境・経済・社会が調和する“藤枝版ローカルSDGs”の達成と、市民のウェルビーイング向上を目指します。

▶三者のチカラを合わせて築く「環境日本一のまち」

本市ではこれまで、ごみの分別収集に加え、生ごみ資源化事業の推進など、様々な環境保全の取組を進めてきました。これらの成果は、環境に対する高い意識を持つ市民、事業者、そして行政が、それぞれの立場から力を発揮し、協働してきたことによるものです。

このような環境意識の高さは、本市の「強み」であるとともに、今後さらに高めていくためにも、環境教育を一層推進し、市民・事業者・行政の三者が、“もったいない”の精神を共有しながら手を携え、「持続可能な環境行動都市・ふじえだ」の実現を目指します。

こうした取組を積み重ねることで、「環境日本一のまち」の実現、藤枝版ローカルSDGsの達成、そして市民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」の向上につなげていきます。



【重点的に取り組む施策・指標】

○地域から進める脱炭素社会の実現

2050（令和32）年までに「ゼロカーボンシティ」を目指すため、まずは直近の目標である「2030年温室効果ガス排出量46%削減」に向け、再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入支援などを進めることで、地域のエネルギー自立度を高めます。



○資源循環の最適化と地域経済の活性化の両立

「ふじえだ廃プラスチック・食品ロスゼロ」の表明や、「藤枝市食品ロス削減推進計画」などに基づき、資源の「廃棄」ではなく「有効利用」に焦点をあて、食品ロス削減や生ごみ資源化、ペットボトルの水平リサイクル等を通じて循環型社会へ転換するとともに、市民のライフスタイル転換を促す普及啓発を行います。



○“暑さ”に備えるまちづくり

『熱中症による死亡者ゼロ』を目指し、庁内体制の強化と連携のもと、地域特性に応じた適応施策を展開し、市民及び事業者の行動変容を促します。



環境日本一のまち 未来に輝く 持続可能な環境行動都市・ふじえだ

～ “もったいない” でともにつくる幸せになるまち～



基本目標 1
地球にやさしい
まちづくり
→ P.34 ~ 37

基本目標 2
ものが循環する
まちづくり
→ P.38 ~ 39

基本目標 3
自然と共生し
安心して暮らせる
まちづくり
→ P.40 ~ 43

基本目標 4
みんなで考え
行動する
まちづくり
→ P.44 ~ 47

藤枝市は、“もったいない”の精神で
市民・事業者・行政が力を合わせて行動し、
未来に輝く、幸せなまちを目指します。



第3節 基本目標

目指す将来像「環境日本一のまち 未来に輝く 持続可能な環境行動都市・ふじえだ ～“もったいない”でともにつくる幸せになるまち～」の実現に向けて、4つの基本目標を掲げます。

基本目標 1 地球にやさしいまちづくり

地球温暖化対策への取組として、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を促進するほか、気候変動への適応を図ります。そのため、私たち一人一人が自覚を持ち、“もったいない”の気持ちを持って、地球環境にやさしい行動を実践します。

- ⇒方針1 地球温暖化対策の推進 ～エネルギーを有効利用します～
- ⇒方針2 地球環境を守る暮らしの実現 ～地球にやさしい暮らしを実現します～

基本目標 2 ものが循環するまちづくり

これまで行ってきたごみの減量・資源化などの行動に加え、廃プラスチックや食品ロスなどの新たな問題にも対応するため、必要以上に資源を浪費しないよう、“もったいない”の気持ちを持って、ものの循環利用に努めます。

- ⇒方針3 資源の有効利用 ～循環型の社会をつくります～

基本目標 3 自然とともに安心して暮らせるまちづくり

私たちの暮らしや産業を支えている自然環境や生活環境を守るため、森林・里山・河川・そこに生息生育する生物・空気・水・土壌・景観などを、“もったいない”の気持ちを持って大切にし、よりよいものとして後世に伝えます。

- ⇒方針4 身近な自然環境の保全 ～豊かな自然の恵みを楽しみ、継承します～
- ⇒方針5 快適な生活環境の確保 ～健康で安心な暮らしを守ります～

基本目標 4 みんなで考え行動するまちづくり

大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返す従来のライフスタイルを見直し、「未来に輝く 持続可能な環境行動都市・ふじえだ」を実現するため、“もったいない”の精神を備えた市民を育成し、環境保全活動を市民全体に広げていくことで、環境日本一のまちを目指します。

- ⇒方針6 環境教育の推進 ～年代を問わず環境人材を育成します～
- ⇒方針7 協働の推進 ～環境保全活動の輪を広げます～

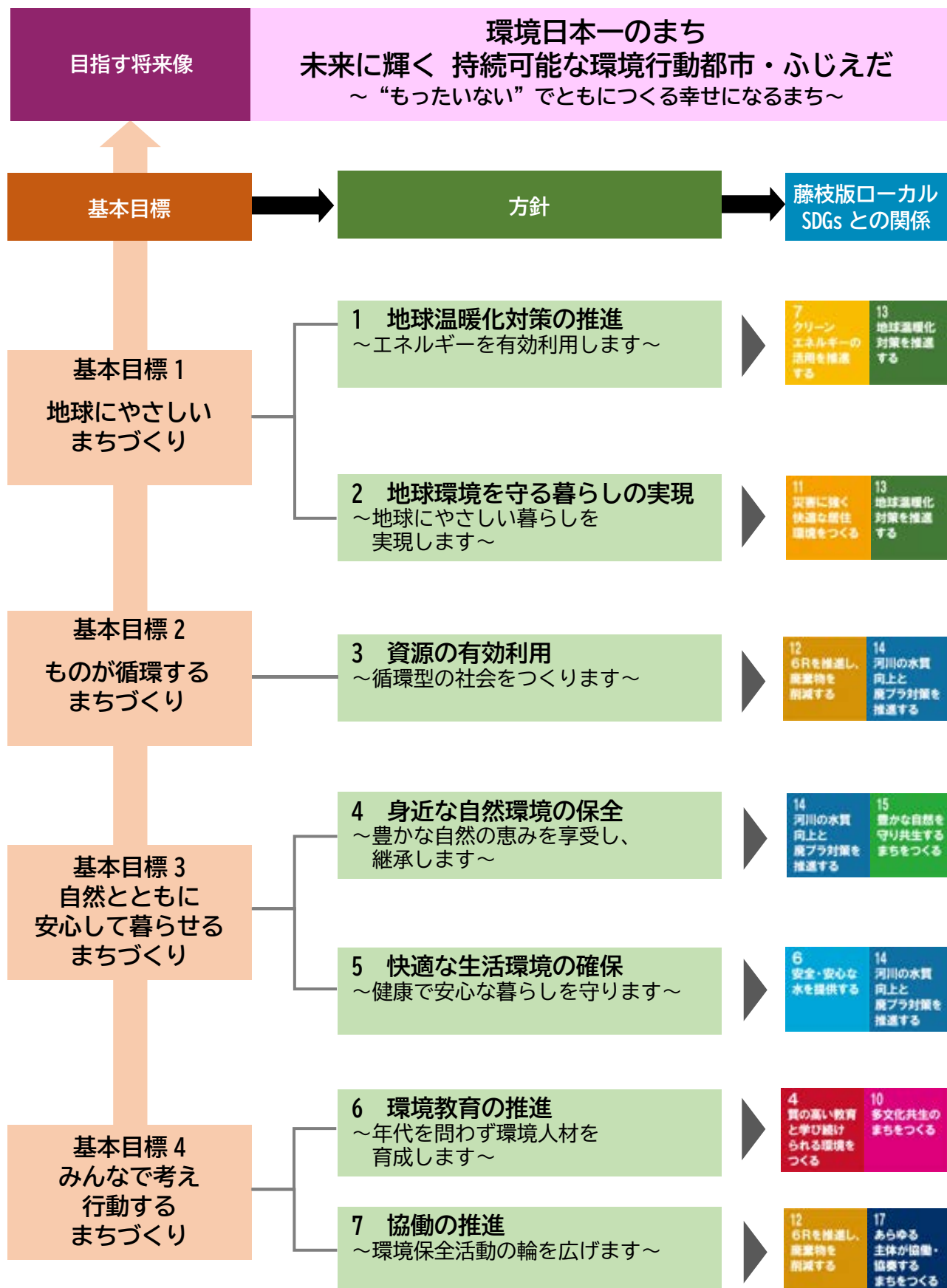
第4章

目標達成に向けた 方針と取組

第3次藤枝市環境基本計画の体系図

- 方針1 地球温暖化対策の推進
- 方針2 地球環境を守る暮らしの実現
- 方針3 資源の有効利用
- 方針4 身近な自然環境の保全
- 方針5 快適な生活環境の確保
- 方針6 環境教育の推進
- 方針7 協働の推進

第3次藤枝市環境基本計画の体系図





方針

基本目標 1 ▶地球にやさしいまちづくり

1

地球温暖化対策の推進

本市は、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出実質ゼロの「ゼロカーボンシティ」の実現を目指しています。そのため、パリ協定や国の地球温暖化対策計画などの動向を踏まえ、地域における温室効果ガスの排出抑制に向け、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入促進、二酸化炭素の吸収拡大などに戦略的に取り組んでいます。また、進行する気候変動に対応するため、熱中症対策を含む適応策の強化や、カーボンプライシングを見据えた施策にも取り組み、脱炭素と地域の持続可能性を両立するまちづくりを進めています。



みわ保育園の太陽光パネル

取組の方向	行政の取組
①地球温暖化防止の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 温室効果ガスの排出実態を把握し、地域の排出抑制や行動変容を促す取組を進めます。また、「デコ活」などの国の施策やエコアクション 21 の取組を踏まえ、脱炭素社会の構築に資する取組を展開します。 <p>【主な取組】◆温室効果ガスの算定調査 ◆エコアクション 21 認証取得の支援</p>
②家庭や事業所における再生可能エネルギー・省エネルギーの導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の自然環境等との調和を図りながら、再生可能エネルギーや省エネルギーを推進し、事業規模に応じた支援や環境ビジネスの活用を通じて、脱炭素化の支援の充実を図ります。 ○ 家庭や事業所における環境に配慮したエネルギー利用の普及を促進します。あわせて、災害時にも有効なエネルギー対策を推進します。 <p>【主な取組】◆家庭用蓄電池設置費補助金 ◆中小企業等への省エネルギー設備導入支援の推進</p>
③再生可能エネルギー活用と環境負荷低減の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設が率先して環境配慮型エネルギーを利用し、再生可能エネルギーや省エネルギーの取組を進め、地域の模範となる取組を進めます。 ○ 電力の選択等を通じて温室効果ガス削減に資する取組を継続します。 <p>【主な取組】◆公共施設 LED 化の推進 ◆グリーン電力の活用</p>
④気候変動への適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携し、健康、産業など多様な分野で適応策を推進します。 ○ 熱中症をはじめとする気候変動の影響を見据えた情報提供や予防対策を強化し、気候変動に強い地域づくりを推進します。 <p>【主な取組】◆クーリングシェルター・涼みどころの整備 ◆水害対策の強化</p>
⑤カーボンプライシングを見据えた対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の動向を注視し、排出実態の把握やカーボンクレジット、カーボンフットプリント、サプライチェーンにおけるトレーサビリティの普及に努めます。 ○ 市内の森林資源や省エネルギー設備をカーボンクレジットとして可視化・活用し、地域の排出削減を促進します。 <p>【主な取組】◆J-クレジット認証・取得補助金</p>

～エネルギーを有効利用します～



環境指標： 温室効果ガス排出量の削減率

指標の定義	単位	現状 (2024年度)	目標 (2030年度)
市域全体における温室効果ガス排出量の削減率 【基準年度（2013年度）比】	%	-18.0 (R3)	-36.6 (R9)

※2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で46%削減を達成するため、国の「地球温暖化対策計画」及びその他の個別計画に基づき、目標を設定しました。

※温室効果ガスの算定は3年前のデータとなるため、目標を2027（令和9）年度としました。

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ゼロカーボンシティ」に関心を持つとともに「デコ活」の取組を進めるなど、温室効果ガスの排出抑制に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ゼロカーボンシティ」に関心を持つとともに「デコ活」や「エコアクション21」などの取組を進めるなど、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギー、省エネルギー設備、蓄電池、ZEHなどの導入を検討します。 ○ 家電製品の買い替えの際は、エネルギー効率のよい製品を選んで購入します。 ○ 節電など身近な省エネルギーに取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の自然環境等との調和を図りながら、再生可能エネルギー、省エネルギー設備、蓄電池、燃料電池、天然ガスコージェネレーションなどの導入を行います。 ○ ZEBなどの導入を検討します。 ○ 節電など身近な省エネルギーに取り組めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設での再生可能エネルギー・省エネルギー設備の活用を参考に、家庭でも導入を進めるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設における取組を参考に、自社の設備更新や店舗運営において、再生可能エネルギー・省エネルギーの導入を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ ハザードマップを確認し、気候変動に伴う災害への備えとして防災・減災意識を高めます。 ○ 熱中症に関する情報や知識を習得し、涼しい軽装、水分補給に心がけるとともに、外出時は涼みどころを利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農作物の品種や栽培技術の改良を図ります。 ○ 熱中症に関する情報や知識を習得し、従業員への予防に努め、市の施策に協力します。 ○ 気候変動に対応した事業継続計画（BCP）の策定に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ カーボンプライシングについて理解を深め、カーボンフットプリントの表示で商品を選択するなど、温室効果ガスの削減につながる生活を心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーボンプライシングについて理解を深め、カーボンクレジットの購入やカーボンフットプリントの活用、サプライチェーンにおけるトレーサビリティの確保を心がけます。 ○ 省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、事業活動の高度化につながるグリーンイノベーション投資に取り組めます。

方針
2

基本目標 1 ▶地球にやさしいまちづくり

地球環境を守る暮らしの実現

持続可能な社会の実現に向けては、日々の暮らしや事業活動を通じて、環境に配慮した選択や行動を広げていくことが重要です。本市では、脱炭素や循環型社会の形成を目指し、市民・事業者・行政が一体となった環境行動を推進しています。「デコ活」や環境マネジメントの普及などを通じて、ライフスタイルや働き方、移動のあり方を見直し、地域資源を活かした持続可能な暮らしの実現に取り組みます。



環境優良事業所への顕彰楯の贈呈

取組の方向	行政の取組
①ライフスタイル転換の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民一人一人の環境に配慮した行動や選択を後押しするため、意識啓発や参加を促す仕組みづくり、生活の中で取り入れやすい環境行動の提案と情報発信に取り組みます。 【主な取組】◆ふじえだ環境マイレージの推進 ◆わが家の節電もったいないチャレンジの推進
②環境に配慮した事業活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が環境に配慮した取組を自発的・継続的に進められるよう、認証取得支援や情報発信など多面的な支援を行います。 ○ 業種特性に応じた働き方や生産活動の工夫を通じて、環境負荷の低減につながる取組を後押しします。 ○ 関係機関と連携し、中小規模の事業者の取組に対する支援を行います。 【主な取組】◆環境保全型農業の推進 ◆エコアクション 21 認証取得の支援（再掲）
③公共交通や低公害車の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動に伴う環境負荷の低減と快適な移動環境の整備を目指し、公共交通や自転車などの利用を促すインフラ整備や啓発を進めるとともに、次世代自動車の普及を促進します。 【主な取組】◆街なかシェアサイクルの推進 ◆藤枝市統一ノーカーデーの推進
④地産地消・森林吸収の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の資源や特性を活かした環境配慮型の暮らしと産業のあり方を推進し、循環的な地域社会の形成を目指します。 【主な取組】◆J-クレジット認証・取得補助金（再掲） ◆駿河湾横断広域地域循環共生圏の推進

～地球にやさしい暮らしを実現します～



環境指標：環境に配慮した暮らしに取り組む人数

指標の定義	単位	現状 (2024年度)	目標 (2030年度)
地球にやさしい暮らしを実践している人数 【2024年度からの累計】	人	1,471	7,400

※家族で身近な環境にやさしい目標を宣言し、エコ生活に取り組んだ人数の累計

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「デコ活」に基づく環境にやさしい生活に努め、クールビズやウォームビズ、グリーン購入を実践します。 ○ エコファミリー宣言や環境マイレージ制度に積極的に参加・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「デコ活」に基づく環境にやさしい事業活動に努め、グリーン購入を実践します。 ○ ライトダウンキャンペーンや環境関連イベントなどに積極的に参加・協力します。 ○ 従業員へ環境マイレージ制度の参加を促します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に配慮した取組を実施している事業者の製品・サービスを積極的に利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動において環境マネジメントシステム（エコアクション 21 や ISO14001）の導入を行います。 ○ テレワークなど、環境負荷の低減効果が期待される働き方の導入を検討します。 ○ 有機農業など環境に配慮した持続可能な農業生産に取り組めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ エコドライブに努め、ノーカーデーの取組に参加します。 ○ 次世代自動車の導入に努めます。 ○ 移動時の交通手段を見直し、公共交通機関などを積極的に利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコドライブに努め、ノーカーデーの取組に参加します。 ○ 次世代自動車の導入に努めます。 ○ 移動時の交通手段を見直し、公共交通機関などを積極的に利用します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地場産品、地元の農林産物の購入に努めます。 ○ 「藤枝型森林カーボンクレジット」に関心を持ち、理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地場産品、地元の農林産物の生産・販売・購入に努めます。 ○ 「藤枝型森林カーボンクレジット」に関心を持ち、クレジットの地消に協力します。

方針 3

基本目標2 ▶ものが循環するまちづくり

資源の有効利用

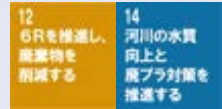
限りある資源を将来に引き継ぐためには、日々の暮らしや事業活動の中で、無駄をなくし、資源を有効に利用していくことが求められます。本市は、1人1日当たりのごみ排出量が少ない自治体として、さらなるごみ減量の推進とともに、廃プラスチックや食品ロス、生ごみ資源化などの課題に対応し、循環型社会の構築に向けた取組を進めています。また、ポイ捨てや不法投棄の防止、美化活動の推進などを通じて、市民が快適に暮らせる環境づくりを目指します。



資源・不燃ごみの持ち去りパトロール

取組の方向	行政の取組
①6Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源循環型社会の実現に向けて、限りある資源を利用する6Rの考え方を地域で共有し、サーキュラーエコノミーと循環の高度化を図ります。 ○ 県や志太広域事務組合、企業、各種団体など多様な主体と連携し、「クリーンセンター志太」を地域循環の拠点として位置づけ、市民・事業者・行政の協働による分別・減量・再資源化の取組を強化します。 <p>【主な取組】◆プラスチックの分別回収 ◆ペットボトルの水平リサイクルの推進</p>
②生ごみ資源化事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみの適正処理と資源化を推進し、地域資源として利用する循環システムを推進します。特に、再生可能エネルギーの創出や有機性廃棄物の活用により、環境負荷の低減と経済的効果の両立を図ります。 <p>【主な取組】◆生ごみの分別収集 ◆給食残さの堆肥化の活用</p>
③廃プラスチック・食品ロス問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環型社会の実現と環境負荷の最小化に向けて、廃プラスチック及び食品ロスの削減に取り組みます。 ○ 海洋生態系に悪影響を及ぼす使い捨てプラスチックの削減やポイ捨て防止に加え、「藤枝市食品ロス削減推進計画」（第6章参照）に基づき食品を無駄にしない意識の醸成、可食部の廃棄を防ぐ取組を進めます。 <p>【主な取組】◆フードドライブの実施 ◆環境にやさしい料理教室の開催</p>
④廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生環境の保全に向け、廃棄物の適正な処理と再資源化を推進します。 ○ し尿・浄化槽汚泥は計画的に収集・処理し、資源として活用します。 ○ 「クリーンセンター志太」の稼働に向けた取組を進めます。 ○ 関係団体と連携し、不法投棄や散乱ごみ防止の監視強化と迅速な対応により、市民の安全・安心な生活環境の維持に努めます。 <p>【主な取組】◆環境美化団体の活動支援 ◆「クリーンセンター志太」の施設整備・運用</p>
⑤まち美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 快適で魅力ある生活環境の創出と市民の環境意識向上に向け、まちの美化活動を推進します。 ○ ごみの持ち帰り啓発や地域一斉清掃の実施など、住民参加型の取組を通じて、景観保全と美しいまちづくりを進めます。 <p>【主な取組】◆まち美化里親制度の推進 ◆喫煙マナー向上の推進</p>

～循環型の社会をつくります～



環境指標： ごみの1人1日当たりの排出量

指標の定義	単位	現状 (2024年度)	目標 (2030年度)
本市から出るごみの1人1日当たりの排出量	g	636.9 (2023排出量)	594.0 (2029排出量)

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 6Rに取り組みます。 ○ ごみの適正な分別と排出マナーの向上に努めます。 ○ 過剰包装ではない商品を選択します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6Rに取り組みます。 ○ ごみの適正な分別と排出ルールの遵守に努めます。 ○ 製品の設計段階からリユース・リサイクルを考慮したサーキュラーエコノミー型の事業モデル転換やグリーン調達に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみの発生抑制に努め、分別収集・資源化に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみの発生抑制に努め、資源化に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ マイバッグ・マイボトルの持参や使い捨て商品の使用を控えるなど、廃プラスチックを削減します。 ○ 食べ残しの削減やフードドライブへの参加を通じて、食品ロスの削減に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使い捨てプラスチック製品の使用抑制に努め、廃プラスチックの環境への排出削減を図ります。 ○ 食べ残しの削減やフードドライブへの参加を通じて、食品ロスの削減に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄を行わないことはもちろん、関係法令を守り、適正なごみの処理に努めます。 ○ 不法投棄を見かけた際には、速やかに通報するなど、地域の美化とルール遵守に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄を行わないことはもちろん、関係法令を守り、適正なごみの処理に努めます。 ○ 不法投棄を見かけた際には、速やかに通報するなど、地域の美化とルール遵守に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ ポイ捨ての禁止やごみの持ち帰り、地域の清掃活動に参加するなど、まちの美化に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所内外での清掃活動や、従業員へのマナー啓発等を通じて、ポイ捨ての防止やごみの持ち帰りを推進し、地域の美化に取り組みます。

方針
4

基本目標3 ▶自然とともに安心して暮らせるまちづくり

身近な自然環境の保全

自然の恵みを次世代へと引き継ぐためには、身近な森林や里山、農地、水辺など、地域の自然環境を適切に保全・管理し、その価値を守り続けることが重要です。本市では、森林や竹林の適正管理、耕作放棄地や有害鳥獣への対策、公園・緑地の整備、水辺の保全など、多様な自然環境に応じた施策を進めています。また、「生物多様性ふじえだ戦略」に基づき、市民や地域団体と連携した啓発活動や外来種対策、自然とのふれあいの機会づくりにも取り組み、人と自然が共に生きる持続可能な地域社会の実現を目指します。



取組の方向	行政の取組
<p>①森林や里山、農地の保全・管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域資源の持続的活用に向け、森林・里山・農地の保全管理に取り組みます。 ○ 森林環境譲与税を活用した間伐支援や施業の集約化などにより、森林の多面的機能の維持を図ります。 ○ 竹林伐採と植栽による林種転換の支援や市民参加による里山保全活動により、放置竹林の縮減に向けた取組を進めます。 ○ 農地の流動化による耕作放棄地の解消や鳥獣被害対策を通じ、農地の保全と地域農業の再生を支援します。 <p>【主な取組】◆有害鳥獣による農作物等への被害軽減 ◆竹林伐採による放置竹林の解消</p>
<p>②緑化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市環境の質の向上と市民の豊かな暮らしの実現に向け、緑化を推進します。 ○ 「ふじえだ花回廊基本構想」に基づき、市民協働で花と緑のあるまちづくりを進め、公園・緑地の管理や、土地利用事業での緑地整備を推進します。 ○ 「藤枝市緑の基本計画」に基づき、公共施設のグリーンカーテンの設置や生垣づくりの支援、緑化木・花の種等の配布を通じて、緑視率を高め、快適で持続可能な都市景観を形成します。 <p>【主な取組】◆都市内緑化の推進 ◆緑化木や花の種の配布</p>
<p>③水辺環境の保全と整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然共生のまちづくりに向け、水辺環境の保全と活用を推進します。 ○ 親水用水路の整備や河川環境・河川空間の保全と創造を進めるとともに、市民清掃活動などの支援を通じ、美しい水辺景観を形成します。 ○ 地域団体や市民との連携を通じて、水辺への関心と環境意識の向上を図ります。 <p>【主な取組】◆川の美化・清掃活動の支援</p>
<p>④生物多様性・動物愛護・自然環境保全活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然共生の暮らしに向け、生物多様性の保全や動物愛護、自然環境とのふれあいを通じて、地域の魅力と暮らしの豊かさを高めます。 ○ 「生物多様性ふじえだ戦略」に基づき、自然との共生に関する普及啓発や情報発信を進めるとともに、自然再興に資する取組を推進します。 ○ 人と動物が共に暮らせる地域社会の形成を目指します。 ○ グリーン・ツーリズムの推進やハイキングコースの整備などを通じて、市民や観光客が自然に安らぎを感じられる環境づくりを進めます。 <p>【主な取組】◆ビオトープの推進 ◆地域猫活動の推進</p>

～豊かな自然の恵みを享受し、継承します～



環境指標： 緑化推進への年間取組件数

指標の定義	単位	現状 (2024年度)	目標 (2030年度)
緑化木配布件数、生垣づくりに対する支援件数等の合計	件	591	651

※緑化の推進により、緑と緑をつなぐ空間を創出することで、生物多様性及び地球温暖化防止に寄与します。

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林や竹林とふれあう活動に参加し、竹林整備や自然体験イベントを通じて、身近な自然環境の保全に取り組みます。 ○ 環境保全型農業による農産物や竹製品の購入などを通じて、持続可能な地域の農林業を応援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ CSR活動の一環として、森林保全活動や間伐などの適正な管理に取り組みます。 ○ 竹林や農地の適正な管理に取り組みむとともに、竹資源を活用した製品の開発・販売・購入に努めます。 ○ 鳥獣被害対策として、防護柵の設置や周辺環境の整備に取り組み、被害の予防に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉢植えやプランターを利用して、樹木や花を育てるなど、身近なところから住宅地の緑化を進めます。 ○ 屋上や壁面を活用した緑化を検討し、住まいの暑さ対策にもつなげます。 ○ こどもや家族と一緒に草花を育て、緑に親しむ機会を広げます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉢植えやプランターを利用し、樹木や花の栽培を通じて事業所の緑化に取り組みます。 ○ 事業所の屋上や外壁への緑化を通じて、温暖化防止や省エネルギーに貢献します。 ○ 緑化活動に従業員が参加し、社内の環境意識向上にもつなげます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川愛護活動や地域の清掃活動に参加し、水辺の美化に取り組みます。 ○ 水辺の動植物を守るため、ごみのポイ捨てをしないなど、日常生活で配慮します。 ○ こどもと一緒に川辺での自然観察や清掃活動に参加し、水辺環境への関心を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動において水質汚染の防止に努めるとともに、周辺河川の美化活動に協力します。 ○ 河川や用水路周辺の清掃や草刈りなど、地域の水辺環境の維持に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生態系の保全に関心をもち、「ビオトープ認定制度」に協力します。 ○ 外来生物の正しい知識を持ち、身近な環境への影響を防ぐ行動に努めます。 ○ ペットを最後まで責任を持って飼育し、地域猫活動にも理解と協力を示します。 ○ 自然や生物にふれる体験を通じて、環境保全の理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生態系の保全に関心をもち、「ビオトープ認定制度」に協力します。 ○ 業務や事業所管理において、外来種の侵入や拡大の防止に配慮します。 ○ 自然共生サイトの登録を検討し、地域の生物多様性保全に貢献します。 ○ グリーン・ツーリズムの受入れや連携を通じて、地域の自然保全と交流促進に貢献します。

方針 5

基本目標3 ▶自然とともに安心して暮らせるまちづくり

快適な生活環境の確保

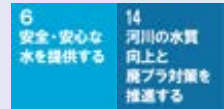
市民が安心して暮らせるまちを実現するためには、大気や水質の保全、健康被害の未然防止、豊かな自然や景観の継承が不可欠です。本市では、河川や排水の監視、有害化学物質への対策、集中豪雨など気候変動への対応を含め、快適で持続可能な生活環境の確保に取り組んでいます。また、水資源の有効活用や、歴史・文化・景観資源の保全にも力を入れ、地域の魅力と暮らしやすさの両立を目指しています。



河川水質調査

取組の方向	行政の取組
①大気・水質保全と環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の健康と安全を守るため、科学的根拠に基づいた環境リスクの管理と、持続可能な生活環境の維持に取り組みます。 ○ 大気や水質の保全に向けて、汚染物質や酸性雨、河川のBOD（生物学的酸素要求量）や有害物質などの監視体制を強化し、事業所排水検査やダイオキシン類・有機フッ素化合物対策を推進します。 <p>【主な取組】◆大気汚染物質の監視 ◆河川の水質検査の実施</p>
②生活排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生的な生活環境の確保に向けて、生活排水の適正処理を推進します。 ○ 公共下水道や農業集落排水、地域污水处理施設、合併処理浄化槽の適正な運用と維持管理に努めるとともに、単独処理から合併処理への切替の推進や浄化槽の適切な管理に関する啓発活動を行います。 <p>【主な取組】◆公共下水道管きよの整備 ◆生活排水の適正処理</p>
③水資源の保全と有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な水資源管理を図り、健全な水循環と安定供給の確保に努めます。 ○ 農業用排水施設の機能向上や調整池・雨水貯留浸透施設の整備により、雨水調整と地下水かん養を強化し、地下水採取の適正化を進めます。 ○ 中期経営計画に基づいた水道事業の運営や利用者への情報提供、施設での電力効率化を通じて、水資源の安定供給と有効活用を推進します。 <p>【主な取組】◆雨水浸透・貯留施設への支援 ◆災害時のレジリエンスの強化</p>
④健康被害防止の徹底と指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境由来の健康影響を防止し、快適で安全な生活環境を確保します。 ○ 騒音規制法や条例に基づく規制などに加え、市街地工事などにおける低騒音・低振動型重機の利用を進め、生活環境の質の向上を図ります。 <p>【主な取組】◆騒音規制法や条例による規制や指導 ◆自動車騒音の実態調査の実施</p>
⑤歴史的文化的伝統や景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の歴史・文化・景観資源の保全と継承を通じて、藤枝らしさを未来へつなぐまちづくりを推進します。 ○ 指定文化財・天然記念物の保護・保存や旧東海道松並木の維持管理、歴史講座の開催などに取り組みます。 ○ 景観計画に基づくまちづくりや空き家の活用・除却支援により、良好な景観の維持と地域資源の有効活用を図ります。 <p>【主な取組】◆指定文化財などの保護・保存 ◆空き家バンクの推進</p>

～健康で安心な暮らしを守ります～



環境指標： 水質汚濁に係る環境基準達成率

指標の定義	単位	現状 (2024年度)	目標 (2030年度)
BOD 環境基準達成数/県指定河川の調査箇所数×100	%	85.7	100

※県が指定する水質汚濁の環境基準測定地点に基づいて調査を実施します。

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 洗剤や肥料の使用量に気を配るなど、家庭からの環境負荷の低減に努めます。 ○ 暖房や車の使用を見直し、家庭からの大気汚染の防止に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場や工事現場などの事業活動において、大気や水質への影響を最小限に抑えるよう努めます。 ○ 農業活動では、有機肥料の利用や低農薬の栽培を通じて、環境負荷の低減に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共下水道や浄化槽など、適切な生活排水処理施設への接続・整備に努めます。 ○ 合併処理浄化槽への転換を進め、生活排水による環境負荷の低減に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所や店舗において、公共下水道や合併処理浄化槽への適切な接続を進め、排水処理の徹底に努めます。 ○ 排水設備の維持管理を定期的に行い、機能の適正化に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の導入に努めます。 ○ かん養林の保全活動への参加や支援に努めます。 ○ 節水や雨水の再利用など、水資源の有効活用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の導入により、地域の雨水管理と水循環に貢献します。 ○ 水源かん養を目的とした森林保全活動に協力し、持続可能な水資源の確保に寄与します。 ○ 節水、雨水や排水の再利用により、水使用量の削減に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒音・悪臭などに注意し、近隣との良好な環境を保つよう心がけます。 ○ 路上喫煙やポイ捨てを行わず、受動喫煙防止やまちの美化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場や事業所における騒音・悪臭の発生を抑え、近隣環境への配慮に努めます。 ○ 業務に使用する化学物質を適正に保管・管理し、漏洩や拡散を防止します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的な建造物や伝統行事の保存・継承に参加し、地域文化の理解と発信に努めます。 ○ 地域の伝統行事や文化財保護活動への参加を通じて、文化の継承に貢献します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の伝統行事や祭りへの協賛・参加を通じて、文化の継承に貢献します。 ○ 周囲の景観や歴史的まち並みに調和した工夫を行います。

方針
6

基本目標4 ▶みんなで考え行動するまちづくり

環境教育の推進

持続可能な社会の実現には、世代を超えて環境への理解を深め、行動へとつなげる学びの場が重要です。本市では、学校教育に加え、大人や事業所などあらゆる世代や場面を対象とした環境教育・環境学習の推進に取り組めます。また、市民の環境意識を高めるため、わかりやすく効果的な情報発信に努めるとともに、「クリーンセンター志太」の整備や活用を通じて、地域全体での実践的な学びを支援していきます。



親子環境講座

取組の方向	行政の取組
①こどもや学生を対象とした環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に対する理解と行動力を備えた人材の育成に向けて、児童・生徒を対象とした環境学習の充実を図ります。 ○ 生徒・学生を対象に、学びの機会や実践の場を通じて、環境意識を高めるための取組を進めます。 <p>【主な取組】◆小中学校や放課後児童クラブでの環境教育の支援 ◆環境先進地視察研修の支援</p>
②大人を対象とした環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に関する知識を持ち、地域の中で環境意識の向上・啓発・指導ができる人材となる市民を育成するとともに、各種講座を地区交流センターと連携して実施します。 ○ 市民一人一人が環境に配慮した行動を実践できるよう、学びと気づきの機会を提供し、環境意識の醸成を図ります。 <p>【主な取組】◆市民大学での環境講座の実施 ◆環境に関する出前講座の実施</p>
③環境情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民一人一人の環境への理解と行動を促すため、多様な媒体を通じて環境情報をわかりやすく、効果的に発信します。 <p>【主な取組】◆「ふじえだの環境」の公表</p>

コラム



企業の環境貢献を教材に

本市では、2023（令和5）年度に「生物多様性ふじえだ戦略」を策定し、特に子どもたちが自然環境や生物多様性への理解を深めることを大切にしています。こうした中、住友ベークライト株式会社から、同社のビオトープづくりや環境配慮の取組を紹介した動画「住友ベークライトのSDGs」が、市内小中学校に教材として寄贈されました。

この動画は、総合的な学習の時間などで活用され、児童生徒が身近な企業の活動を通じて環境問題を考えるきっかけとなっています。市と地域の企業、学校が連携することにより、次世代を担う子どもたちの環境意識が育まれ、持続可能な社会づくりにつながっていきます。



～年代を問わず環境人材を育成します～



環境指標：環境学習講座の参加者数

指標の定義	単位	現状 (2024年度)	目標 (2030年度)
環境学習講座の参加者数【2024年度から累計】	人	3,021	21,000

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校で行われる環境学習や地域の自然体験活動に積極的に参加します。 ○ 親子での自然観察や環境イベントへの参加を通じて、環境に関心を持つ機会を広げます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の環境学習や職場見学・出前授業などに協力し、こどもたちへの学びを支援します。 ○ 事業所において積極的な環境教育・環境学習に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に関する出前講座や研修会へ積極的に参加し、知識と意識の向上に努めます。 ○ 地域活動やボランティアに活かせる環境知識の習得に積極的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー・脱炭素関連のセミナーや勉強会に継続的に参加します。 ○ 社員研修の一環として、環境教育に関する学びの機会を設けます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に関する正確な情報を積極的に収集・共有し、意識の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページや SNS、社内報などを通じて、環境への取組を広く発信します。 ○ 環境活動レポートや CSR 報告書を通じて、取組内容や目標を明確に公表します。

コラム



次世代環境リーダー育成事業

本市では、環境リーダーとして活躍する人材を育成するため、市内高校に通う生徒を対象に「脱炭素と自然環境の未来を考える研修」を実施しています。再生可能エネルギー先進地であるハワイ州において自然エネルギーや環境保全について学びます。2025（令和7）年度の研修ではハワイの砂浜でプラスチックごみの調査などを行いました。本市では今後も引き続き、環境日本一のまちを目指す未来の人材づくりを推進していきます。



ハワイの砂浜のプラスチックごみ調査

方針 7

基本目標4 ▶みんなで考え行動するまちづくり

協働の推進

“もったいない”の精神を大切に、日常の中で環境に配慮した行動を広げていくことは、持続可能な社会の実現につながります。本市では、「もったいない運動」の継続とともに、市民・事業者・団体・行政が連携し、それぞれの立場でできる環境保全活動を進めています。また、多様な主体との協働を通じて、環境日本一を目指すとともに、「持続可能な環境行動都市・ふじえだ」の実現を図ります。



“もったいない”市民のつどい

取組の方向	行政の取組
①もったいない運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民団体との協働により環境イベント「環境フェスタ“もったいない”」「“もったいない”市民のつどい」を開催するとともに、子どもをはじめとする市民の環境意識向上や、日常生活における実践を促す取組を通じて、「もったいない運動」を推進します。 ○ 環境活動に取り組む市民団体・事業所を登録し、環境に関する情報ネットワークを広げます。 <p>【主な取組】◆「環境フェスタ“もったいない”」の開催 ◆「“もったいない”市民のつどい」の開催</p>
②環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民・団体・行政が一体となって、地域の環境を守り育てる協働体制を構築し、持続可能なまちづくりを推進します。 <p>【主な取組】◆環境美化団体の活動支援（再掲） ◆まち美化里親制度の推進</p>
③多様な主体との協働による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内に拠点を有する企業・関係団体等と連携し、環境教育をはじめとする地域課題の解決に向けた取組を支援・促進します。 ○ 多様な主体とのつながりを活かし、持続可能な地域づくりに向けて取り組みます。 <p>【主な取組】◆市民活動団体等の自主的な環境保全活動に対する支援 ◆産学官連携による環境行動の推進</p>

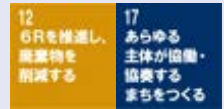
コラム



ワンガリ・マータイさんが世界に広めた“MOTTAINAI”

ケニア出身の環境活動家であるワンガリ・マータイさん（ノーベル平和賞受賞者）は、日本を訪れた際に「もったいない」という言葉に出会い、その背景にある「資源への感謝」や「無駄を避ける精神」に深く感銘を受けました。そして、この言葉を「MOTTAINAI」という形で世界共通語として広め、3R (Reduce、Reuse、Recycle) に加えて「Respect (尊敬)」を付け加えた概念を提唱しました。

～環境保全活動の輪を広げます～



環境指標： 環境保全活動の年間参加者の割合

指標の定義	単位	現状 (2024年度)	目標 (2030年度)
1年間に開催される環境保全活動への参加者の割合	%	11.31	12.90

※本市の総人口は減少すると推計されていることから、人口に対する割合で目標を設定しました。

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活の中で「もったいない」の意識を持ち、省エネルギー・省資源に取り組みます。 ○ リユースやリサイクル、食品ロス削減など、「もったいない」の具体的行動に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場における「もったいない」意識の醸成を図り、省エネルギー・ごみ削減に取り組みます。 ○ 「藤枝もったいない倶楽部」の活動に参加し、地域と連携した環境活動を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の清掃や緑化、環境学習に積極的に参加します。 ○ 「まち美化里親制度」や地域の清掃活動に参加し、まちの美化に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の団体や NPO と協働し、環境保全活動や教育・美化活動に積極的に参画します。 ○ 「まち美化里親制度」などを活用し、事業所周辺の環境美化に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政や企業、団体と連携し、環境学習や地域の課題解決に向けた活動に積極的に参加します。 ○ 環境配慮型商品やサービスを積極的に選びます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政や市民、団体と連携し、環境学習や地域課題の解決に向けた活動に取り組みます。 ○ 金融機関は、環境に配慮した投融資（グリーン金融・ESG投資・グリーンイノベーション投資）を積極的に行います。



環境フェスタ “もったいない”



市民活動団体によるまち美化活動

コラム



6R 県民運動

近年、生態系や人の健康への影響が懸念されるとして、海洋プラスチックごみ問題の解決が地球規模での喫緊かつ重要な課題となっています。静岡県では、海洋プラスチックごみの増加に対応するため、県民一人一人によるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する「6R 県民運動」を推進しています。ごみ削減に必要な従来の3Rに、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のために新たな「3つのR」を加えて、本県独自の「6R（ろくあーる）」とし、その実践に県民総参加で取り組むこととしています。



- ①Refuse（リフューズ）：断る
- ②Return（リターン）：持ち帰る
- ③Recover（リカバー）：清掃活動へ参加する
- ④Reduce（リデュース）：減らす
- ⑤Reuse（リユース）：繰り返し使う
- ⑥Recycle（リサイクル）：資源として再び利用する

【資料：静岡県 海洋プラスチックごみ防止「6R 県民運動」基本方針】

コラム



浄化センターにおける消化ガスによる発電

本市では、「日本一の環境行動都市」の実現を目指した取組の一環として、県内で初めて、浄化センター汚泥処理工程で発生する消化ガスを使い、経済産業省の固定価格買取制度（FIT）を活用した発電事業を、2017（平成29）年11月1日に開始しました。浄化センターの再生可能エネルギーの発電設備は、屋根貸し事業として導入した太陽光発電に続いて2施設目となり、全国でも数例しかない太陽光と消化ガスによるダブル発電事業となります。

本事業は、市が浄化センター内に発電機を設置する事業者が消化ガスを売却し、ガス売却料と土地使用料で収益を得て、その収益を下水道施設の維持管理費に充当するものです。発電事業者は、購入したガスを使い発電設備により発電し、発電した電力を電気事業者に売却することで収入を得る仕組みになっています。予定発電量は年間約140万kWhで、約390世帯が1年に使う電力量に相当します。



発電設備

【資料：藤枝市 下水道課】

第5章

第2次藤枝市地球温暖化対策 地方公共団体実行計画（区域施策編） ・藤枝市気候変動適応計画

- 第1節 計画の概要
- 第2節 温室効果ガス排出量の現状
- 第3節 将来予測
- 第4節 削減目標
- 第5節 地球温暖化対策の取組
(緩和と適応)
- 第6節 適応の取組
- 第7節 熱中症対策行動指針

第1節 計画の概要

1-1 計画の背景

温室効果ガス排出量の目標値を掲げ、市民・事業者・行政が一体となって、目標達成に向けた実効性のある取組を総合的かつ計画的に推進するため、本市では「藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を「第2次藤枝市環境基本計画（後期計画）」に含めて2016（平成28）年3月に策定しました。その後、2016（平成28）年11月に「パリ協定」の発効、2018（平成30）年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、同年12月からは「気候変動適応法」が施行されました。

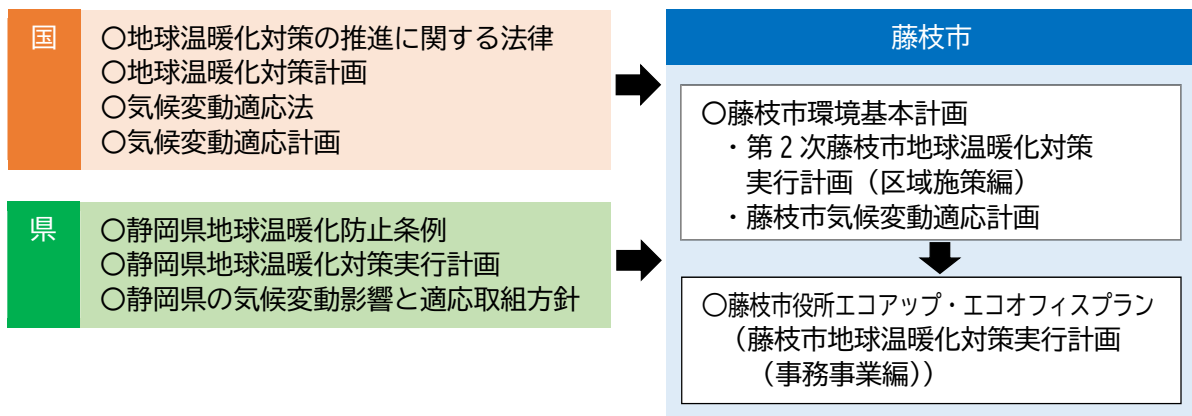
2021（令和3）年3月に「第3次藤枝市環境基本計画」に含めて「藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」「藤枝市気候変動適応計画」を策定しましたが、2025（令和7）年2月には新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定されるなど、地球温暖化対策を取り巻く状況は大きく変化しています。

これらの世界や国の動向を踏まえ、「第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」「藤枝市気候変動適応計画」の中間見直しを行いました。

1-2 計画の位置づけ

本章は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項に基づく「第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）、「気候変動適応法」第12条に基づく「藤枝市気候変動適応計画」（以下「適応計画」という。）であり、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスを削減し、進行する気候変動に適応する施策を推進するためのものです。

なお、区域施策編及び適応計画は、「藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプラン」の上位計画として策定します。

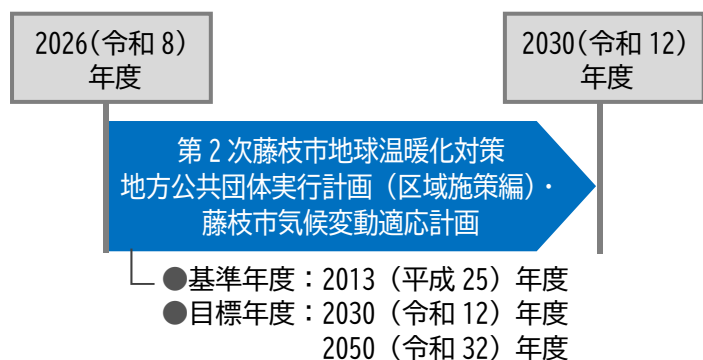


計画の位置づけ

1-3 計画の期間

区域施策編及び適応計画の計画期間は、本計画の計画期間である2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

国の「地球温暖化対策計画」と合わせ、基準年度は2013（平成25）年度、目標年度は2030（令和12）年度、2050（令和32）年度とします。



計画の期間・目標年度

1-4 対象とする温室効果ガス

本区域施策編で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）とします。

また、温室効果ガスはエネルギー起源 CO₂（産業部門、家庭部門、業務その他部門、運輸部門）、エネルギー起源 CO₂ 以外（廃棄物部門、農業部門、燃料の燃焼、工業プロセス）に分類できます。

対象とする温室効果ガスと部門

部門		二酸化炭素（CO ₂ ）	メタン（CH ₄ ）	一酸化二窒素（N ₂ O）
主な発生源		化石燃料の燃焼、電気の使用、廃棄物焼却 など	耕作、畜産、廃棄物焼却・埋立・排水処理、燃料の燃焼、工業プロセス など	
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	●		
	家庭部門	●		
	業務その他部門	●		
	運輸部門	●		
エネルギー起源 CO ₂ 以外	廃棄物部門	●	●	●
	農業部門		●	●
	燃料の燃焼		●	●
	工業プロセス		●	●

【資料：藤枝市温室効果ガス排出量算定報告書】

コラム



未来世代とともに創る 「ゼロカーボンシティふじえだ」

2024（令和6）年度に実施したアンケート調査で、「環境」と聞いて何をイメージするか尋ねたところ、市民の多くが「地球温暖化」や「ごみ」を挙げたのに対し、中学生は「地球温暖化」に次いで「SDGs」と回答しました。これは、未来を担う世代が地球規模の課題に高い意識を持っているという、私たちへの大切なメッセージです。

近年、夏の猛暑や集中豪雨は私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしています。このまま温暖化が進めば、21世紀末には本市の気温が今より3～5℃上昇する可能性も指摘されています。こうした危機に対し、本市は2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指しています。

この目標達成は、技術的な対策だけでは困難です。市民一人一人が主役となって行動することが不可欠であり、国の「デコ活」などを参考に、日々の暮らしの中で「賢い選択」を始めることが求められます。例えば、省エネルギー性能の高い家電を選んだり、太陽光発電を導入したり、移動の際には公共交通や「街なかシェアサイクル」を利用したりすることです。

こうした行動は環境負荷を減らすだけでなく、光熱費の削減や災害への備えにも繋がり、私たちの暮らしの質、すなわち「ウェルビーイング」の向上にも貢献します。未来世代からのメッセージを受け止め、持続可能な藤枝市をすべての世代で創りましょう。



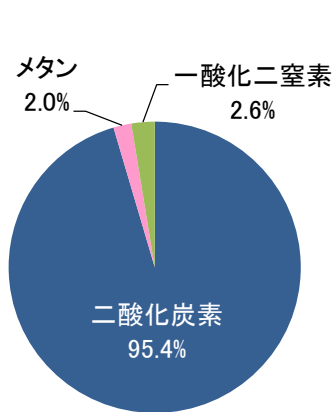
児童クラブでの環境講座

第2節 温室効果ガス排出量の現状

2-1 温室効果ガス排出量の推移

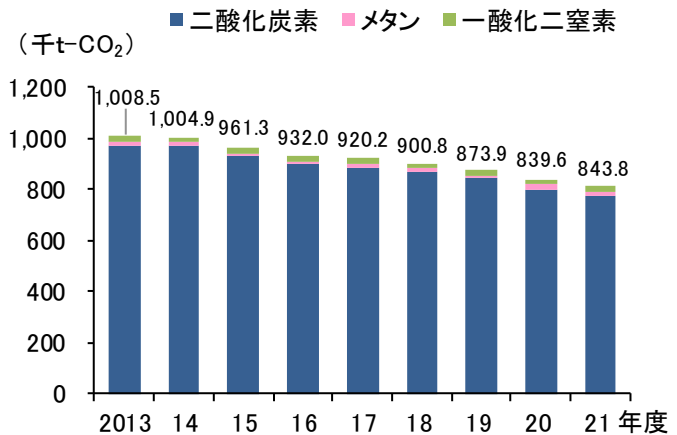
本市の市域全域から排出された2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は843.8千t-CO₂です。このうち、二酸化炭素が806.8千t-CO₂で約95%を占めており、一酸化二窒素が20.9千t-CO₂（2.6%）、メタンが16.2千t-CO₂（2.0%）となっています。また、部門別温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門（37.9%）が最も多く、次いで運輸部門（22.7%）、家庭部門（19.2%）、業務その他部門（14.3%）となっています。

2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度を基準として16.3%減少しています。部門別では、家庭部門（-28.5%）や運輸部門（-20.7%）、業務その他部門（-19.3%）などが大きく減少しています。



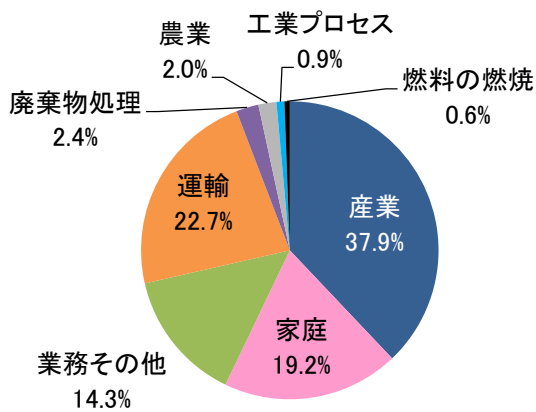
ガス別温室効果ガス排出量の内訳
(2021年度)

【資料：藤枝市温室効果ガス排出量算定報告書】



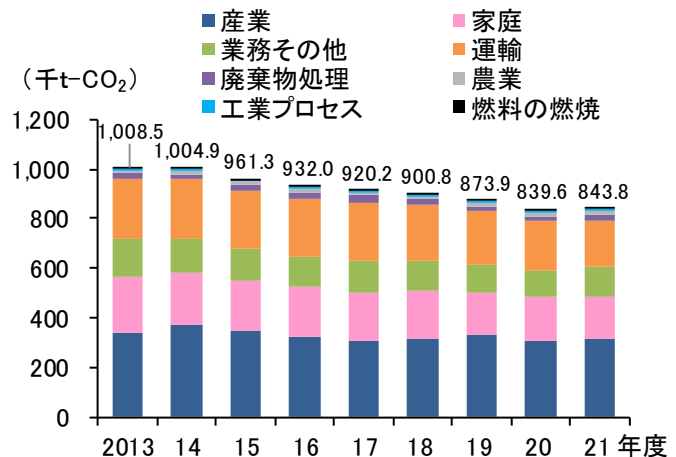
ガス別温室効果ガス排出量の推移

【資料：藤枝市温室効果ガス排出量算定報告書】



部門別温室効果ガス排出量の内訳
(2021年度)

【資料：藤枝市温室効果ガス排出量算定報告書】



部門別温室効果ガス排出量の推移

【資料：藤枝市温室効果ガス排出量算定報告書】

温室効果ガス排出量の推移（単位：千 t-CO₂）

部門	年度	2021 (R3)		
	2013 (H25)	【現状年度】	基準年度比	
ガス別				
二酸化炭素 (CO ₂)	973.4	806.8	-17.1%	
メタン (CH ₄)	13.8	16.2	17.5%	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	21.3	20.9	-2.2%	
部門別				
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	342.1	320.0	-6.5%
	家庭部門	226.7	162.0	-28.5%
	業務その他部門	149.6	120.7	-19.3%
	運輸部門	241.9	191.8	-20.7%
エネルギー起源 CO ₂ 以外	廃棄物部門	22.2	20.6	-7.4%
	農業部門	12.0	16.5	37.6%
	工業プロセス	8.6	7.3	-14.6%
	燃料の燃焼	5.5	4.9	-11.3%
合計	1,008.5	843.8	-16.3%	

注) 端数処理の関係上、温室効果ガス排出量の和や比が合計値などと合わない場合があります。

【資料：藤枝市温室効果ガス排出量算定報告書】

コラム



脱炭素経営への支援策

本市の温室効果ガス排出量のうち、最も大きな割合を占めるのは産業部門（約37%）です。市の温室効果ガス排出量の削減目標達成には、事業者の皆さんの協力が不可欠です。近年、世界的にサプライチェーン全体で脱炭素化を進める動きが加速しており、大手企業が取引先に対し、二酸化炭素排出量の削減を求める事例が増えています。脱炭素への対応は、もはや避けて通れないビジネス上の課題であり、対応の遅れは取引機会の損失というリスクにも繋がりがかねません。一方で、アンケート調査では、環境保全に取り組むことは「企業イメージや信用性の向上」「従業員の環境意識の向上」といった効果が期待できると、多くの事業者が実感しています。そこで本市では、事業者の皆さんが「環境経営」へ踏み出すための様々な支援策を用意しています。是非、本市の支援制度をご活用いただき、気候変動という大きなリスクをチャンスに変えていきましょう。

「エコアクション21」認証取得支援

本市では、環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証取得に向け、支援員の派遣や補助制度で支援を実施しています。認証取得はエネルギーコスト削減などの経営メリットの「見える化」に繋がるだけでなく、取引先からの環境に関する調査への対応も円滑になるなど、企業の信頼性を高めます。

省エネルギー設備導入支援

中小企業等を対象に、省エネルギー設備の導入を支援する制度があります。エネルギーコストの削減は、直接的な経営改善に貢献します。

藤枝型森林カーボンクレジット（J-クレジット制度）

省エネルギー設備の導入や森林管理によって創出された二酸化炭素削減・吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。本市では、この「J-クレジット制度」の活用を官民連携で推進しています。創出したクレジットを売却して新たな収益源としたり、自社の排出量を埋め合わせるためにクレジットを購入したりすることで、環境貢献と経済活動を結びつけることができます。

第3節 将来予測

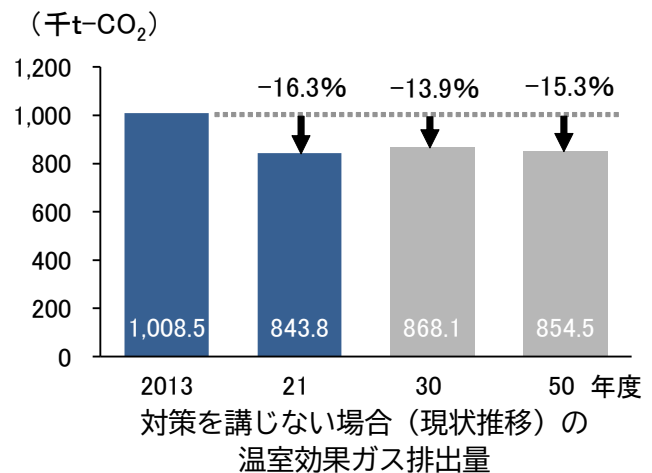
3-1 削減目標設定の考え方

温室効果ガスの削減目標は、削減対策を講じない場合の温室効果ガス排出量（現状推移）の将来推計をした上で、削減対策を講じた場合の国の削減目標に準じて目標値を設定します。

その削減目標の実現可能性を確認するために、目標年度までに講じられる対策により見込まれる削減量を積み上げて、削減目標値と比較します。

3-2 削減対策を講じない場合（現状推移）の将来推計

対策を講じない場合の温室効果ガス排出量（現状推移）の将来推計において、温室効果ガス排出量は、「活動量」×「排出原単位」で算定することができます。「活動量」は人口、世帯数、製造品出荷額等の推計値に基づき予測値を設定しました。また、「排出原単位」は現状をそのまま維持すると仮定し、現状年度である2021（令和3）年度の値で固定しました。



3-3 将来推計の結果

推計の結果、対策を講じない場合の温室効果ガスの総排出量（現状推移）は、2030（令和12）年度が868.1千t-CO₂、2013（平成25）年度の基準年度比で 13.9%減少、2050（令和32）年度が854.5千t-CO₂、2013（平成25）年度の基準年度比で 15.3%減少という結果になりました。

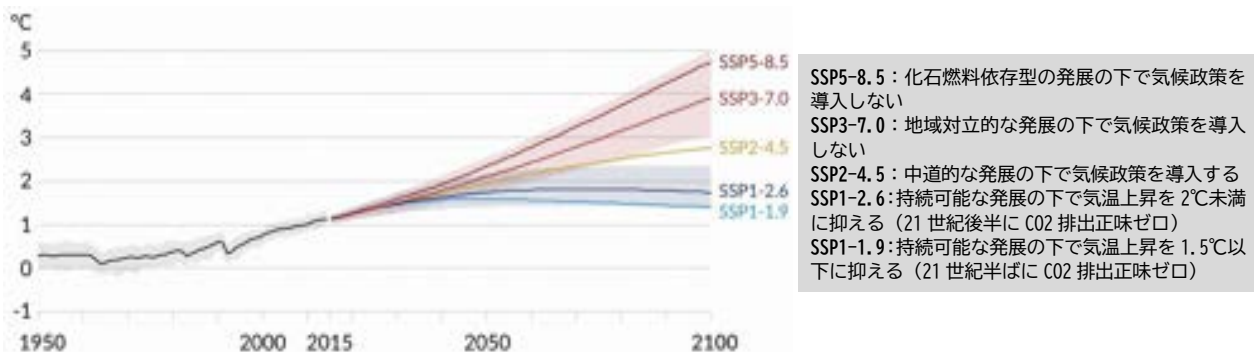
なお、2021（令和3）年度と比べて2030（令和12）年度、2050（令和32）年度が増加している理由は、2013（平成25）年度から2022（令和4）年度にかけて産業部門（製造業出荷額等）や家庭部門（世帯数）の活動量が増加しているため、将来も増加する予測結果となりました。

コラム



今後の気候変動の予測

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書では、「化石燃料依存型の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ（SSP5-8.5）」の場合、1850年～1900年と比べて、2081年～2100年の世界の平均気温は3.3～5.7℃上昇、「持続可能な発展の下で気象上昇を1.5℃以下に抑えるシナリオ（SSP1-1.9）」をとった場合でも1.0～1.8℃上昇する可能性が高くなります。



1850～1900年を基準とした世界平均気温の変化

【資料：IPCC第6次評価報告書・第1作業部会報告書（IPCC、2021年）】

第4節 削減目標

4-1 削減見込量

現状年度の2021（令和3）年度から2030（令和12）年度、2050（令和32）年度における温室効果ガスの削減見込量の検討を行いました。

なお、2050（令和32）年度は国の計画などにおいても削減見込量が設定されていないことや、長期的な条件設定が困難なことから、2050（令和32）年度にカーボンニュートラルを実現するための目安として設定しました。

$$\text{温室効果ガスの削減見込量} = \text{省エネルギー等} + \text{森林吸収等} + \text{再生可能エネルギーの導入}$$

削減見込量の検討

項目	削減効果の考え方や参考とした資料等
省エネルギー等	<ul style="list-style-type: none"> 国の「地球温暖化対策計画」では、2030（令和12）年度の温室効果ガス削減見込量が掲載されている。「地球温暖化対策計画」の推進による施策波及として、本市分（各施策を代表する指標で按分）を算定した。 「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和7年3月）や過年度のマニュアルを参考として削減効果を試算した。 導入率などは、「地球温暖化対策計画」「次世代自動車戦略」「2050年度までの長期電力需要想定」「藤枝市一般廃棄物処理基本計画」「第3次藤枝市環境基本計画後期計画に関するアンケート調査」（2024（令和6）年度）などを参考としたほか、独自に設定した。
森林吸収等	<ul style="list-style-type: none"> 森林吸収は、「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」の2030（令和12）年度の目標値に「藤枝市の森林面積÷静岡県の森林面積」を乗じることで算定した。 農地土壌による吸収は「地球温暖化対策計画」の推進による施策波及として、本市分（各施策を代表する指標で按分）を算定した。
再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> 環境省・再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）、「自治体再エネ情報カルテ」などを参考に、国の「地球温暖化対策計画」や「第7次エネルギー基本計画」を踏まえて算定した。

算定根拠一覧

A	「第3次藤枝市環境基本計画後期計画に関するアンケート調査」（2024（令和6）年度）の結果を踏まえて導入率などを設定した。
B	国の「地球温暖化対策計画」の削減見込量を代表指標により按分して藤枝市分を設定した。（2050（令和32）年度は削減見込量が設定されていないことから、2030（令和12）年度と同じ数値で設定した。）
C	「静岡県自動車保有台数」の近年の動向、「2050年度までの長期電力需要想定－暫定試算結果－」（2023（令和5）年11月：電力中央研究所）などを基本として設定した。
D	「藤枝市一般廃棄物処理基本計画」の目標値から設定した。
E	「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の静岡県全体の森林吸収量の目標から、森林面積による按分で藤枝市分を設定した。
F	2030（令和12）年度は「地球温暖化対策計画」の電気事業者の排出係数目標値、2050（令和32）年度は「全国2050年ゼロカーボン・ロードマップ試案（世界首長誓約日本事務局）」の排出係数を参考とした。電気事業者の排出係数の改善は、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーなどによる発電が増加することにより見込まれるものである。
G	環境省・再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）、「自治体再エネ情報カルテ」などを参考に、国の「地球温暖化対策計画」や「第7次エネルギー基本計画」を踏まえて設定した。
H	カーボンニュートラルの達成に向け、導入率などを独自に設定した。

削減見込量の推計結果（1）

部門	取組	2030年度		2050年度	
		削減見込量 (千 t-CO ₂)	根拠	削減見込量 (千 t-CO ₂)	根拠
産業	産業用高効率空調機（ヒートポンプ）の導入	4.9	A	29.6	H
	高性能ボイラーの導入	0.8	A	17.0	H
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	28.1	B	28.1	B
	ESCO 事業などによる省エネルギー技術の導入	3.4	A	17.8	H
	業種間連携省エネルギーの取組推進	0.5	B	0.5	B
	燃料転換の推進	1.5	B	1.5	B
	FEMS を活用した徹底的なエネルギー管理の実施	2.7	B	2.7	B
	再生可能エネルギー由来の電力の購入	15.2	F	0.0	F
	電気事業者の取組による CO ₂ 排出係数の改善	46.9	F	160.1	F
	小計	104.1		257.3	
	家庭	高効率給湯器の導入	0.9	A	6.1
家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの導入		0.5	A	1.6	H
計画・制御システムの導入		0.7	A	6.1	H
高効率照明の導入		0.7	A	1.1	H
省エネルギー行動の実践		2.4	A	7.0	H
エコ診断の実施		0.1	A	1.8	H
グリーンカーテンの設置		0.5	A	7.0	H
住宅の省エネルギー化		5.9	B	5.9	B
トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上		2.6	B	2.6	B
脱炭素型ライフスタイルへの転換		0.4	B	0.4	B
再生可能エネルギー由来の電力の購入		5.0	F	0.0	F
電気事業者の取組による CO ₂ 排出係数の改善		44.6	F	108.0	F
小計		64.2		147.6	
業務 その他	高効率給湯器の導入	2.4	A	8.0	H
	業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	0.3	A	1.3	H
	ESCO 事業などによる省エネルギー技術の導入	1.2	A	5.3	H
	計画・制御システムの導入	0.4	A	7.1	H
	建築物の省エネルギー化	1.7	B	1.7	B
	高効率な省エネルギー機器の普及	2.6	B	2.6	B
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	3.9	B	3.9	B
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.09	B	0.09	B
	再生可能エネルギー由来の電力の購入	9.6	F	0.0	F
	電気事業者の取組による CO ₂ 排出係数の改善	28.5	F	70.3	F
小計	50.7		100.2		
運輸	次世代自動車の導入	5.8	C	52.9	C
	エコドライブの実践	7.0	A	15.4	H
	カーシェアリングの実践	1.4	B	1.4	B
	公共交通機関の利用促進	1.1	A	6.1	H
	テレワークの実践	1.9	A	15.6	H
	道路交通流対策（道路交通流対策等の推進）	2.2	B	2.2	B
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	0.4	B	0.4	B
	トラック輸送の効率化	3.3	B	3.3	B
	電気事業者の取組による CO ₂ 排出係数の改善	1.9	F	54.2	F
	小計	25.1		151.5	
廃棄物	廃プラスチックなどの削減	3.3	D	6.6	H
	食品ロスの削減	0.1	B	0.1	B
	小計	3.5		6.7	

注) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

削減見込量の推計結果（2）

部門	取組	2030年度		2050年度	
		削減見込量 (千 t-CO ₂)	根拠	削減見込量 (千 t-CO ₂)	根拠
農業	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策	0.5	B	0.5	B
工業プロセス	混合セメントの利用拡大	0.003	B	0.003	B
排出量	合計	248.1		663.9	
森林吸収等	森林によるCO ₂ 吸収（2021年度からの増加分）	0.2	E	0.2	E
	J-クレジットの活性化	2.6	B	2.6	B
	農地土壌によるCO ₂ 吸収	0.4	B	0.4	B
	小計	3.2		3.2	
再生可能エネルギー	太陽光発電施設の導入	35.0	G	149.4	G
	バイオマス発電施設の導入	19.8	G	19.8	G
	太陽熱利用施設の導入	0.1	G	0.3	G
	地中熱利用施設の導入	0.0	G	1.0	G
	小計	54.9		170.4	
削減見込量の合計		306.1		837.6	

注）端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

4-2 削減目標

▶2030（令和12）年度に温室効果ガスを46%削減

削減対策を講じない場合（現状推移）の排出量から、削減見込量の推計結果を踏まえて、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を、基準年度（2013（平成25）年度）から**46%削減**します。

この削減目標が達成されることにより、国の「地球温暖化対策計画」の削減目標である2013（平成25）年度比46%の削減に寄与し、最終的にはパリ協定の目標達成（産業革命前からの気温上昇を2.0℃未満にする（1.5℃未満になるよう努力する））にも近づきます。

▶2050（令和32）年度に温室効果ガスを実質排出ゼロ

本市では、2050（令和32）年度における脱炭素社会の実現を目指し、市内全域からの温室効果ガス排出量を森林や緑地の温室効果ガス吸収量以下に抑え、2050（令和32）年度に**温室効果ガスの排出実質ゼロの「ゼロカーボンシティ」**を目指します。

コラム



ゼロカーボンシティ

本市は、国際社会の一員として、市民・事業者と一丸となって、「持続可能な環境行動都市・ふじえだ」の実現に向けて、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出実質ゼロの「ゼロカーボンシティ」を目指すことを2021（令和3）年2月に表明しました。

藤枝市「ゼロカーボンシティ」表明

地球変動問題は、私たち一人一人、この星に生きる全ての生き物にとって避けることのできない、喫緊の課題です。

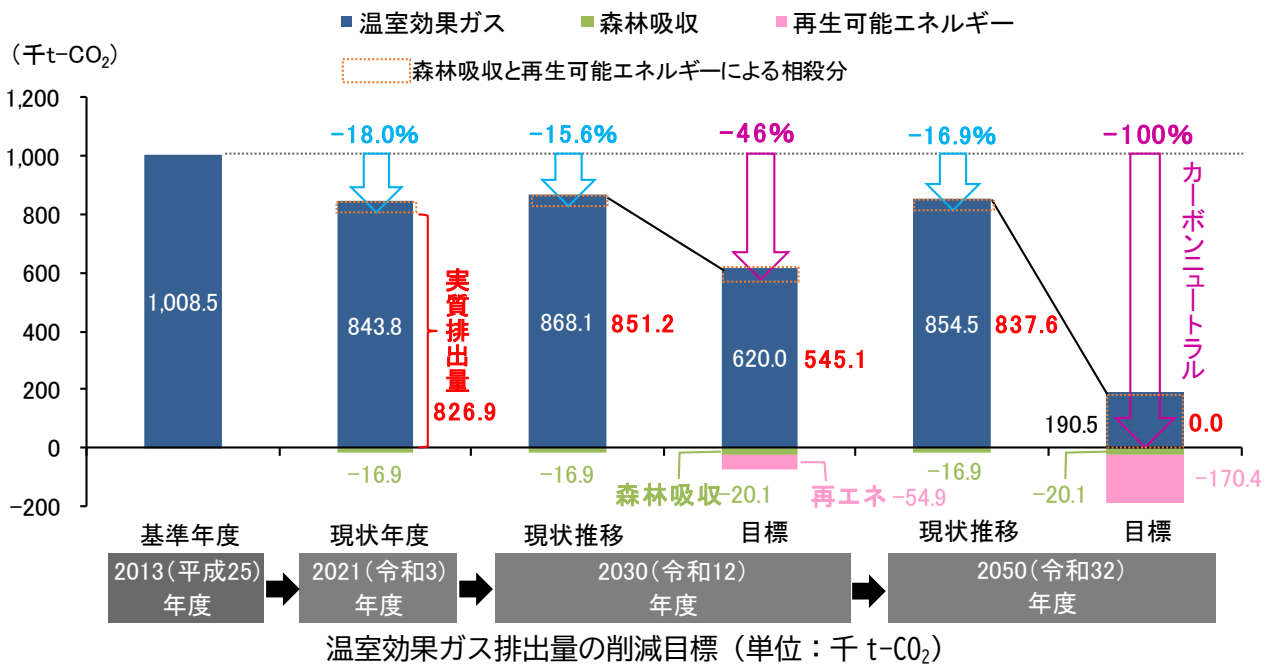
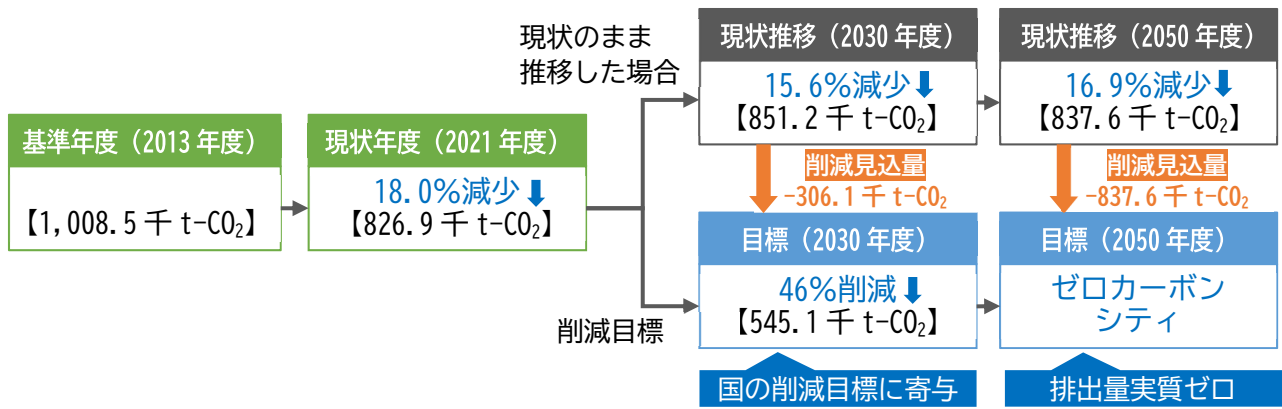
近年、国内外各地において集中豪雨や大規模火災などの気象災害が増加し、甚大な被害をもたらしてあり、今後、このような被害の発生は頻発化・激甚化をぞろぞろと予測されています。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、私たち人類全体的な生存に関わる深刻な危機を招き出す「気候危機」として認識するべき事態と考慮されています。

2015年12月開催されたパリ協定では「平均気温上昇の抑制を促進し、21世紀後半に「気温が歴史的に低い水準にあること」を、世界の平均気温の上昇を2.0℃未満に抑えること」を、2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロにすることが目標」となっています。

地球は、国際社会の一員として、市民、事業者と一丸となって、持続可能な環境行動都市「ふじえだ」の実現に向け、2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロの「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明いたします。

令和3年2月15日

藤枝市長 北村 正平



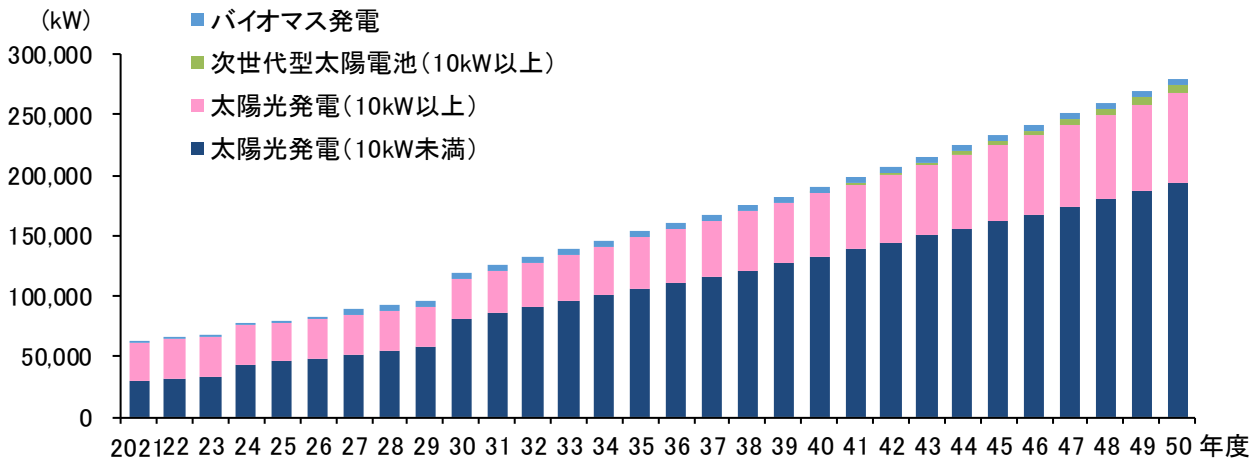
部門別温室効果ガス排出量の削減目標 (単位：千 t-CO₂)

部門	年度	2013	2021	2030		2050		
		(H25) 年度	(R3) 年度	(R12) 年度	(R32) 年度	(R12) 年度	(R32) 年度	
		基準年度	現状年度	現状推移	目標 (基準年度比)	現状推移	目標 (基準年度比)	
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	342.1	320.0	344.7	240.7	365.2	107.9	-68.5%
	家庭部門	226.7	162.0	169.5	105.3	158.6	11.0	-95.2%
	業務その他部門	149.6	120.7	115.3	64.6	101.8	1.6	-98.9%
	運輸部門	241.9	191.8	189.6	164.5	181.7	30.2	-87.5%
エネルギー起源 CO ₂ 以外	廃棄物部門	22.2	20.6	20.3	16.9	18.6	11.8	-46.8%
	農業部門	12.0	16.5	16.5	15.9	16.5	15.9	33.2%
	工業プロセス	8.6	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	-14.6%
	燃料の燃焼	5.5	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	-11.3%
①排出量合計		1,008.5	843.8	868.1	620.0	854.5	190.5	-81.1%
②森林吸収量等			-16.9	-16.9	-20.1	-16.9	-20.1	
③再生可能エネルギー					-54.9		-170.4	
実質排出量 (①+②+③)			826.9	851.2	545.1	837.6	0.0	-100%
基準年度比			-18.0%	-15.6%	-46%	-16.9%	-100%	

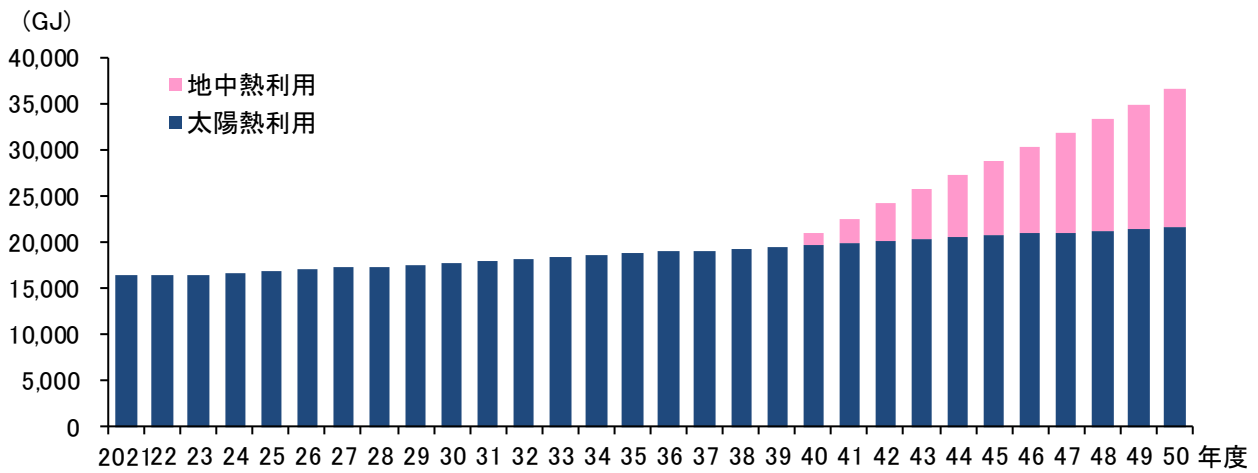
注) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

4-3 再生可能エネルギー導入目標

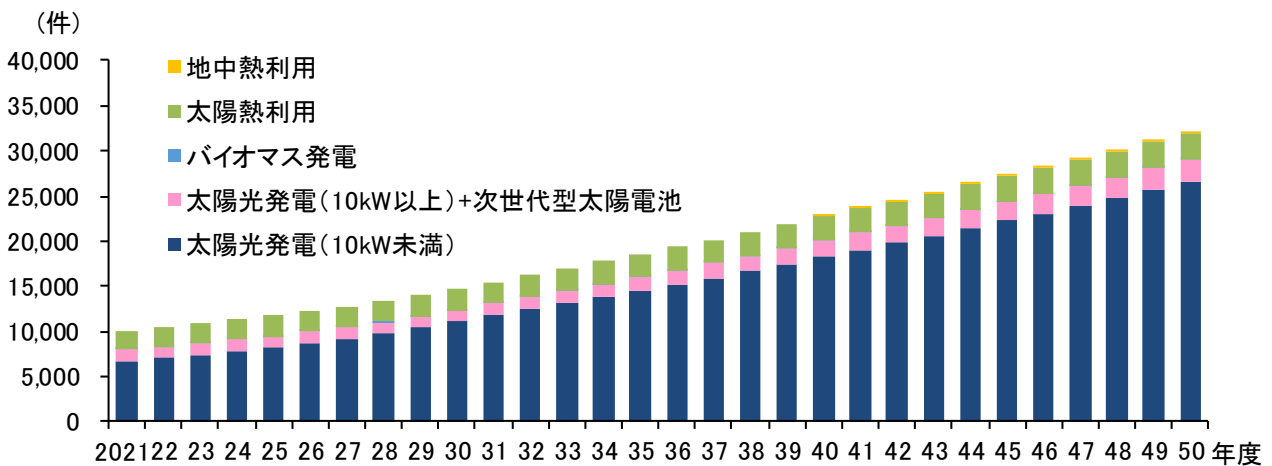
再生可能エネルギーのうち、本市で普及を目指す太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用の導入目標は以下のとおりです。



再生可能エネルギー導入目標（発電設備容量）



再生可能エネルギー導入目標（熱利用設備容量）



再生可能エネルギー導入目標（施設数）

再生可能エネルギーの導入目標

種別	指標	単位	年度				
			2021	2030	2050		
			現状	目標			
再生可能エネルギー全体	現状からの二酸化炭素削減量	t-CO ₂ /年	-	54,861	170,425		
	二酸化炭素削減量 総合計	t-CO ₂ /年	46,207	101,069	216,633		
発電利用							
全体	発電量の合計	kWh/年	80,065,377	176,814,285	380,123,767		
	区域の電力消費量	kWh/年	895,161,227	876,419,830	876,419,830		
	再生可能エネルギー由来の電力の生産割合	%	8.9%	20.2%	43.4%		
太陽光	全体	発電量の合計	kWh/年	78,292,353	140,617,075	344,040,626	
		二酸化炭素削減量	t-CO ₂ /年	44,000	79,027	193,351	
	10kW未満	発電量	kWh/年	35,728,052	96,577,401	244,322,302	
		施設数(累計)	件	6,700	11,054	24,236	
		設備容量(累計)	kW	29,770	80,473	203,582	
		新たに発電設備を設置する施設数	件/年	348	655	663	
	10kW以上	発電量	kWh/年	42,564,300	44,039,675	99,718,324	
		設備容量(累計)	従来型太陽電池	kW	32,178	33,294	63,730
			次世代型太陽電池	kW	-	-	6,600
		施設数(累計)	件	1,228	1,267	2,186	
新たに発電設備を設置する施設数	件/年	13	13	53			
バイオマス	発電量	kWh/年	1,773,024	34,710,624	34,710,624		
	二酸化炭素削減量	t-CO ₂ /年	1,064	20,826	20,826		
	設備容量(累計)	kW	253	4,953	4,953		
熱利用							
太陽熱	熱量	GJ/年	16,413	17,453	20,424		
	二酸化炭素削減量	t-CO ₂ /年	1,143	1,216	1,423		
	施設数(累計)	件	2,210	2,350	2,750		
地中熱	熱量	GJ/年	0	0	14,827		
	二酸化炭素削減量	t-CO ₂ /年	0	0	1,033		
	施設数(累計)	件	0	0	88		
	再熱可能面積	m ²	0	0	16,698		

注1) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

二酸化炭素排出量の削減効果は以下の計算式で算定した。

・発電利用(太陽光)：千 t-CO₂ = 発電量(kWh) × 電力排出係数(t-CO₂/kWh)(0.0006-ライフサイクルCO₂排出係数) × 10⁻³ ライフサイクルCO₂排出係数は0.000038t-CO₂/kWhを使用(電力中央研究所報告2016(平成28)年7月・日本における発電技術のライフサイクルCO₂排出量総合評価)

・発電利用(バイオマス)：千 t-CO₂ = 発電量(kWh) × 電力排出係数(t-CO₂/kWh)(0.0006)

・熱利用(太陽熱、地中熱)：千 t-CO₂ = 熱量(GJ) × 原油換算係数(kL/GJ)(0.0258) × 原油の排出係数(t-CO₂/kL)(2.7) × 10⁻³

注2) 再生可能エネルギーの風力発電、中小水力発電、地熱発電については、本市のポテンシャルを踏まえて対象としていないが、今後の技術動向などの情報収集を行っていく。

注3) 区域の電力消費量は自治体排出量カルテより、2030(令和12)年度、2050(令和32)年度は最新年度データである2023(令和5)年度から現状維持で設定した。

注4) 地中熱利用とは、地中の安定した温度を活用して冷暖房や給湯などに使う再生可能エネルギー技術のこと。地下10~15mの地温は年間を通じてほぼ一定で、ヒートポンプを用いて地中との熱交換を行う。空気や地下水を媒体とする方式がある。日本での本格的普及はまだこれからだが、今後ますますの普及が期待されている。

【資料：環境省・再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)、自治体排出量カルテ、電力中央研究所報告】

第5節 地球温暖化対策の取組（緩和と適応）

5-1 「緩和」と「適応」の2つの温暖化対策

地球温暖化対策には、大きく分けて「緩和」と「適応」の2つがあります。

「緩和」は、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入などにより、温室効果ガスの排出を抑制することです。今まで本市で取り組んできた地球温暖化対策は、その多くが緩和の取組になります。

しかし、地球温暖化による影響は既に現れてきており、例えば温室効果ガスの排出が今すぐになくなったとしても、大気中に蓄積された温室効果ガスによる影響は今後も続くとされています。そのため、地球温暖化による影響に備えた対策をあらかじめ行い、自然や人間社会のあり方を調整するのが「適応」です。



「緩和」と「適応」

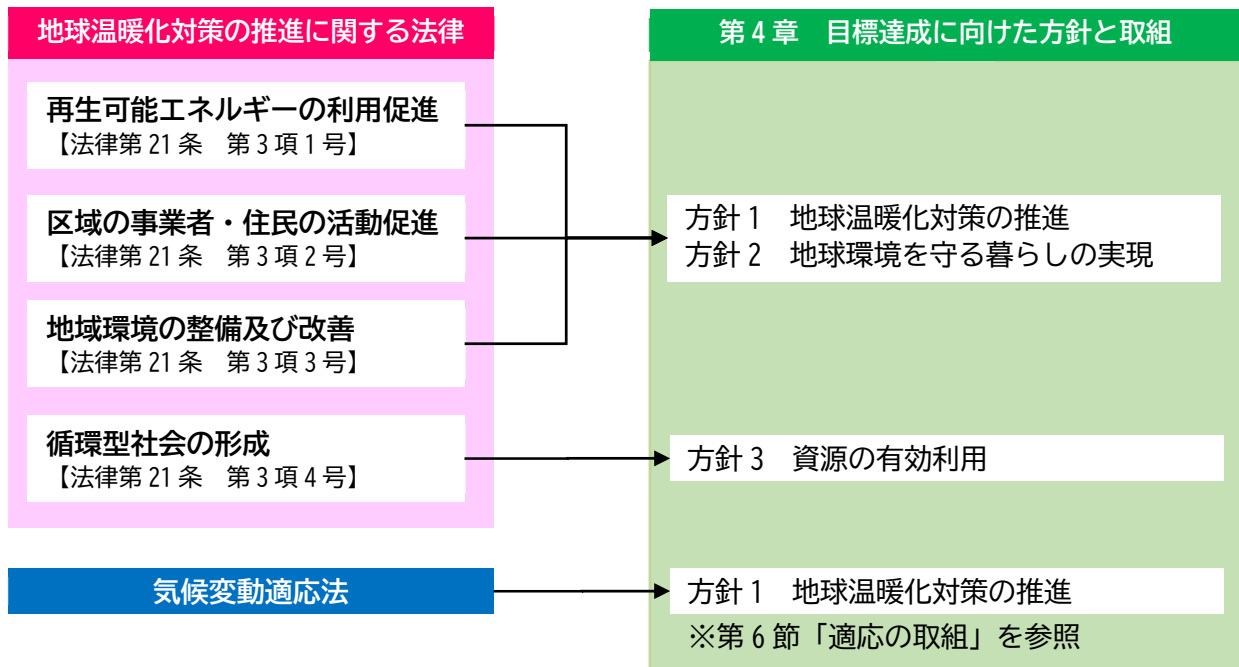
【資料：気候変動適応情報プラットフォーム】

5-2 「地球温暖化対策推進法」と「気候変動適応法」に基づく取組

緩和については「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」に定める義務的記載事項として、4つの分野について取組を掲載します。

適応については、「気候変動適応法」及び「気候変動適応計画」に基づいて取組を掲載します。

なお、「第4章 目標達成に向けた方針と取組」の中でも緩和に関する取組を掲載していることから、ここでは対応する方針を図示するとともに、適応に関しては取組内容を掲載します。



「地球温暖化対策の推進に関する法律」と「気候変動適応法」に基づく取組

第6節 適応の取組

6-1 適応計画の分野・項目の選定

国の「気候変動適応計画」（2023（令和5）年5月）では、「農業、森林・林業、水産業」や「国民生活・都市生活」など7つの分野について、影響評価の結果を表のとおり整理しています。この結果を踏まえ、本市では以下の2つの基準（★1、★2）により選定した項目について注目し、適応のための取組を検討・実施していきます。

本市が取り組む適応計画の分野・項目の選定（1）

分野	大項目		小項目	重大性	緊急性	確信度	選定項目
農業、森林・林業、水産業	農業		水稻	◎/◎	◎	◎	
			果樹	◎/◎	◎	◎	★1
			土地利用型作物 （麦、大豆、飼料作物等）	◎	△	△	
			野菜等	◇	◎	△	★2
			畜産	◎	◎	△	
			病害虫・雑草等	◎	◎	◎	★1
			農業生産基盤	◎	◎	◎	★1
			食料需給	◇	△	◎	
	林業	人工林	木材生産（人工林等）	◎	◎	△	
			人工林	◎	◎	△	
		特用林産物	特用林産物（きのこ類等）	◎	◎	△	
	水産業	海面漁業	回遊性魚介類 （魚類等の生態）	◎	◎	△	
			海洋生態系	◎	△	□	
			沿岸生態系（温帯・亜寒帯）	◎	◎	△	
海面養殖業		増養殖等	◎	◎	△		
		海洋生態系	◎	△	□		
		沿岸生態系（温帯・亜寒帯）	◎	◎	△		
内水面漁業・養殖業		増養殖等	◎	◎	△		
		淡水生態系 （湖沼、河川、湿原）	◎	△	□		
造成漁場	増養殖等	◎	◎	△			
その他		有害鳥獣の影響	◎	◎	□		
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	◇/◎	△	△		
		河川	◇	△	□	★2	
		沿岸域及び閉鎖性海域	◇	△	△		
	水資源	水供給（地表水）	◎/◎	◎	◎	※	
		水供給（地下水）	◎	△	△		
水需要	◇	△	△				
自然生態系	陸域生態系	高山帯・亜高山帯	生態系への影響	◎	◎	△	
		自然林・二次林	生態系への影響	◇/◎	◎	◎	
		里地・里山生態系	生態系への影響	◇	◎	□	
		人工林	生態系への影響	◎	◎	△	
		有害鳥獣の影響	生態系への影響	◎	◎	□	
		物質収支	生態系への影響	◎	△	△	

本市が取り組む適応計画の分野・項目の選定（2）

分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	選定項目	
自然生態系	淡水生態系	湖沼	生態系への影響	◎	△	□	
		河川	生態系への影響	◎	△	□	
		湿原	生態系への影響	◎	△	□	
	沿岸生態系	亜熱帯	生態系への影響	◎/◎	◎	◎	
		温帯・亜寒帯	生態系への影響	◎	◎	△	
	海洋生態系		生態系への影響	◎	△	□	
	生物季節		生態系への影響	◇	◎	◎	
	分布・個体群の変動	在来種	生態系への影響	◎	◎	◎	
外来種		生態系への影響	◎	◎	△		
自然災害・沿岸域	河川	洪水	◎/◎	◎	◎	★1	
		内水	◎	◎	◎	★1	
		高潮・高波	◎	◎	◎		
	沿岸	海面上昇	◎	△	◎		
		高潮・高波	◎	◎	◎		
		海岸侵食	◎/◎	△	◎		
	山地		土石流・地すべり等	◎	◎	◎	★1
その他		強風等	◎	◎	△	★2	
健康	暑熱	死亡リスク	◎	◎	◎	★1	
		熱中症	◎	◎	◎	★1	
	感染症	節足動物媒介感染症	◎	◎	△	★2	
		水系・食品媒介性感染症	◇	△	△		
		その他の感染症	◇	□	□		
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◇	△	△	★2	
		脆弱性の高い集団への影響（高齢者・小児・基礎疾患有病者等）	◎	◎	△	★2	
その他の健康影響		◇	□	□			
産業・経済活動	産業・経済活動	製造業	◇	□	□		
		エネルギー需給	◇	□	△	★2	
		商業	◇	□	□		
		建設業	◎	◎	□		
		医療	◇	△	□		
	金融・保険		金融・保険	◎	△	△	
	観光業		観光業	◇	△	◎	
その他		海外影響	◇	□	△		
国民生活都市生活	インフラ、ライフライン	水道、交通等	◎	◎	◎	★1	
	文化・歴史	生物季節	◇	◎	◎		
		伝統行事、地場産業等	-	◎	△		
	その他		暑熱による生活への影響	◎	◎	◎	★1

注1) 重大性、緊急性、確信度の凡例は以下のとおり。

- ・重大性(RCP2.6/8.5) ◎：特に大きい ◇：「特に大きい」とはいえない -：現状では評価できない
- ・緊急性・確信度 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

注2) 選定する項目

★1：国の適応計画で示される分野・項目のうち、「重大性」、「緊急性」、「確信度」がともに◎印と評価されたもので、本市として選定するもの

★2：★1以外の項目のうち、本市の地域特性を踏まえて適応策を実施する分野・項目

※：藤枝市の上水道は主に深井戸から取水していることから選定しない。

6-2 農業・林業に関する適応の取組

項目	影響予測	適応策
果樹	◇気温の上昇に伴い、市で栽培されている果樹の栽培適地ではなくなる可能性があります。	◆農業者による栽培技術の研究・習得の取組を支援します。
野菜等	◇高温による野菜の生育障害の発生が予測されています。	◆環境制御設備を有する施設園芸ハウスの整備に対して支援を行います。
病害虫・雑草等	◇病害虫の発生域の拡大や変化が予測されています。	◆農業者による栽培技術の研究・習得の取組を支援します。
農業生産基盤	◇梅雨期や台風期には洪水リスク、湛水時間の長期化による農地被害のリスクが増加すると予測されています。	◆農業水利施設等の長寿命化、耐水対策等を行い、農地被害の軽減に努めます。

6-3 水環境・水資源・自然生態系・自然災害に関する適応の取組

項目	影響予測	適応策
水環境（河川）	◇因果関係は確認されていませんが、濁水期にBODやpHなどの値が上昇する傾向がみられます。	◆合併処理浄化槽の普及、公共下水道への接続により、水質向上を図ります。
自然災害（河川・山地）	◇気温上昇による局地的豪雨による災害リスクが高まっています。	<ul style="list-style-type: none"> ◆地すべり防止・治山・林道施設及びその周辺のパトロールにより、各施設の維持管理や警戒避難体制等に適切な措置を講じ、災害に備えます。 ◆水防訓練により、水防活動の指揮系統徹底と技術の向上及び水防に対する意識の向上を図り、災害に備えます。 ◆急傾斜地パトロール等により、擁壁や法枠等の土砂災害防止施設を点検し、災害に備えます。 ◆「藤枝市国土強靱化地域計画」に基づく自然災害対策を推進します。 ◆AI・ICTを活用した雨量・水位監視システムの充実・強化を図ります。 ◆マイタイムラインの作成支援を行います。 ◆内水氾濫に備えたハザードマップの作成やGISによる情報展開を行います。 ◆ハザードマップについて周知します。
その他	◇強風や強い台風の増加などが予測されています。	◆暴風警報時待機など、現行の防災体制の中で対応します。

6-4 健康に関する適応の取組

項目	影響予測	適応策
暑熱	◇気温の上昇する夏季に熱中症が発生し、重症化すれば死亡するリスクがあります。	◆第7節「熱中症対策行動指針」参照
感染症	◇デング熱などの感染症を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域が拡大すると想定されます。	◆近隣や本市で発生の際、国立感染症研究所のマニュアルに基づき対応します。
その他	◇都市部でのオキシダント濃度上昇に伴う健康被害の増加が想定されます。 ◇高齢者などの熱中症弱者は気温の上昇の影響を受けやすいとされています。	◆県が例年、光化学オキシダントが高濃度となりやすい期間を「光化学オキシダント監視強化期間」と設定し、監視体制を強化し対策を行います。 ◆高齢者などの熱中症弱者を対象に実施する出前講座（健康講座・食育講座）において、熱中症に関する講座を実施します。

6-5 産業・経済活動、国民生活・都市生活に関する適応の取組

項目	影響予測	適応策
産業・経済活動（エネルギー需給）	◇エネルギー需要分野においては、現時点で気候変動が及ぼす影響についての研究事例が少ない状況です。	◆エネルギー需要分野への影響について科学的知見の集積を図ります。 ◆市内各分野におけるエネルギー起源CO ₂ 排出量を把握します。
インフラ、ライフライン、その他	◇短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加などが進めば、インフラ・ライフラインに影響が及ぶことが懸念されます。 ◇渋滞や舗装老朽化に伴う二酸化炭素排出量の増加が想定されます。 ◇建築物や舗装によるヒートアイランド現象が既に生じています。	◆自然の機能を活用するグリーンインフラを推進し、緑の基本計画に基づく緑化や緑地推進などにより対応します。 ◆幹線道路網の整備と舗装改良の推進を行います。 ◆都市公園の整備による緑化推進と既存緑地の適正管理を行います。 ◆「デコ活」を推進します。 ◆グリーンカーテンを推進します。 ◆インフラや地域社会のレジリエンス向上に取り組めます。

6-6 総合的な適応の取組

「静岡県気候変動適応センター」（静岡県環境衛生科学研究所）と連携しながら、適応の取組を推進します。また、気候変動による影響の現状については、庁内関係各課と連絡を密にし、情報の蓄積を行うとともに、横断的な施策を推進していきます。

第7節 熱中症対策行動指針

7-1 熱中症対策行動指針の位置づけ

本指針は、「第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）・藤枝市気候変動適応計画」の適応策のうち、健康分野・暑熱に関する行動指針として位置づけ、熱中症対策に関する具体的取組を示します。

7-2 各主体の基本的役割

▶市の基本的役割

国や県と連携しながら、熱中症対策に関する庁内体制を整備するとともに、市域の自然的・社会的条件に応じて、自主的かつ主体的に熱中症対策を推進します。また、市域における事業者や市民など、多様な関係者に対して、熱中症への理解を深めるとともに、それぞれの主体による予防行動の実践を促進します。

▶事業者の基本的役割

自らの事業活動において、市民や消費者の熱中症予防につながる取組を行うとともに、労働安全衛生法等に基づき義務化された熱中症対策を踏まえ、自社の事業に従事する労働者の熱中症を防止するため、必要な措置を講じます。また、本市をはじめ、国や県が実施する熱中症対策に対して、協力・連携に努めます。

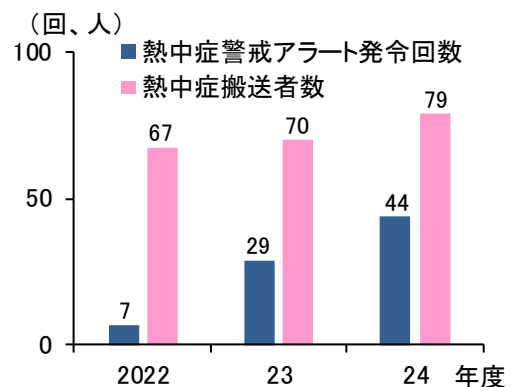
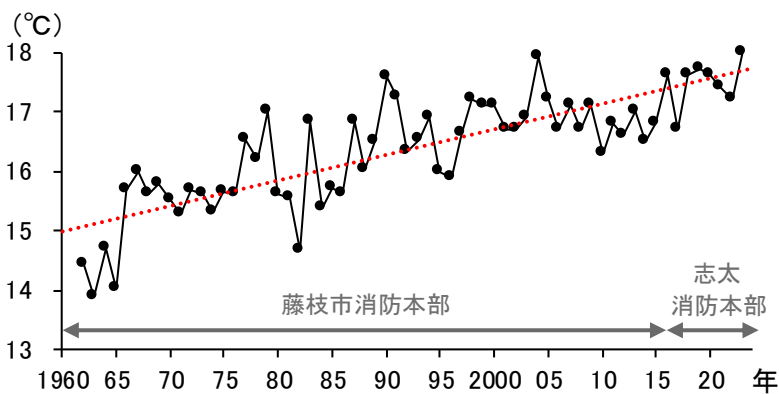
▶市民の基本的役割

熱中症対策に必要な知識を身につけ、自らの健康を守るために適切な注意を払い、自発的に予防行動を実践します。また、家族や周囲の人々にも、熱中症予防の注意を呼びかけ、地域内で互いに助け合う意識を持ちます。さらに、本市をはじめ、国や県が実施する熱中症対策に協力するよう努めます。

7-3 年平均気温の変化と熱中症の状況

藤枝市消防本部・志太消防本部の気象統計によると、年平均気温は上昇傾向にあり、熱中症のリスクが高まっています。熱中症の発生には気温だけでなく湿度も大きく影響するため、気温や湿度、日射・輻射、風などから算出される WBGT（暑さ指数）は、熱中症予防の重要な指標となります。

また、熱中症警戒アラート発令回数（静岡県）と熱中症搬送者数（藤枝市）は近年、増加傾向にあります。



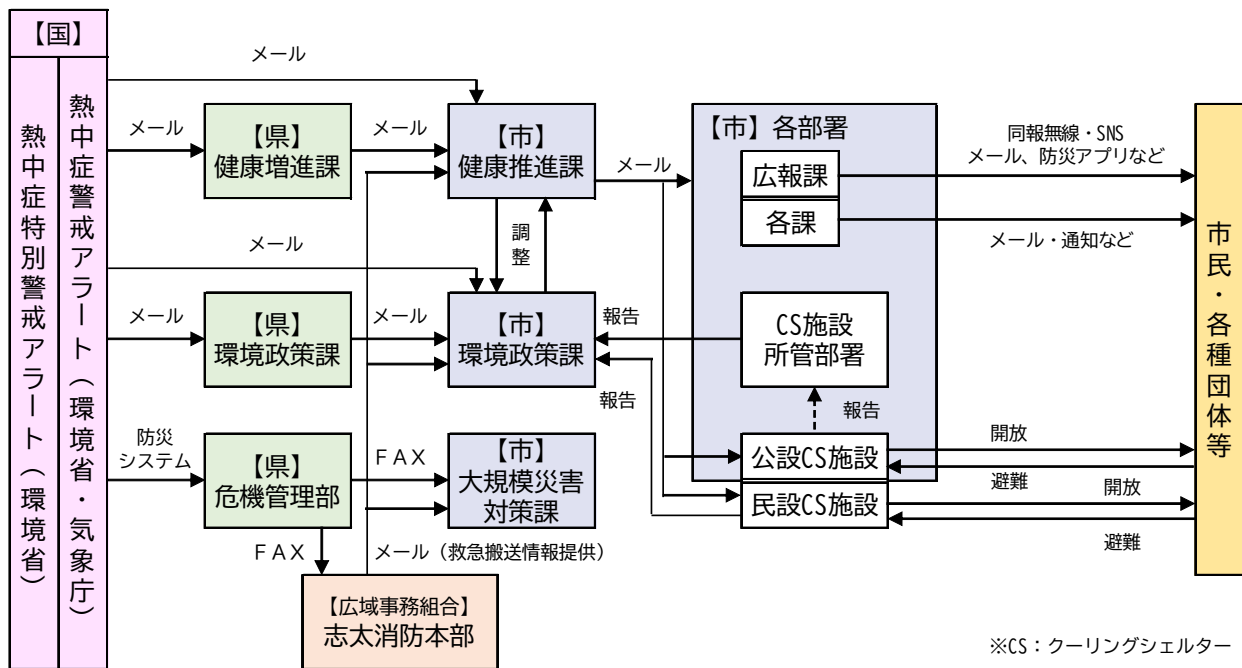
7-4 推進体制（庁内組織体制）

本市の熱中症対策を全庁的に推進するため、熱中症対策推進会議は本計画に位置づけられる環境行動推進会議を、また熱中症対策本部は環境推進本部会議をそれぞれ活用し、全庁一体となった推進体制を構築します。

7-5 熱中症警戒アラート等発表時における対応体制

熱中症警戒アラート等が発表された場合は、各部署で速やかに情報が共有される体制を構築し、必要な注意喚起や対応を実施します。

庁内ではあらかじめ定めた対応体制に基づき、各部署が所管施設や関連団体への周知、対応の確認等を行い、市全体としての迅速かつ的確な対応につなげます。



コラム



涼みどころとクーリングシェルター

本市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の命と健康を守るため、「気候変動適応法」に基づく「クーリングシェルター」とは別に、各施設において広く市民に「涼」が取れる空間を開放している施設を「涼みどころ」としてしています。

●涼みどころ

開設期間：熱中症警戒情報の運用期間である毎年4月第4水曜日
～10月第4水曜日いつでも

施設：公共施設のほか、指定した民間施設

●クーリングシェルター

開設期間：熱中症警戒情報の運用期間である毎年4月第4水曜日
～10月第4水曜日で熱中症特別警戒情報が発表された時のみ

施設：公共施設のほか、指定した民間施設



7-6 数値目標

環境指標：熱中症死亡者数

指標の定義	単位	現状 (2024年度)	目標 (2030年度)
救急搬送時における熱中症による死亡者数	人	0	0

7-7 熱中症対策の主な取組

項目	具体的な取組
情報提供・普及啓発	<p>①アラート発表・WBGT（暑さ指数）の情報発信</p> <p>【熱中症警戒アラート等の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱中症警戒アラート等の発表時には、防災アプリや防災行政無線、キックオフメール、SNS、消防車両等を通じて速やかに情報を提供し、市民の予防行動を促します。 <p>【WBGT（暑さ指数）の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気温や湿度、日射・輻射、風などから算出される WBGT（暑さ指数）の見方や活用方法について、市民へ周知し、予防行動の判断材料とします。 <p>②市民への日常的な予防啓発</p> <p>【日常的な予防行動の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> こまめな水分・塩分補給やエアコンの適切な使用、クールビズの実践といった基本的な熱中症予防行動をわかりやすく伝えます。 <p>【広報媒体の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページや SNS、広報紙、環境フェスタ等を活用し、幅広い層に対して熱中症予防の意識を高める情報発信を行います。 <p>【講座やイベントでの啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出前講座（健康・食育）や救命講習などを通じて、熱中症の予防に関する講話や実践的な学習の場を設けます。 <p>③熱中症弱者への配慮・地域見守り</p> <p>【見守り体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員や福祉関係団体、孤立対策団体などと連携し、高齢者や障害者、子どもなどの熱中症弱者への見守りや声かけ、注意喚起を強化します。 <p>【知識と行動による熱中症予防の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害者など熱中症リスクの高い方を対象に、熱中症予防リーフレットを配布し、正しい知識の普及と日常生活での予防行動の実践を促します。 <p>④関係機関との連携と情報共有</p> <p>【志太消防本部との情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 志太消防本部との情報連携を通じて、熱中症の発生状況や注意喚起情報を迅速かつ的確に把握・発信します。 <p>【医療・介護・配食事業者との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関や介護サービス事業者、高齢者向け配食事業者などと連携し、予防行動の促進とともに熱中症の発生状況を迅速に把握します。 <p>【国・県との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や県と連携し、市民や団体へ多様な媒体・手段を用いて情報提供を行う体制を整えます。

項目	具体的な取組
情報提供・普及啓発	<p>⑤情報収集体制の整備 【発生状況の把握と情報体制の整備】 ・市内での熱中症発生状況について迅速に把握し、庁内及び関係機関、市民への情報提供に活用できる体制を整備します。</p>
適応	<p>①「涼みどころ・クーリングシェルター」の整備と周知 【市内の公共・民間施設の活用】 ・熱中症予防のための休憩・避難場所として、公共施設や民間施設を「涼みどころ」または「クーリングシェルター」に指定し、市民が気軽に立ち寄れるよう整備を図ります。 【情報発信】 ・指定した「涼みどころ」及び「クーリングシェルター」については、市ホームページ等で一覧化して周知し、市民の利用を促進します。</p> <p>②イベント等における暑さ対策の強化 【開催時期や時間帯の工夫】 ・熱中症リスクの高い時期を避けたイベントの開催日程の調整や、早朝・夕方など比較的気温が下がる時間帯での実施を検討し、参加者の安全確保を図ります。 【会場での対策機材の設置】 ・ミストシャワーや大型扇風機の設置、救護所の設置・運営などを通じて、会場内の暑熱環境を緩和し、来場者の熱中症リスクを軽減します。</p>
予防	<p>①暑熱環境への対応力を高めるための生活環境整備 ・市県民税非課税等の世帯に対し、エアコン設置費用の補助を行い、猛暑への備えとなる居住環境の改善を図ります。</p> <p>②省エネルギー・快適居住環境の促進 ・住宅の断熱リフォームやZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化など、個人の住環境改善への支援に加え、エアコンを含む省エネルギー設備の設置費を中小企業向けに支援し、健康的かつエコな居住・労働環境の実現を後押しします。</p> <p>③中小企業の熱中症対策グッズ等の支援 ・事業所で働く労働者をはじめ、農業者や地域で活躍するボランティアに対し、熱中症予防用具（冷却ベストや携帯型ミスト扇風機等）の購入補助を実施し、労働環境の改善を図ります。</p> <p>④公共施設等での緑化・クール対策 ・学校や市施設、市民・事業者に対してグリーンカーテンの設置を推進し、日射遮蔽による室温上昇抑制を図ります。</p>

7-8 場所に応じた熱中症対策の取組

項目	具体的な取組
教育現場（学校）	<p>①熱中症予防行動の促進と啓発 ・積極的な水分・塩分補給やエアコンの適切な使用、クールビズの奨励など、熱中症予防行動に関する情報を提供し、意識の向上を図ります。 ・定期的に学校へ熱中症に関する情報提供を行い、児童・生徒や教職員の予防意識の向上と事故防止に努めます。 ・出前講座において、熱中症に関する講座を実施します。</p>

項目	具体的な取組
教育現場 (学校)	<p>②環境管理とマニュアルの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内小中学校やこども園等では、WBGT（暑さ指数）計による計測管理を行い、活動制限等の判断に活用します。 環境省・文部科学省の「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を活用し、熱中症対策マニュアルを策定・運用し、学校現場での予防対策を徹底します。 <p>③対応資機材の整備・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童が持参したネッククーラーを下校時にも使用できるように、ネッククーラーを冷やす冷凍庫を設置するなど、状況に応じた対応を検討します。 グリーンカーテンの設置を推進し、校内の暑熱環境の緩和を図ります。 <p>④幼児施設における事故防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> こども園等の送迎バス等において、所在確認や置き去り防止の取組を強化し、こどもの熱中症による事故を未然に防止します。
職場	<p>①職場への情報提供と予防の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の事業者に対し、職場での熱中症予防に関する情報を提供し、職場全体での予防意識の向上と対策の強化を促します。 熱中症予防に有効な衣類や冷却機器等の活用による個人の健康管理方法について、情報提供を行い、労働者の予防行動を後押しします。 労働者の熱中症対策として、予防用具の購入補助など職場環境の改善を実施し、働きやすい職場環境を整備します。
スポーツ時	<p>①スポーツ現場における熱中症予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ活動中の熱中症事故を防止するため、スポーツ関係団体等に対し、周知・研修・情報発信を行い、注意喚起と予防意識の向上を図ります。 スポーツ施設の環境整備を通じて熱中症対策を推進します。 体育館の設備更新時には室内環境の改善を図ります。
イベント時	<p>①イベント会場における熱中症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省の「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を活用し、夏季に多くの人が集まるイベントの開催時期や時間帯を検討するなど、熱中症対策を徹底します。 熱中症が予想されるイベント会場では、クールビズの推奨や積極的な水分・塩分補給など、予防行動に関する情報提供を行います。 ミストシャワーや大型扇風機、救護所の設置など、熱中症リスクの軽減が図られるよう検討します。
災害時	<p>①避難所における熱中症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所に室内温度を適切に保つための環境整備を進めます。 熱中症が予想される避難所では、予防行動に関する情報提供を行います。
農業現場	<p>①農業現場における熱中症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省が運営する「MAFF アプリ」を紹介し、熱中症警戒アラートやリスクに応じた注意喚起情報を農業者に提供します。 農林水産省から提供された熱中症対策テキストやステッカーを市の窓口で配布し、農作業中の注意喚起を行います。 藤枝市認定農業者協会と連携し、農業者に対して熱中症対策の情報提供や啓発活動を推進します。 農業者を対象に、熱中症予防用具の購入補助を行い、安全で快適な農作業環境を確保します。

第6章

藤枝市食品ロス 削減推進計画

第1節 計画の概要

第2節 食品ロスの現状

第3節 計画の目標

第4節 目標達成に向けた方針と取組

第1節 計画の概要

1-1 計画の背景

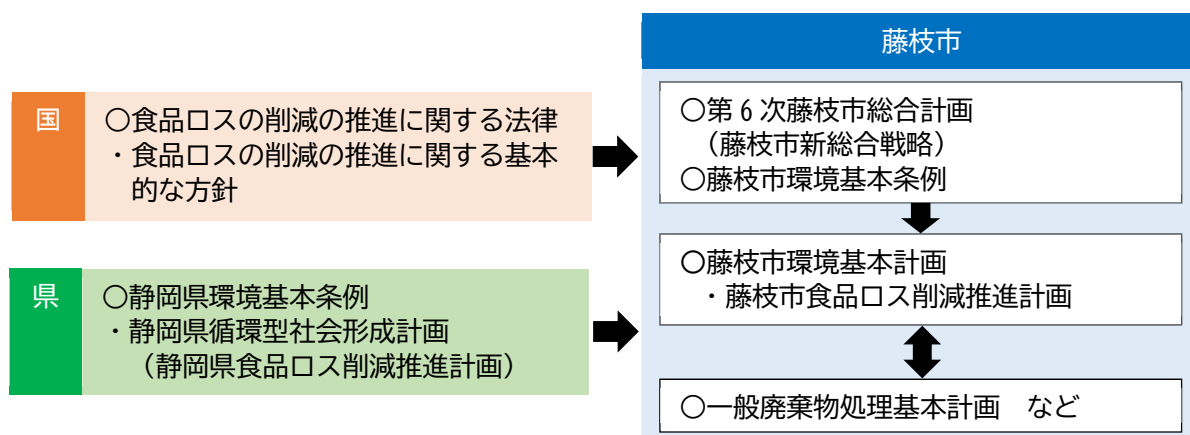
日々の生活や製造などの活動において、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、食品ロスが発生しています。世界では栄養不足の状態にある人々が多く存在する一方で、日本では食料の多くを輸入に依存している中、大量の食品ロスが発生していることが問題となっています。食品ロスの削減は、持続可能な発展にもつながることから、市民・事業者・行政など、本市に関係するすべての主体により、問題意識を持って取り組むことが求められています。

2019（令和元）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体において市町村食品ロス削減推進計画を策定することが求められました。さらに、2020（令和2）年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「国食品ロス削減基本方針」という。）が閣議決定されて、国民運動として食品ロスの削減を推進する方針が示されました。

こうした状況を踏まえ、食品ロス削減への取組をより一層進めるための新たな計画として、「藤枝市食品ロス削減推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条に基づく市町村食品ロス削減推進計画であり、本市の社会的条件に応じた食品ロスの削減を推進するために策定します。

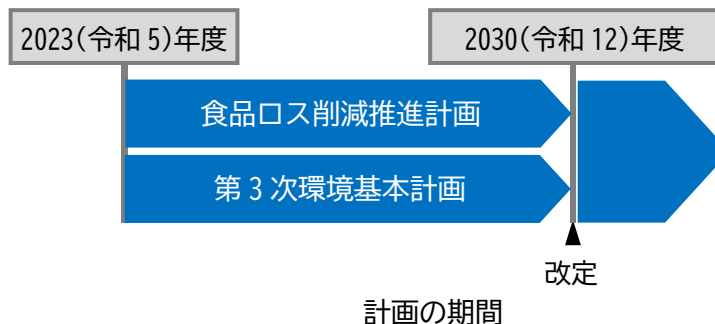


計画の位置づけ

1-3 計画の期間

本計画の計画期間は、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年とします。

なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、計画の改定を行うこととします。



計画の期間

1-4 計画の対象範囲

本計画の対象となる地域は、本市の行政区域とします。ただし、広域的な取組が効率的・効果的となる施策は、国及び他の地方公共団体などと協力して推進するよう努めます。

本計画の対象範囲は、市内で発生する食品ロスすべてとします。

第2節 食品ロスの現状

2-1 食品ロスとは

廃棄される食品の中で、まだ食べられる食べ物と、もともと食べられない部分（食品加工の段階で出る野菜の芯や魚の骨など）の両方を合わせて、食品廃棄物といいます。

「食品ロス」は食品廃棄物の中でも、まだ食べられるにも関わらず捨てられる食品のことで、賞味期限切れ、食べ残し、規格外品で捨てられるものなどがあります。

2-2 世界・日本・静岡県の状況

▶世界の飢餓の影響

国連食糧農業機関（FAO）など5つの国連機関が共同で制作している2024（令和6）年版の「世界の食料安全保障と栄養の現状」によると、世界の飢餓の影響を受けている人口は約7億人強もいると推計されています。また、ユニセフの基幹報告書「世界子供白書2024」によると、世界では就学前（0～4歳）の22%のこどもが栄養不良で、中度及び重度の発育阻害と報告されています。

▶世界の食品ロスとSDGs

FAOが2011（平成23）年に発表した「世界の食料ロスと食料廃棄」によると、世界の食料廃棄量は年間約13億tと推計されており、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されています。世界でも、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているため、その削減が重要な課題となっています。

2015（平成27）年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づくSDGs（持続可能な開発目標）でも、ゴール12「つくる責任 つかう責任」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置づけられています。



SDGs ゴール12

【資料：国際連合広報センター】

▶日本の食品ロスの現状

日本の2023（令和5）年度の食品ロス量は、農林水産省及び環境省の推計値によると464万tです。国民1人当たりの食品ロス量は102gとなり、これは日本の全国民が毎日、お茶碗約1杯分のご飯を捨てている計算となります。

日本の食品ロスの原因は、事業系食品ロス（規格外品、小売店での返品や売れ残り、飲食店での食べ残し）と、家庭系食品ロス（家庭での食べ残しや期限切れ、買いすぎ、皮の剥き過ぎなど）の2つに分類することができます。

それぞれの割合は、事業系食品ロスが231万t、家庭系食品ロスが233万t発生しており、事業系食品ロスと家庭系食品ロスがほぼ半数ずつ発生しています。



食品ロスの原因

【資料：藤枝市「みんなで減らそう“食品ロス”】

▶日本の食品ロス削減目標

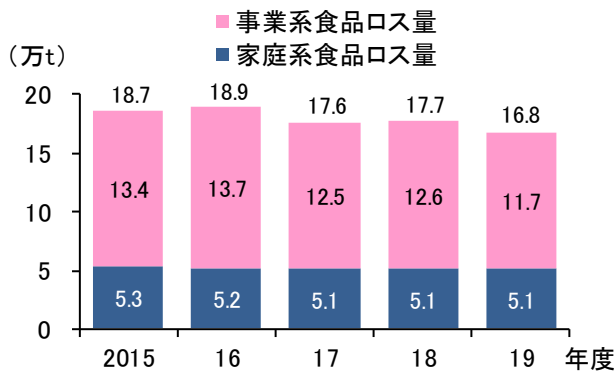
2018（平成30）年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、家庭から発生する食品ロス量を2000（平成12）年度の433万tと比べて、2030（令和12）年度に216万tまで半減する目標を定めました。

2019（令和元）年7月に公表された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、食品関連事業者から発生する食品ロス量についても、2000（平成12）年度の547万tと比べて、2030（令和12）年度に273万tまで半減する目標を定めています。また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とすることを目標としています。

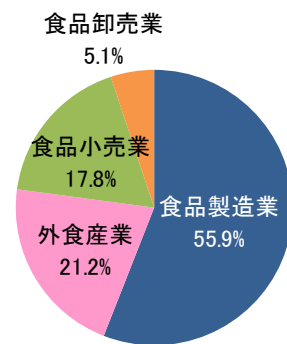
また、2025（令和7）年5月に閣議決定された国食品ロス削減基本方針においては、既に目標を達成した事業系食品ロスについては、2030年度までに219万tに削減するとした新たな目標が設定されました。これらの削減目標の達成を目指すこととしています。

▶静岡県の食品ロス量

静岡県の2019（令和元）年度の食品ロス量は、「第4次静岡県循環型社会形成計画」の推計値によると16.8万tで、その内訳は家庭系が5.1万t、事業系が11.7万tです。毎年約16~19万tで推移しています。2019（令和元）年度の事業系食品ロス量の内訳は、食品製造業（55.9%）が最も多く、次いで外食産業（21.2%）、食品小売業（17.8%）、食品卸売業（5.1%）の順となっています。



静岡県の食品ロス量（試算）
【資料：第4次静岡県循環型社会形成計画】



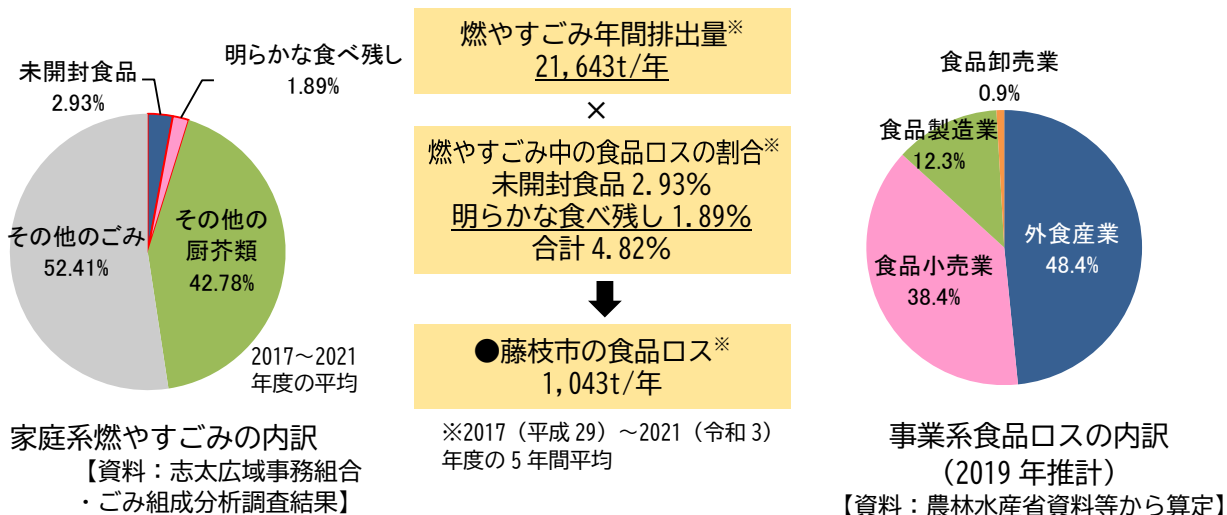
静岡県の事業系食品ロス量の内訳（試算）
（2019年度）

【資料：第4次静岡県循環型社会形成計画】

2-3 本市の食品ロスの現状

▶本市の食品ロス量

本市の家庭系の燃やすごみ排出量（2017（平成29）年度～2021（令和3）年度の平均値：21,643t）のうち、4.82%（未開封食品2.93%、明らかな食べ残し1.89%）が食品ロスで、その重量は1,043t/年です。また、2019（令和元）年度の本市の事業系の食品ロス量は、2,014t/年と推計されます。



▶家庭系燃やすごみに含まれる食品ロスの割合

(単位：%)

燃やすごみに含まれる食品ロス（未開封食品と明らかな食べ残し）の割合の直近5年間の平均は約5%です。

また、未開封食品と明らかな食べ残しの割合を比較すると、未開封食品の割合が多い傾向がみられます。

なお、2021（令和3）年度において

は2.42%と平均に比べて半減していますが、これは、家庭で食事をする機会の増加やテイクアウト等の普及により、適量の食材購入が増えたことにより食品ロスの発生が抑制されていることが推察されます。

年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
未開封食品	3.85	1.35	3.93	3.55	2.76
明らかな食べ残し	2.05	1.07	2.12	3.08	2.22
食品ロス合計	5.90	2.42	6.05	6.63	4.98

未開封食品と明らかな食べ残しの割合の推移

【資料：志太広域事務組合・ごみ組成分析調査結果】

▶食品ロス ゼロ表明

本市では、2021（令和3）年2月に「ふじえだ 廃プラスチック・食品ロス ゼロ」を表明し、市民・事業者・行政が一丸となって、食品ロスの排出量ゼロの実現に向けて、取り組んでいます。

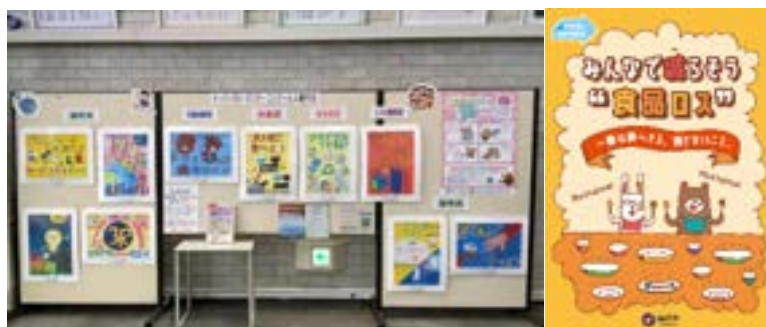
この表明は、「食べ物を無駄にしない意識の醸成を図る」ことや、「まだ食べられる食品が廃棄されないようにするための取組の推進」、「次世代を担うこどもたちの未来のために持続可能な社会づくりに向けて資源循環に取り組む」ことなどについて推進する内容となっています。



食品ロス ゼロ表明

▶食品ロス削減に関わる普及啓発

本市では毎年10月は「食品ロス削減月間」として、市役所ロビーで食品ロス削減のためのチラシや冊子の展示を行うとともに、「“もったいない”ポスターコンクール」の優秀作品の展示などを行っています。また、出前講座や環境イベントの実施、パンフレット作成・配布など、市民・事業者への食品ロスに関わる周知啓発に取り組んでいます。



食品ロス削減月間の展示、食品ロス削減啓発冊子

▶フードドライブ活動

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて地域の福祉団体等に寄付する活動で、本市では、市役所や社会福祉協議会をはじめとして、時期によっては地区交流センターや文化センターなどにもフードドライブの回収ボックスを設置しています。

また、集まった食品は、NPO法人フードバンクふじのくにへ寄付され、各市町の要請を受け、必要とされる人へ分配されています。2024（令和6）年度には約1,120kgの寄付がありました。



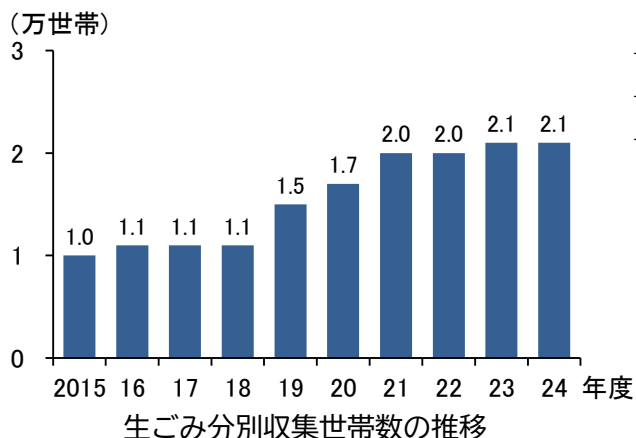
フードドライブ受付箱

▶食品廃棄物のリサイクル

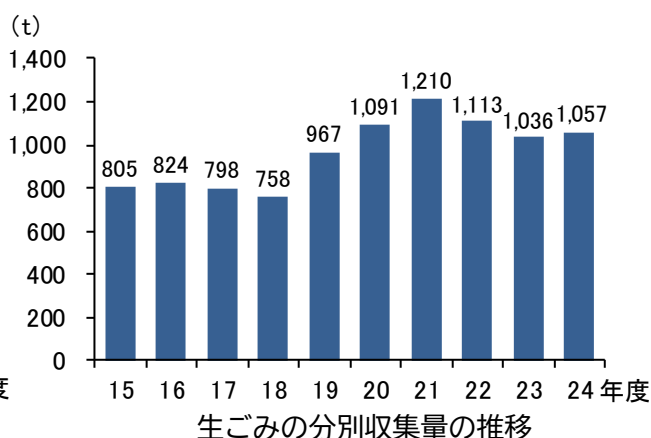
本市では、生ごみなど食品廃棄物のリサイクルを推進するため、2024（令和6）年度時点で約21,000世帯を対象に、生ごみの分別収集及び資源化を実施しています。生ごみの分別収集量はやや減少傾向にあり、2024（令和6）年度は1,057tでした。収集した生ごみは堆肥化され、生成した堆肥は全量が農業や家庭菜園等に利用されており、資源が有効に活用されています。

また、生ごみ処理機、直接投入型ディスポーザの購入支援を行っており、特に直接投入型ディスポーザへの購入支援は、県内初の取組として注目されています。

さらに、中部給食センターでは野菜くずや食べ残しを堆肥化し、市民へ配布し活用しています。



【資料：藤枝市食品ロス削減推進計画、ふじえだの環境】



【資料：藤枝市食品ロス削減推進計画、ふじえだの環境】

2-4 市民の意識

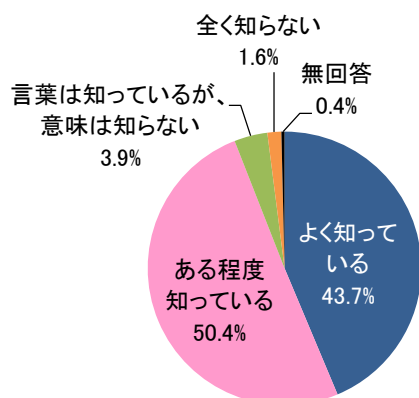
普段の生活の中で抱えている食品ロスに対する市民の意識について把握し、本計画へ反映するため、2022（令和4）年7月に「藤枝市食品ロス削減推進計画策定に係るアンケート調査」を実施しました。その調査結果から市民の意識について分析を行いました。

【アンケート調査の概要】

- ◇実施年月：2022（令和4）年7月
- ◇対象者：市内に在住の18歳以上2,000人を無作為抽出（郵送及びインターネットによる回答）
- ◇回答数・回答率：790人（39.5%）

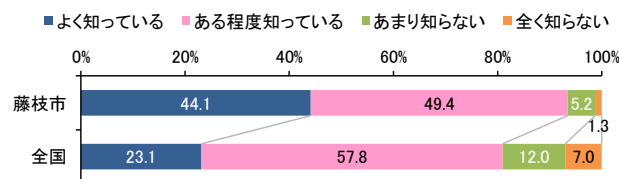
▶「食品ロス」の言葉の認知度

食品ロスという言葉について、「よく知っている」（43.7%）、「ある程度知っている」（50.4%）を合わせて約9割の市民が認知しています。



▶食品ロス問題の認知度

食品ロス問題について、「よく知っている」（44.1%）、「ある程度知っている」（49.4%）を合わせて約9割の市民が認知しています。



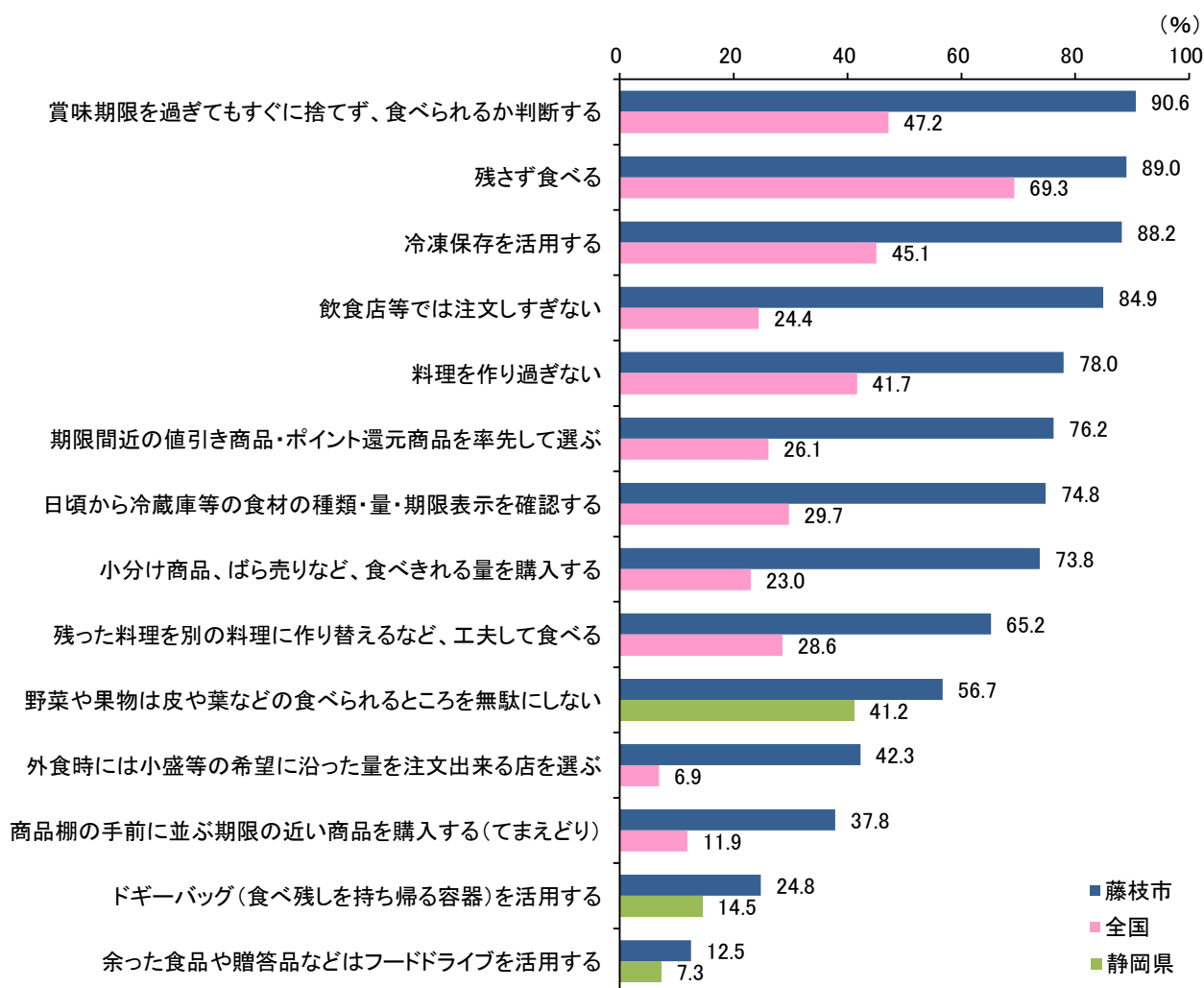
注）全国平均と比較するため、「無回答」を除いた割合とした。

▶食品ロスを減らすための取組

食品ロスを減らすための取組状況について、「賞味期限を過ぎてもすぐに捨てず、食べられるか判断する」(90.6%)や「残さず食べる」(89.0%)、「冷凍保存を活用する」(88.2%)、「飲食店等では注文しすぎない」(84.9%)などは、市民の約8割以上が実施しています。市民自らが単独で実施できる取組は、実践度が高い傾向があります。

一方で、「余った食品や贈答品などはフードドライブを活用する」(12.5%)や「ドギーバッグ(食べ残しを持ち帰る容器)を活用する」(24.8%)、「商品棚の手前に並ぶ期限の近い商品を購入する(てまえどり)」(37.8%)などは、実施している人が少ない状況にあります。これらは市民だけではなく、事業者や市と連携することで実施する取組が多く含まれています。

また、本市の取組状況を全国・県と比較すると、本市は全体的に実施率が高い傾向があります。回答率の差が大きいものとして、「飲食店等では注文しすぎない」(+60.5ポイント)や「小分け商品、ばら売りなど、食べきれる量を購入する」(+50.8ポイント)、「期間間近の値引き商品・ポイント還元商品を率先して選ぶ」(+50.1ポイント)などがあります。一方、回答率の差が小さいものとして、「余った食品や贈答品などはフードドライブを活用する」(+5.2ポイント)や「ドギーバッグ(食べ残しを持ち帰る容器)を活用する」(+10.3ポイント)、「野菜や果物は皮や葉などの食べられるところを無駄にしない」(+15.5ポイント)などがあります。



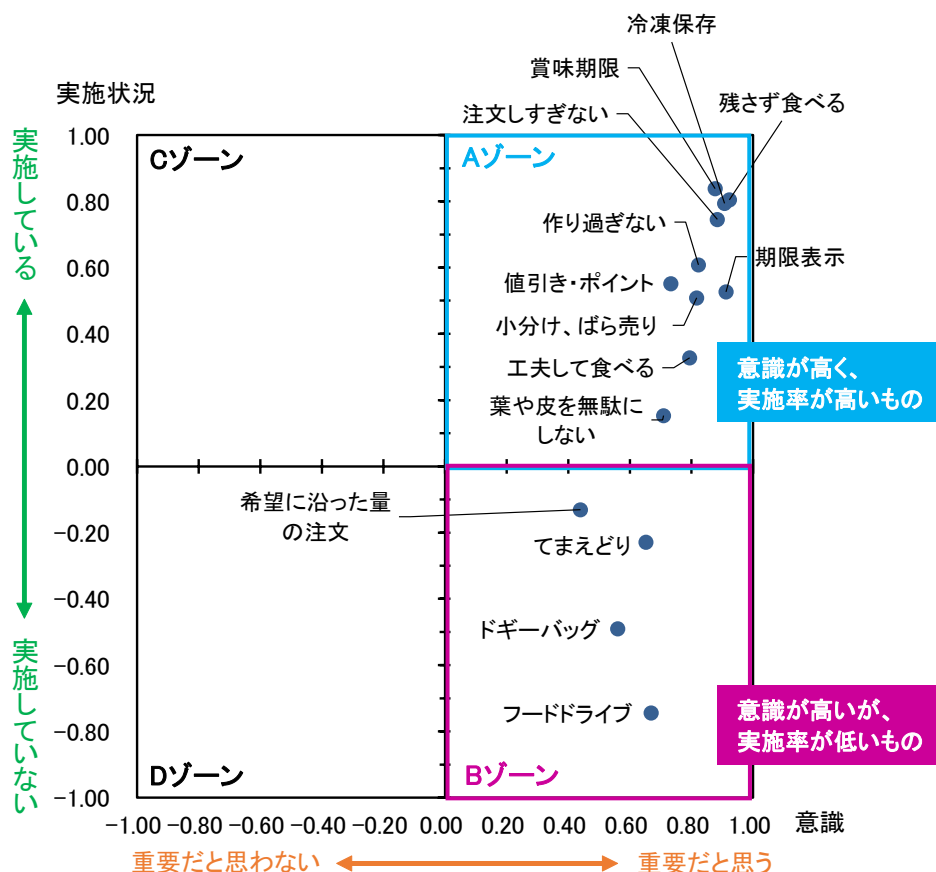
注) 本市では項目ごとに「実施している」「実施していない」を回答する方式、全国・静岡県では当てはまる項目を選ぶ(複数選択可)方式である。

注) 全国平均は「令和3年度消費者の意識に関する調査結果報告書—食品ロスの認知度と取組状況などに関する調査—」(令和4年4月、消費者庁)を参考とした。また、県平均は「第3回県政インターネットモニターアンケート集計結果循環型社会形成に関する県民意識と行動調査」(令和3年、静岡県)を参考とした。

▶食品ロスに対する意識と実施状況の関係

食品ロスに対する意識を横軸、食品ロスに対する実施状況を縦軸にして作成した加重平均*の散布図（ポートフォリオ分析）をみると、「意識が高く、実施率が高いもの」（Aゾーン）には、「残さず食べる」や「冷凍保存を活用する」「賞味期限を過ぎてもすぐに捨てず、食べられるか判断する」などが分布しており、今後も着実に取り組むべきものと位置づけられます。

一方、「意識が高いが、実施率が低いもの」（Bゾーン）には、「フードドライブ」や「ドギーバッグ」「てまえどり」「希望に沿った量の注文」などが分布しており、これらは取組を工夫して推進していくものと位置づけられます。



*食品ロスに対する意識については、「重要だと思う」（1点）、「重要だと思わない」（-1点）、食品ロスに対する実施状況については、「実施している」（1点）、「実施していない」（-1点）と配点し、合計を回答者数で割ることによって加重平均を算出した。

2-5 課題の整理

本市の現状及び市民アンケート結果等から、食品ロス削減対策に関する主な課題を整理します。

▶食品ロスの発生を防ぐための啓発を行う必要がある

- 本市の家庭系食品ロスは、年平均で1,043t発生しており、燃やすごみ全体の4.82%を占めています。本市では、「ふじえだ 廃プラスチック・食品ロス ゼロ」を表明しており、市民・事業者・行政が一丸となって、食品ロスゼロの実現に向けて、意識を高める必要があります。
- 食品ロスの言葉の認知度、食品ロス問題の認知度はともに約9割と高く、全国と比較しても食品ロスに関する意識が高い状況であります。この状況を維持するため、継続的に情報を効果的に発信し、市民の自発的な取組を促進する必要があります。
- こどもから大人までを対象として、食品ロスの問題について環境教育や食育などを実施していく必要があります。また、県の「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」との連携や、本市の食品ロス関連のパンフレットなどを活用して啓発を行うことが効果的と考えられます。

▶食品を循環利用する必要がある

- 本市の食品ロスは、明らかな食べ残しよりも未開封食品が多い傾向にあります。これらの未開封食品は、フードドライブなどにより、有効活用することができる可能性があります。
- 賞味期限・消費期限の認知度は全国平均と比べても高い傾向があり、賞味期限を過ぎてもすぐに捨てず、食べられるか判断する市民が約9割となっています。また、期限間近の値引き商品やポイント還元商品を率先して選ぶ傾向が高いことから、小売店などで賞味期限間近の商品へのポイント付与なども有効と考えられます。
- フードバンク、フードドライブの認知度については全国平均と比べても高い傾向がありますが、フードドライブの実施度(12.5%)は非常に低い状況にあります。特に、フードバンクと比べてフードドライブの認知度が低いことから、今後はフードドライブについての啓発を行う必要があります。
- 「てまえどり」の実践度(37.8%)は4割弱にとどまっており、自由意見によると、「てまえどり」を実践していない人は「家庭での食品ロスを防ぐために賞味期限・消費期限のなるべく長い商品を購入している」と回答する人が多く、さらなる普及啓発とともに、小売店と連携した「てまえどり」がしやすい販売方法の検討などを行っていく必要があります。
- ドギーバッグの活用は実施度(24.8%)が低い状況にあるため、飲食店との連携により、ドギーバッグの普及を図っていく必要があります。

▶生ごみを適正に処理・活用する必要がある

- 本市では、生ごみなど食品廃棄物のリサイクルを推進するため、一部地域を対象に生ごみの分別収集及び堆肥化を実施しており、今後も継続して取り組む必要があります。
- 生ごみ処理機や直接投入型ディスポーザの購入補助を行っており、食品ロス削減のために、発生抑制の取組と併せて生ごみの堆肥化や減量に向けた取組を推進していく必要があります。
- 堆肥化を行うことで生成される堆肥は、消費先の確保も重要な課題であり、給食センターにおける残さ・残飯等を堆肥化し、市民の家庭菜園や花壇及び学校などで活用していくことは、リサイクルの手段として大変有効であるため、継続して取り組む必要があります。

第3節 計画の目標

3-1 基本理念

本計画の基本理念として、「もったいない」で食の恵みを大切にすまち・ふじえだ」を掲げます。

【基本理念】

“もったいない”で食の恵みを大切にすまち・ふじえだ

「もったいない」という言葉は、古くから日本人が行ってきた、今ある環境を大切にす行動の一つです。本市では、「もったいない」をキーワードに、ものを大切にす、環境負荷の少ない生活を進める“もったいない”運動を推進しているため、食品ロスを抑制する意識の醸成と無駄のない利用を促進するとともに、資源の再資源化を推進するなど、“もったいない”という気持ちで食の恵みを大切にすことを基本理念とします。

3-2 基本方針

基本理念「もったいない」で食の恵みを大切にすまち・ふじえだ」の実現に向けて、3つの基本方針を掲げます。

基本方針 1 発生抑制による「出さない」取組の推進

食品ロス削減のためには、まずは発生させないことを最優先で取り組む必要があり、家庭や事業所においても、一人一人が食品ロスに対して関心を持ち、実際の行動につなげやすくするよう、食品ロスを「出さない」取組を推進します。

基本方針 2 食品を循環させる「無駄のない」取組の推進

活動の中で食品ロスの発生は避けることができませんが、発生した場合も、大切な食料であることを意識しつつ、食品として再度利用できるよう、「無駄のない」取組を推進します。

基本方針 3 食品廃棄物を資源化する「地球にやさしい」取組の推進

発生した食品ロスを廃棄する際においても、貴重な資源と捉え、焼却処分以外の資源化を進めることで、「地球にやさしい」取組を推進します。

3-3 数値目標

環境指標： 家庭から出る食品ロス量

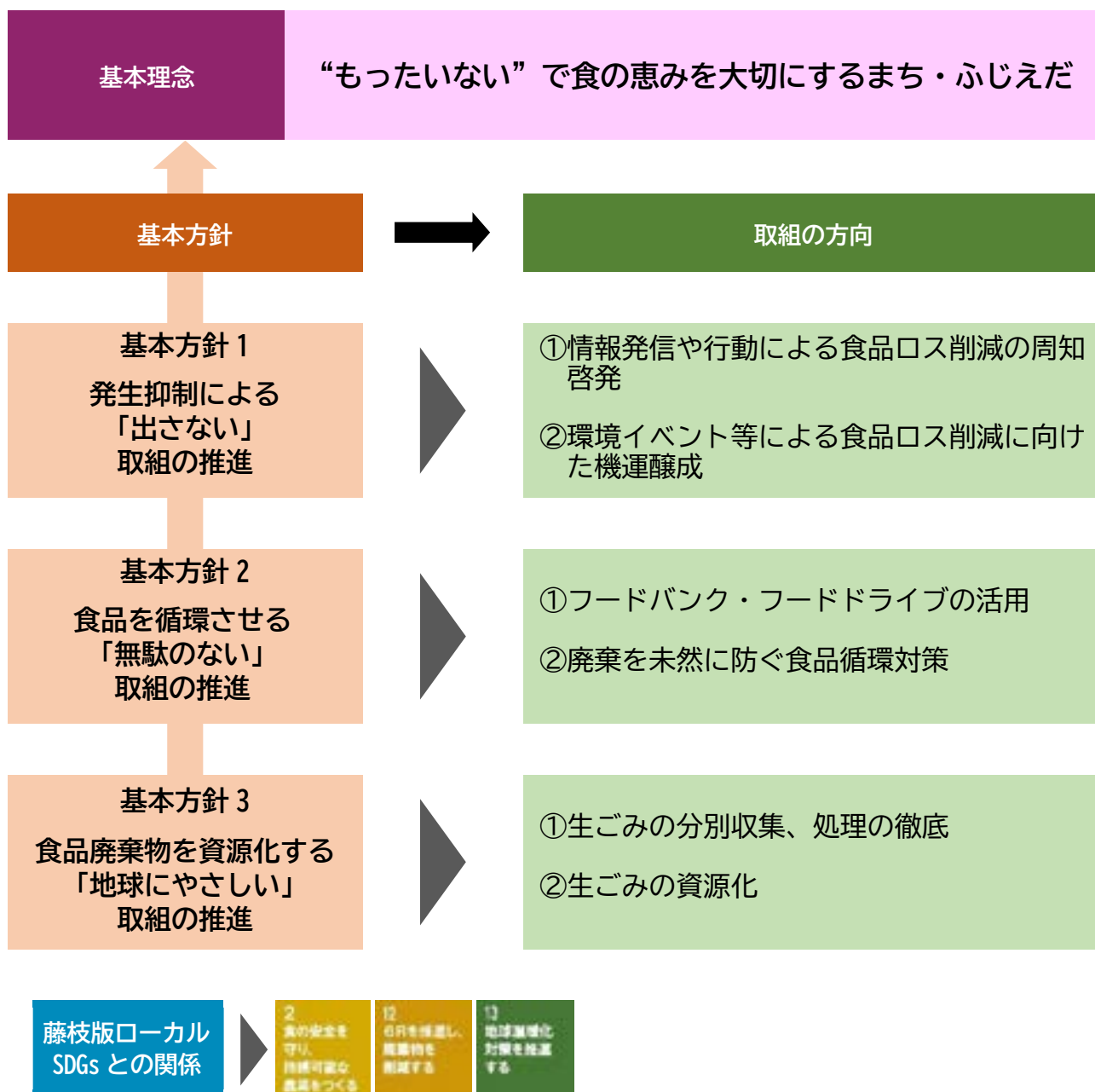
指標の定義	単位	基準 (2022年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
家庭から出る食品ロス量	t	1,043 (2017-2021 年度平均)	990 (2025年度実績)	903 (2030年度実績)

※数値は、ごみ組成調査における食品ロスの割合に、家庭系燃やすごみ排出量を乗じて算出しています。

※国の削減目標に準じた削減割合の達成を目指します。

第4節 目標達成に向けた方針と取組

藤枝市食品ロス削減推進計画 体系図



基本方針

1

発生抑制による「出さない」取組の推進

食品ロス削減のためには、発生させないことが最も重要です。そのためには、家庭や事業所などにおいて、食品ロス削減の意識の醸成を図る必要があります。

また、市民や事業者、行政が個々に取り組むのではなく、“もったいない”という気持ちを大切にすることで、互いに連携し、できるところから始める機運を高めることが効果的です。

そこで、食品ロス削減のため、“もったいない”という気持ちを大切にすることが当たり前になるよう情報発信等の周知及び啓発活動を実施します。

加えて、より身近に食品ロス削減を体感できるように、イベントや出前講座等の機会を創出します。

【推進する取組】

取組の方向	行政の取組
<p>①情報発信や行動による食品ロス削減の周知啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品ロス削減啓発冊子を作成し、家庭からの食品ロス発生を防ぎます。 ○ 地産地消推進キャンペーンにおいて、チラシ等を活用し、食品ロス削減に関する啓発を行います。 ○ 外食時に適量を注文して残さず食べることを推進するため、県及び外食店と連携しながら「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」の協力店における啓発活動を推進します。 ○ 宴会等の食べ残しを減らす「3010 運動」を推進します。 ○ 適量の食品を購入する「はかりうり」や少量パック等による販売を推進します。 ○ 親子対象の講座の中で、賞味期限や「てまえどり」について伝えることで、食品ロスの削減につなげます。 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※3010 運動とは？ 宴会時の食べ残しを減らすための全国的な取組で、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き 10 分前になったら自分の席に戻って再度料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減する取組です。</p> </div>
<p>②環境イベント等による食品ロス削減に向けた機運醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品ロスをテーマとしたイベントを開催し、広く食品ロス削減の意識向上を図ります。 ○ 食品ロスをテーマの一つとして環境ポスターコンクールを実施するとともに、入賞作品による啓発を行います。 ○ ふじえだグリーン商品券などを活用し、食品の地産地消を進めます。 ○ 食品ロス削減推進事業所の認定制度などによる事業者への支援を行います。 ○ 若年層を対象として、環境を体験できるイベント等で啓発を行います。 ○ 小中学校や児童クラブ等において、食品ロス削減の出前講座を行います。 ○ 市民団体等による地産地消の講座等の開催を支援します。 ○ 食品ロス削減の取組への意識啓発を行う市民や団体の活動を支援します。

2 食の安全を守り、持続可能な食卓をつくる	12 5Rを推進し、廃棄物を削減する	13 地球温暖化対策を推進する
--------------------------	-----------------------	--------------------



商品棚の「てまえどり」の啓発

市民の取組

- 食品ロス問題や削減の必要性・重要性について理解を深め行動します。
- 食べ物とその生産や調理等に携わった人たちに感謝し、それを廃棄することに対する“もったいない”という気持ちを持ちます。
- 家庭や職場、学校等暮らしの中で、食べ切りや使い切りの実践など、食品ロス削減のため、自らができることを考え実践します。
- すぐ食べるものは「てまえどり」するなど、食品ロスを減らす行動を意識します。
- 買い物の際は、今ある食材を確認し、無駄なく購入します。
- 食べきれる量の調理や注文をします。
- 食料品等の購入時は、地産地消を意識します。

- 食品ロスをテーマとしたイベントに参加し、食品ロス削減の意識向上を図ります。
- 消費者団体等において、パネル展示などにより食品ロス削減に関する意識啓発を行います。
- 環境を体験できるイベント等に参加します。
- 地産地消の講座等を開催及び参加します。

事業者の取組

- 宴会等の食べ残しを減らす「3010」運動を推進します。
- 食品ロスに関する情報を収集し、過剰生産の抑制など、食品ロスの削減を意識した行動をします。
- 市などが実施する食品ロス等の削減に関する取組に積極的に協力するとともに、市民（消費者）と連携協力して、それらの取組が推進されるように努めます。
- 商品棚の手前に陳列された廃棄期限の近い商品を選ぶ取組「てまえどり」に関する啓発を行います。
- 適量の食品を購入する「はかりうり」や少量パック等による販売を推進します。

- 食品ロスをテーマとしたイベントを開催し、広く食品ロス削減の意識向上を図ります。
- 環境行動をした市民へ、地元産品がもらえるキャンペーン等を通じて、食品の地産地消を進めます。
- 食品ロス削減推進事業所の認定制度などに取り組みます。
- 若年層を対象として、環境を体験できるイベント等で啓発を行います。
- 外食時に適量を注文して残さず食べることを推進するため、県及び外食店と連携しながら「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」の協力店における啓発活動を推進します。
- 市民（消費者）に対し、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施するよう努めます。

基本方針

2

食品を循環させる「無駄のない」取組の推進

本市の食品ロスは、食べ残しよりも未開封食品が多い傾向にあります。未開封食品の中には、賞味期限が切れていないが不要となって捨てられてしまう食品もあります。未開封食品は、フードドライブなどにより有効活用することができますが、フードドライブの実施度がまだ低い状態にあるため、フードドライブ・フードバンクに関する情報提供など、理解を深める必要があります。

アンケートでは、賞味期限・消費期限の認知度は全国平均と比べて高い傾向があるため、賞味期限間近の商品の販売に関して、小売店等と連携して廃棄を未然に防ぐ取組を推進します。

併せて、「てまえどり」や「ドギーバッグの活用」などは、実施度が低い状況にあるため、事業者との連携等により、普及を図ります。

【推進する取組】

取組の方向	行政の取組
①フードバンク・フードドライブの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭に眠っている品質に問題ない食料を無償で提供いただき、支援団体を通じて食料支援を行う「フードドライブ」を実施します。 ○ 事業者と連携し、フードドライブの取組及び食品ロス削減の啓発を行います。 ○ 農林業者や食品製造業者等に対し、規格外や未利用を含む食品の加工・販売に向けた周知・啓発を行うとともに、フードバンク活動に関する情報提供を行います。
②廃棄を未然に防ぐ食品循環対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品として売ることが難しく捨てられてしまう規格外農作物を、食品として循環させる取組を推進します。 ○ 小売店とのモデル事業により、「てまえどり」、賞味期限間近の商品購入時のエコポイント付与などを推進します。 ○ 飲食店等において、食べ残しが発生した場合、希望者へ飲食物を持ち帰りできる容器（ドギーバッグ）の普及啓発を行い、食品ロス発生を防止します。

コラム



フードドライブとは

フードドライブとは、主に家庭で余った食品を集めて、食品を必要としている福祉団体や子ども食堂、フードバンク等の生活困窮者支援団体等に寄付する活動です。また、フードバンクは「食料銀行」とも呼ばれ、売り物にならない食品、まだ食べられるのに余っている食品を寄贈してもらい、必要としている人のもとに届ける活動や団体を意味しています。



2 食の安全を守り、持続可能な食域をつくる	12 6Rを推進し、廃棄物を削減する	13 地球温暖化対策を推進する
--------------------------	-----------------------	--------------------



フードドライブ活動

市民の取組

- 家庭に眠っている品質に問題ない食料を無償で提供し、支援団体を通じて食料支援を行う「フードドライブ」を実施します。
- すぐ食べるものは「てまえどり」するなど、食品ロスを減らす行動を意識します。(再掲)
- 飲食店等において、食べ残しが発生した場合、希望者へ飲食物を持ち帰りできる容器(ドギーバッグ)等を活用します。

事業者の取組

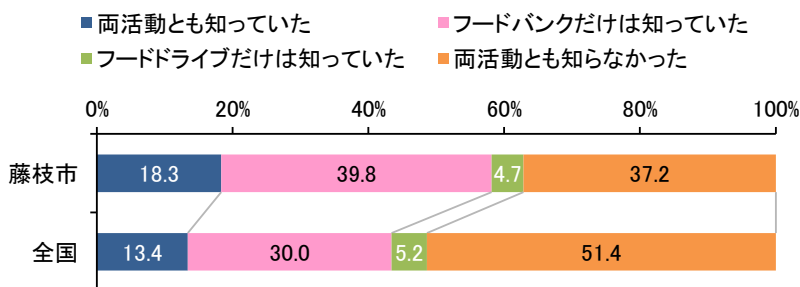
- 「フードバンク」の取組や「フードドライブ」へ協力します。
- 行政や市民団体と連携し、フードドライブの取組及び食品ロス削減の啓発を行います。
- 商品として売ることが難しく捨てられてしまう規格外農作物を、食品として有効活用します。
- 飲食店等において、食べ残しが発生した場合、希望者へ飲食物を持ち帰りできる容器(ドギーバッグ)の普及啓発を行います。
- 余った生鮮食品で可能なものは、加工品に使用するなど、食品ロス発生抑制に努めます。

コラム



フードバンク・フードドライブの認知度

フードバンク、フードドライブ活動について、「両活動とも知っていた」(18.3%)は全体の約2割、「両活動とも知らなかった」(37.2%)は全体の約4割を占めています。



【資料：2022年(令和4年)藤枝市食品ロス削減推進計画策定に関するアンケート調査】

基本方針

3

食品廃棄物を資源化する「地球にやさしい」取組の推進

本市では、生ごみなど食品廃棄物のリサイクルを推進するため、一部地域を対象に生ごみの分別収集及び堆肥化を実施しており、今後も継続して取り組む必要があります。

そこで、生ごみ処理機、直接投入型ディスポーザの購入支援を行うとともに、生ごみの堆肥化や減量に向けた取組を推進します。

また、堆肥化以外の新たな処理手法を検討し、安定した処理体制を確立するとともに、生成される堆肥は、消費先の確保も重要な課題であることから、学校給食センターにおける野菜くずや食べ残しを堆肥化し、家庭菜園などで活用することで、資源循環を推進します。

【推進する取組】

取組の方向	行政の取組
①生ごみの分別収集、 処理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭から排出された生ごみを、指定地区で分別収集し堆肥化を行います。 ○ 直接投入型ディスポーザ設置をしようとする公共下水道利用者に対し支援を行います。
②生ごみの資源化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政と事業者が連携して、浄化センターの機能を活用した生ごみ資源化プロジェクトを推進します。 ○ 家庭から出される生ごみ等の減量化、資源化のため、生ごみ処理用具の購入支援を行います。 ○ 学校給食の調理の際に発生する野菜くずや食べ残しを中部学校給食センターに設置の生ごみ処理機で堆肥化します。

コラム



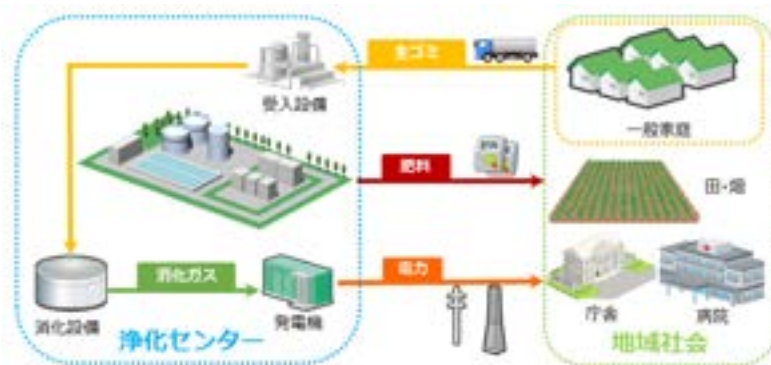
生ごみの分別収集・堆肥化・資源化

本市では、2011（平成 23）年度より家庭の燃やすごみの削減と生ごみのリサイクルのために、生ごみの分別収集及び堆肥化を行い、2024（令和 6）年度は、65 町内会（約 21,000 世帯）を対象に、1,057t の生ごみを収集しました。また、家庭から出る生ごみを原料に、浄化センターで消化ガス発電として有効利用する生ごみ資源化事業では、生ごみによる発電量の増加を目指す実験を実施しています。

中部学校給食センターでは、学校給食の調理の際に発生する野菜くずを生ごみ処理機で堆肥化する取組も行っており、2024（令和 6）年度は約 2.8t の生ごみを堆肥化しました。



- 2 食の安全を守り、持続可能な食糧をつくる
- 12 6Rを推進し、廃棄物を削減する
- 13 地球温暖化対策を推進する



生ごみ資源化事業イメージ図

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみの分別収集・堆肥化・資源化に協力します。 ○ 直接投入型ディスポーザ設置を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ やむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料や肥料への利用等、再生利用の推進に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 調理の際に発生する野菜くずを堆肥化するため、生ごみ処理機等の設置を検討します。 ○ 生ごみ堆肥を、田畑をはじめとして幅広い分野で利用するよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政と事業者が連携して、浄化センターの機能を活用した生ごみ資源化プロジェクトを推進します。 ○ 調理の際に発生する野菜くずを堆肥化するため、生ごみ処理機等の設置を検討します。 ○ 生ごみ堆肥を、田畑をはじめとして幅広い分野で利用するよう努めます。

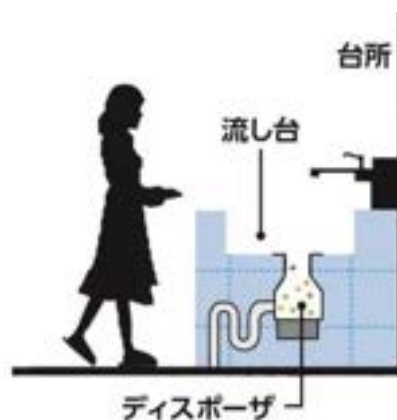
コラム



ディスポーザとは

一般家庭から排出される生ごみの減量と生ごみ由来の消化ガスによる発電量増加につなげるため、本市は静岡県内で初めて、直接型ディスポーザの設置を可能にしました。ディスポーザは、公共下水道が使用できる区域に限り、台所のシンク内に設置することのできる生ごみを粉砕する装置です。粉砕された生ごみは公共下水道に排出されます。

なお、浄化槽区域や農業集落排水事業区域、地域污水处理施設の処理区域はディスポーザを設置することはできません。



【資料：藤枝市「県内初！ディスポーザの設置および設置費用の補助について」】

コラム



「もったいない」を合言葉に食品ロス削減へ

まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」。日本では国民一人一人が毎日お茶碗約1杯分のご飯を捨てている計算になるといわれます。本市でも家庭から年間約1,043tもの食品ロスが発生しており、その内訳は「食べ残し」よりも買ったまま使われなかった「未開封の食品」が多いのが特徴です。

この問題に対し、本市は「ふじえだ廃プラスチック・食品ロス ゼロ」を表明し、「“もったいない”で食の恵みを大切にすまち・ふじえだ」を基本理念とする食品ロス削減推進計画を策定しました。市民・事業者・行政が一体となり、食品ロス削減に取り組んでいます。

私たち一人一人ができることはたくさんあります。「もったいない」の心を大切に、今日からできることから始めてみませんか。

●出さない

買い物の前に冷蔵庫を確認し、必要な分だけ購入する「使い切り」、外食では食べきれる量を注文する「食べ切り」を心がけましょう。

●無駄にしない

家庭で余っている食品を福祉団体などへ寄付する「フードドライブ」や、お店の棚の手前から商品を選ぶ「てまえどり」に協力しましょう。アンケートでは、これらの実践率がまだ低い状況です。

●資源にする

本市では一部地域で生ごみを分別収集し、堆肥として資源化しています。また、生ごみ処理機やディスプレイの購入補助も行っています。



【資料：食品ロス削減啓発ポスター】

第7章

計画の推進と 進行管理

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画の目標達成に向けた取組を着実に実行するため、市民・事業者・行政が協働し、下記の推進体制で取り組みます。

また、本計画に基づく施策や取組の実施状況を把握・評価し、今後の取組に活用します。

1-1 市民・事業者

市民（環境衛生自治推進協会や自治会・町内会、市民団体、NPO など）及び事業者（藤枝市環境保全協議会やエコアクション 21 取得事業者など）において、本計画の「第4章 目標達成に向けた方針と取組」で示された取組事例の実践に加え、環境活動レポートやホームページ、広報などに公表される本計画の進行管理結果に目を通し、市に対して必要に応じて意見を共有及び交換します。

1-2 行政

▶環境推進本部会議（行政経営会議）

計画に関する策定方針並びに計画案の確定までの各段階の意志決定及び進行管理を行うとともに、部局間の連携と情報共有を図りながら、計画に基づく政策の推進に関する決定及び環境関連施策の調整・協議・決定を行います。

▶環境行動推進会議（エコアップマネジャー会議）

各部局内の環境マネジメントの実務者である課長職（エコアップマネジャー会議）で組織し、環境関連事業・施策に関する進行管理や情報共有を行います。

▶各部局

計画に基づく事業・取組を実施するとともに、進捗状況の把握、状況に応じた見直しを行います。

▶事務局（環境政策課）

計画の進捗状況や目標の達成状況の把握、関連情報の提供など環境基本計画全体の進行管理を行います。

1-3 藤枝市環境審議会

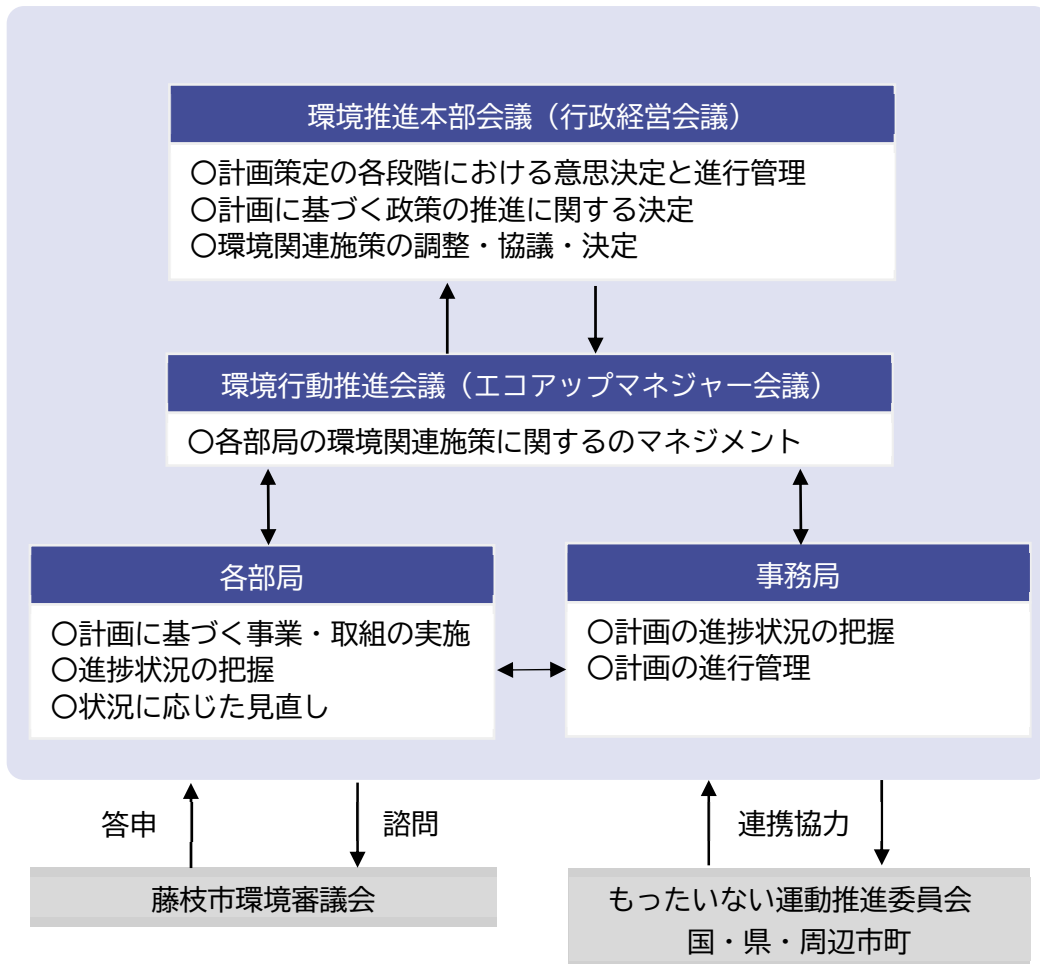
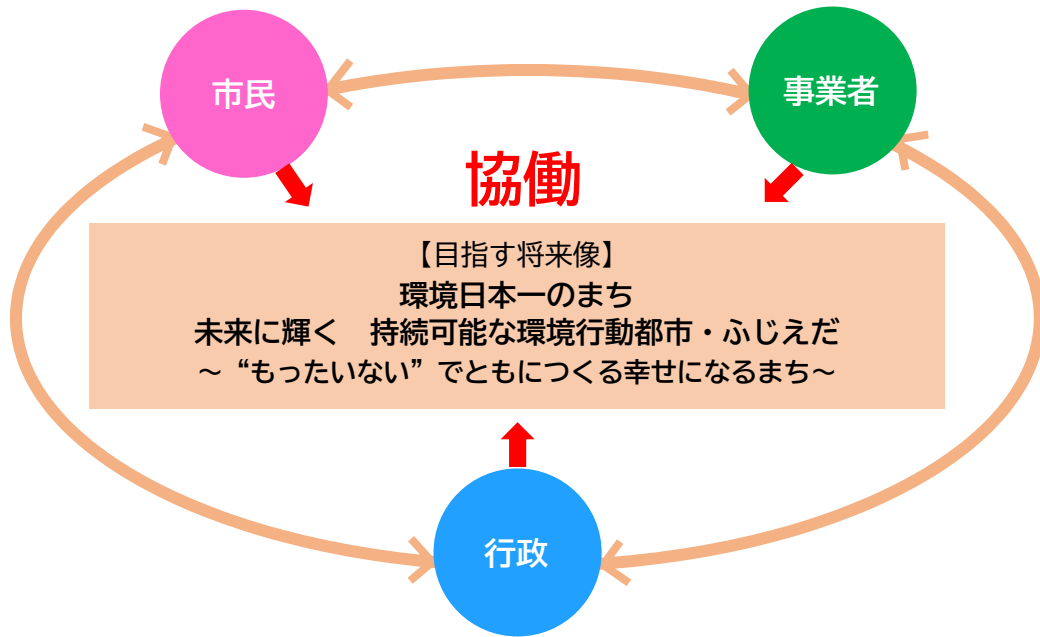
「藤枝市環境基本条例」第16条の規定に基づいて設置され、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査・審議します。学識経験者及び関係行政機関職員で構成されます。

1-4 もったいない運動推進委員会

市民代表・市民団体・事業者代表・事業者団体・行政で組織し、もったいない運動を協働で行う事業について意見交換や調整を行います。

1-5 国・県・周辺市町

環境問題は、国や県、周辺市町と連携して広域にわたる取組が必要となります。こうした施策については、関係行政機関と十分な連携を図りながら対応します。



計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

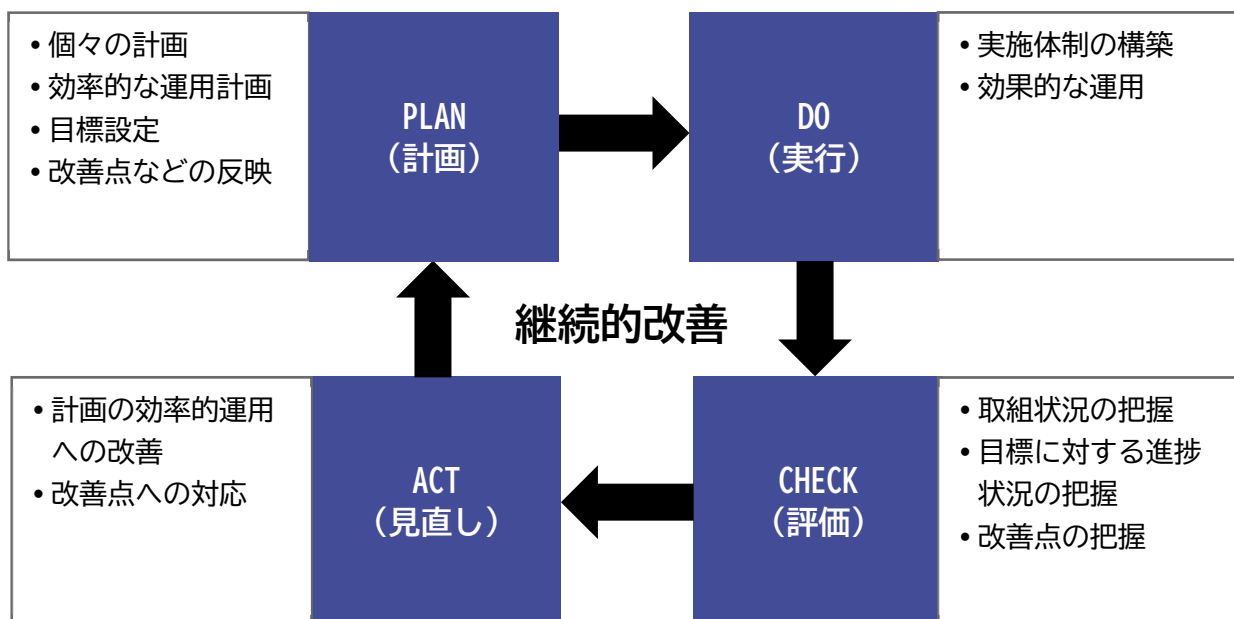
▶PDCA サイクルによる管理

本計画の進行管理は、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACT（見直し）のPDCAサイクルを用いて、計画を継続的に改善・管理します。このPDCAサイクルを用いた管理システムには、事務事業に伴う環境負荷の低減や事業効率の向上などのメリットがあり、事業の継続的な推進を図ることができます。

藤枝市役所では、2008（平成20）年3月から継続してエコアクション21の認証を受けており、環境省策定のガイドラインに則った効率的かつ効果的な管理を行います。

▶結果の公表

計画の進捗状況を把握し、環境指標による評価を行います。その結果は毎年、環境審議会に報告後、公表します。



計画の進行管理

資料編

- 1 策定の経緯
- 2 委員名簿
- 3 諮問文・答申文
- 4 用語解説

1 策定の経緯

2024年（令和6年）		
7月30日	令和6年度第1回藤枝市環境審議会	◇策定方針の説明
9月1日	アンケート調査	◇9月1日～9月24日
2025年（令和7年）		
3月26日	令和6年度第2回藤枝市環境審議会	◇骨子の説明
5月1日	環境行動推進会議	◇骨子の説明
19日	行政経営会議	◇方針の決定
6月13日	庁内策定委員会	◇素案の説明
7月1日	第1回庁内策定部会	◇素案の確認
22日	環境審議会への諮問	
30日	令和7年度第1回環境審議会	◇素案の説明
8月19日	第2回庁内策定部会	◇計画案の確認
9月29日	令和7年度第2回環境審議会	◇計画案の説明
10月22日	環境審議会からの答申	
30日	市議会 常任委員会	◇素案の説明
11月17日	行政経営会議	◇計画案の決定
25日	市議会 全員協議会	◇計画案の説明
12月10日	パブリックコメント	◇12月10日～1月8日
2026年（令和8年）		
2月2日	行政経営会議	◇パブリックコメント結果報告
3月19日	市議会 全員協議会	◇パブリックコメント結果報告
27日	令和7年度第3回環境審議会	◇パブリックコメント結果報告
31日	計画公表	

2 委員名簿

■藤枝市環境審議会（敬称略）

氏名		所属等
平井 一之	会長	一般社団法人静岡県環境資源協会 会長
久米 一成	副会長	元東京都市大学環境学部環境創生学科 客員教授
山内 一彦		藤枝商工会議所 常務理事
小田 稔彦		藤枝市自治会連合会 瀬戸谷地区支部長
小杉山 晃一		常葉大学社会環境学部 准教授
榎 初夫		藤枝市環境衛生自治推進協会 副会長
石澤 きのゑ		藤枝市男女共同参画「ぱりて」会議
永田 奈央美		藤枝市教育委員会 委員
森田 ふさ子		藤枝市農業委員会 委員
平井 智恵子		J A大井川女性部 藤枝ブロック長
古江 健二		元静岡県地球温暖化防止活動推進員
池田 雅都		山本機工株式会社 総務部長
渡村 マイ		一般社団法人SACLABO 代表理事
河村 美保花		静岡県中部健康福祉センター 環境課長

3 諮問文・答申文

藤環第38号
令和7年7月22日

藤枝市環境審議会
会長 平井 一之 様

藤枝市長 北村正平

第3次藤枝市環境基本計画について（諮問）

このたび、令和8年度から令和12年度までの第3次藤枝市環境基本計画後期計画を下記のとおり定めたいため、藤枝市環境基本条例第8条第3項の規定に基づき、計画の内容についてご審議をいただきたく、貴審議会に諮問いたします。

記

- 1 第3次藤枝市環境基本計画（案）
（第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）、藤枝市気候変動適応計画を含む）

別冊のとおり

令和7年10月22日

藤枝市長 北村 正平 様

藤枝市環境審議会
会長 平井 一之

第3次藤枝市環境基本計画後期計画について（答申）

令和7年7月22日付け藤環第38号で諮問のあった第3次藤枝市環境基本計画後期計画について、当審議会において慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

計画の推進にあたっては、環境に係る社会情勢や環境行政の新たな動向等に柔軟に対応していただくとともに、市民・事業者・行政が連携・協働し、「環境日本一のまち」の実現に向けた取組を積極的に推進されることを要望いたします。

記

- 1 第3次藤枝市環境基本計画（案）
（第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）、藤枝市気候変動適応計画を含む）

別冊のとおり

4 用語解説

あ行

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により規定されている「家庭から排出されるごみ」及び「事業者などから排出される産業廃棄物以外のごみ」のこと。

今守りたい大切な自然

2004（平成16）年3月に発行された「静岡県レッドデータブック」に示された重要生息・生育地。開発候補地となりやすい場所や生態的に重要な場所、法的規制のない地域などの選定基準から、県内10箇所が選ばれている。

ウェルビーイング

経済的な豊かさだけでなく、心身の健康や環境との調和を含む総合的な幸福、高い生活の質を意味している。国の「第六次環境基本計画」では、持続可能な社会を実現し、すべての人が安心して豊かに暮らせることを目指している。

ウォームビズ

環境省が提唱する、地球温暖化防止のため、暖房時のオフィスの室温を20℃にし、過度に暖房に頼らないビジネススタイルのこと。

雨水浸透ます

道路の側溝や家庭内の雨水ますの底に碎石を詰めることで、雨水を地中に浸透させる機能を持つ雨水ますのこと。これにより、水路や河川の下流部の流量の減少が図られ、浸水被害や地盤沈下の防止と地下水のかん養に資する。

雨水貯留浸透施設

降った雨を地表や河川に直接流さず、一時的に貯めておくための施設のこと。主な役割は、集中豪雨の際などに雨水が水路や河川へ急激に流れ込むのを抑制することや、貯めた水を庭への散水などに再利用することで水資源を有効に活用することにある。

エコアクション21

中小企業や学校、公共機関などの幅広い事業者向けの環境マネジメントシステムとして環境省が基準を策定した認証制度。「環境への取組を効果的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、公表する」ことが求められる。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施や経済速度の遵守、急発

進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコファミリー宣言

家庭からの二酸化炭素の発生量やごみの排出量を抑え、地球温暖化防止活動に取り組む宣言をすること。一定期間のエコ生活の後、エコファミリーの活動を報告した家族には、粗品を贈呈し、さらなるエコ活動の取組を促す。

オーガニックビレッジ

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のことをいう。藤枝市は2023（令和5）年2月14日に「オーガニックビレッジ宣言」を行った。

温室効果ガス

大気中の熱を大気圏内に閉じ込め、地表を暖める働きを持つガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素など7種類の物質を指定している。

か行

カーボンオフセット

排出した二酸化炭素などの温室効果ガスを、別のところで吸収あるいは削減して、排出に見合った分の埋め合わせをしようという概念。二酸化炭素の排出を相殺するという意味から、カーボンオフセットと呼ばれる。吸収や削減の手法としては、植林や森林保護、風力など自然エネルギーを活用した発電、非効率な老朽設備の省エネルギー設備への転換、温室効果ガスの地中貯留などがある。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「ゼロカーボン」などともいう。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

カーボンフットプリント

製品やサービスのライフサイクル全体で排出される温室効果ガスの量を二酸化炭素換算で「見える化」する指標。原材料調達から製造、流通、使用、廃棄までの各工程を評価し、環境負荷の削減や脱炭素社会の実現に役立つ。

カーボンプライシング

企業が排出する二酸化炭素に価格をつけ、排出量に応じて税金や負担金を徴収することで、温室効果ガス排出量の制限を試みる政策手法。

外来生物

もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のこと。生態系や経済に重大な影響を与えることがある。

環境基準

環境基準は、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

環境保全型農業

家畜排せつ物等の有効利用による堆肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を行う農業生産方式のことをいう。

環境マイレージ制度

健康・教育・環境・交通安全の4Kの取組を応援する「ふじえだマイレージ」を2015（平成27）年11月よりスタートした。「環境マイレージ」では、節電や節水、ごみ減量、エコドライブ・エコ通勤、マイバッグ持参などの5項目にチャレンジし、ポイントを貯めると協力店のサービスが受けられる。

環境マネジメントシステム（EMS）

企業などの事業組織が、環境保全対策を自主的に進めるために構築する仕組みをいう。環境保全に関する方針・目標・計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続を実施し、さらにこの手順を繰り返すことによって取組を高めていこうとするもの。

合併処理浄化槽

し尿（トイレ排水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯排水など）の両方を処理できる浄化槽のことをいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）

「気候変動適応法」に基づいて、適当な冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を、誰もが利用できる暑さをしのげる施設として、市町村長が指定した施設のこと。

クールビズ

環境省が提唱する、地球温暖化防止のため、冷房時のオフィスの室温を28度にし、過度に冷房に頼らないビジネススタイルのこと。

グリーンカーテン

ゴーヤやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立て日射を遮り、省エネルギー効果を持たせる。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷低減に努める事業者から優先して購入すること。

グリーン電力

風力や太陽光、バイオマスなどの自然エネルギーにより発電された電力のこと。

光化学オキシダント

自動車や工場などから排出された窒素酸化物や炭化水素などが、太陽からの紫外線による光化学反応で生じる物質の総称。この濃度が高くなると、白いモヤがかかったようになり、目やのどを刺激する。

耕作放棄地

5年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地」のこと。

コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。火力発電など、従来の発電システムにおけるエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは理論上、最大80%の高効率利用が可能となる。

昆明・モンリオール生物多様性枠組

2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられ、「愛知目標」を引き継いだ枠組のこと。2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で定められた。

さ行

サーキュラーエコノミー（循環経済）

従来の3Rに加え、資源投入量や消費量を抑制し、既存の資源を有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。

最終処分場

環境保全の観点から、汚水の外部流出や地下水汚染、廃棄物の飛散・流出、ガス発生等を防止しながら、所要量の廃棄物を安全に埋立処分できる構造物のこと。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、持続的に利用することができるエネルギーのこと。

酸性雨

自動車排ガス等による大気汚染により降る酸性（pH5.6以下）の雨のこと。森林の立ち枯れや湖沼生物減少等の深刻な被害をもたらすとされている。

自然共生サイト

民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森やビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

自然共生社会

人間の活動と自然環境が調和し、互いに尊重しながら共存する持続可能な社会のこと。

事業継続計画（BCP）

企業が自然災害や大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源の喪失を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

消化ガス発電

下水処理の過程で発生する消化ガス（下水汚泥をメタン発酵することにより発生するバイオガス）を使った発電事業。

条件付特定外来生物

「外来生物法」に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特定期間外生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称のこと。法律上は「特定外来生物」

となる。現時点で「条件付特定外来生物」に指定される生物は、アメリカザリガニとアカミミガメの2種がある。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、食べ残しや消費期限や賞味期限切れなどによる廃棄、規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残りなどがある。

森林環境譲与税

パリ協定の枠組の下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税・森林環境譲与税が創設された。森林環境譲与税は、2019（令和元）年度から市町村及び都道府県に交付されており、市町村における用途は、間伐や人材育成・担い手確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用に活用される。

生態系

生産者、消費者、分解者である生物学的構成要素と、大気や水、土壌等の無機的構成要素が、様々な作用により物質代謝され、エネルギーや物質が循環する体系のことをいう。

生態系被害防止外来種

2010（平成22）年の生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に資するとともに、外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている外来種。特定外来生物とは異なり、国内由来の外来種も対象に含む。

生物多様性

すべての生物の間に違いがあることを指す。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの段階で多様性がある。

た行

太陽光発電

太陽光エネルギーを直流電気に変える発電方法。

地域猫

野良猫が住みつく場所で、地域住民の認知と合意の上で共同管理されている猫の通称。増えすぎた野良猫の数を抑制し、住民やボランティア等が共同管理することで、猫が起こす様々な問題に対応することを目的としている。

地中熱利用

地中の安定した温度を活用して冷暖房や給湯などに使う再生可能エネルギー技術のこと。地下10~15mの地温は年間を通じてほぼ一定で、ヒートポンプを用いて地中との熱交換を行う。空気や地下水を媒体とする方式がある。日本での本格的普及はまだこれからだが、今後の普及が期待されている。

低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。電気自動車や天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、低燃費・低排出ガス認定車などが含まれる。

ディスプレイ

調理用の流し台の下部に接続している排水設備に直接取り付けの生ごみ粉碎機。

デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

2050年カーボンニュートラル及び2030(令和12)年度の削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」ともいう。温室効果ガス(二酸化炭素)を減らす脱炭素(Decarbonization)と、環境によいエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法」によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育や栽培、保管または運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。

な行**二酸化硫黄(SO₂)**

主に硫黄分を含む重油や石炭等を燃料とする工場などのばい煙発生施設・自動車排ガスから発生する。

二酸化窒素(NO₂)

二酸化窒素は高温燃焼下で燃料中や空気中の窒素と酸素が化合して生成される。主に自動車等の移動発生源や工場等の固定発生源において発生する。

二次林

過去に伐採や山火事、風害などの影響を受けた後、植物体の再生や土中の種子が成長して成立した樹林。

ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

熱中症

高温環境下で、体内の水分や塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称。

燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接発電する装置。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質してつくるのが一般的である。酸素は大気中から取り入れる。また、発電と同時に発生する熱も活かすことができる。

ノーカーデー

交通渋滞の緩和と大気汚染防止、資源の節約、地球温暖化防止を目的に、自動車の使用を控え、公共交通機関等を利用する日のこと。

は行**バイオマス**

家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことをいう。バイオマスは成長過程で二酸化炭素を吸収するため、バイオマスを利用して全体としての二酸化炭素を増加させない(カーボンニュートラル)といわれている。

ヒートアイランド

都市部の温度が他の地域に比べ高くなる現象のことで、エアコン等による排熱量の増加や、コンクリート建造物・舗装面による太陽光熱の熱吸収量の増加が原因とされる。熱帯夜や熱中症の増加など、生活や健康に与える影響が懸念されている。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

フードバンク

まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品を食べ物に困っている施設や人に届ける活動のこと。

藤枝型森林カーボンクレジット

藤枝市の森林資源を活用し、二酸化炭素吸収量を認証して地域内で循環させる取組。J-クレジット制度を活用することで、持続可能な地域経済と地球温暖化対策を同時に推進する。

藤枝市もったいない運動

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に向け、すべての市民が環境の大切さに「気づき」、「学び」、そして「行動」をする環境行動都市を目指し、「もったいない」をキーワードとして展開している運動のこと。

藤枝版ローカル SDGs

2015（平成 27）年の国連サミットで公表された SDGs（持続可能な開発目標）に対する地方公共団体としての取組姿勢を示した藤枝市独自の目標。

藤枝もったいない倶楽部

「藤枝市もったいない運動」を市民全体が実践する活動へと広げていくため、環境にやさしい取組を行う企業や NPO、市民団体、市民の方に登録をしていただき、環境に関する情報提供・情報交換を行うことを目的としている。

不法投棄

ごみを人目につかない山中などに違法に投棄すること。通常、ごみは法律に沿って処理しなければならないが、処理費用等がかかるため、ごまかすためなどに不法投棄が行われる。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒径が 10 μm（マイクロメートル）以下の粒子状物質のことをいう。原因は、石油や石炭系燃料の燃焼に伴い発生するものや破砕・土埃などによるもの、大気中で二次的に反応して生成されるものなどがある。

放置竹林

手入れされなくなった竹林のこと。日本では古くから竹を様々な道具に加工して利用し、またタケノコを食用にする等してきたが、これらが行われず、さらに竹は成長スピードが大変早く、他の植物の領域を侵して広がるため、日本各地で放置竹林対策が課題となっている。

ま行

マイバッグ

不要なレジ袋削減のための再利用可能な買い物袋のこと。

まち美化里親制度

まち美化活動に意欲を持つ市民や企業などが「里親」となり、公共施設（公園や道路、河川など）を「養子」に見立て、わが子を育てるように、清掃・美化をしていくもの。

や行

有機フッ素化合物（PFAS）

炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物であり、その総称を PFAS という。代表的なものとして PFOS と PFOA があり、撥水剤や消火剤、コーティング剤などに用いられている。環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進んでいる。

ら行

ライトダウンキャンペーン

地球温暖化の防止やその啓発のため、夜間の照明を消す、または照明の照度を落としたりすること。

リサイクル率

ごみの総量（行政施設搬入量及び集団回収量）に対し、リサイクルされたごみ（資源物）の割合のこと。

林種転換

ある森林に植えられている樹種（木の種類）を別の樹種に変更すること。

レジリエンス

直訳すると回復力や弾力性という意味であり、環境や防災の分野では、大規模な自然災害などの外部からの衝撃に対して、被害を最小限に抑え、速やかに回復・復旧できる「しなやかな強さ」を指す。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物についてのリスト（レッドリスト）の掲載種についてとりまとめた情報を記載したもの。

数字・英語

30by30

2030（令和 12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030（令和 12）年までに陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

6R

「ごみを出さない」「繰り返し使う」「再資源化する」というごみ減量と資源の有効利用の優先順位のこと。Reduce（減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（資源として再び利用する）の頭文字をとって 3R と呼ばれている。これに Refuse（断る）、Return（持ち帰る）、Recover（清掃活動へ参加する）を加えて 6R という。

AI（Artificial Intelligence：人工知能）

人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアによって人工的に再現したもの。

BOD（Biochemical Oxygen Demand）

生物学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるのに要した酸素の量で、水質を表す代表的な指標の一つ。水が汚濁しているほど BOD は高くなる。また、BOD 指標は海域と湖沼では用いられない。

CSR (Corporate Social Responsibility)

日本語では「企業の社会的責任」と一般的にいわれる。企業は社会的な存在であり、利潤や経済的効率だけを追求するのではないとする考え方。具体的な取組内容は様々であり、製品やサービスの安全と品質の確保だけでなく、環境保全活動や地域貢献など幅広い。

ESCO 事業 (Energy Service Company)

工場の照明の LED 化や高効率な空調設備への更新など、省エネに必要なすべてのサービスを提供し、その結果得られた光熱費の削減分から経費を回収する事業モデルのこと。

FEMS (Factory Energy Management System)

工場内のエネルギーの使用状況をセンサーや IT 技術を使って「見える化」し、機械の稼働を最適に制御することで、無駄なエネルギー消費を抑える仕組みのこと。

ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術を表す言葉。日本では IT が同義で使われているが、IT に「Communication」を加えた ICTの方が、国際的には定着している。タブレットやパソコンなどの ICT 端末やインターネットなどを活用した教育のことを ICT 教育という。

ISO14001

国際標準化機構 (ISO) が 1996 (平成 8) 年に制定した環境マネジメントシステムの国際規格。環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織に認証を与えている。

J-クレジット制度

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度。

OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)

国立公園などの法的な保護地域以外で、企業の森や社寺林など、民間の取組によって生物多様性の保全が実質的に図られているエリアのこと。2030 (令和 12) 年までに陸と海の 30%以上を保全する「30by30」目標の達成に不可欠な要素とされている。

pH

水素イオン濃度のこと。物質の酸性・アルカリ性を表す指標のことで、7 を中性とし、0~14 の範囲で表される。数字が小さいほど酸性度は高く、逆に数字が大きいくほどアルカリ性度が高くなる。

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015 (平成 27) 年 9 月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針。17 の個別目標とより詳細な 169 項目の達成基準から構成される。

WBGT (暑さ指数) (Wet Bulb Globe Temperature)

熱中症を予防することを目的とした指標。気温だけでなく、湿度、日射・輻射熱 (地面や建物からの熱)、風の要素を取り入れて算出される。環境省が発表する「熱中症警戒アラート」の基準にもなっている。

ZEB (Net Zero Energy Building)・ZEH (Net Zero Energy House)

高断熱・高効率な設備と太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用し、年間の一次エネルギー消費量を実質ゼロ以下にすることを目指す住宅 (ZEH) やビル (ZEB) のこと。

第3次藤枝市環境基本計画【後期計画】

第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画
(区域施策編)

藤枝市気候変動適応計画
藤枝市食品ロス削減推進計画

令和8年3月発行

〒426-0026 藤枝市岡出山 2-15-25

藤枝市環境水道部環境政策課

TEL : 054-643-3183 FAX : 054-631-9083

e-mail : kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp

